第二章　江戸時代の郷土

第一節　徳川家臣団の知行所と郷土

第一項　九十九里の村々への家臣団の配置

配置上の基本方針

一五九〇年（天正一八）八月朔日、徳川家康は、今までの恩顧の地である三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の五か国を、秀吉の策により失い、その所領を新たに関東に移され、この日その本拠の江戸城に入った。いわゆる「江戸御打入」というのがこれである。

家康の関東における領国は、かつての北条氏の勢力下にあった。武蔵・相模・伊豆・上総・下総・上野の六か国であるが、入国と同時に江戸を権力の中心地として、その整備にあたる一方、家臣団の知行割に着手し、本格的な領国経営の布石をした。まず、この時の徳川家臣団は、三河武士団を中核として、それにその後加わった信濃・遠江・駿河の出身の武士団を、諸地域の政治的条件に基づき領国内に配置していった。

では当時の家臣団の構成を階層別にとらえてみると、

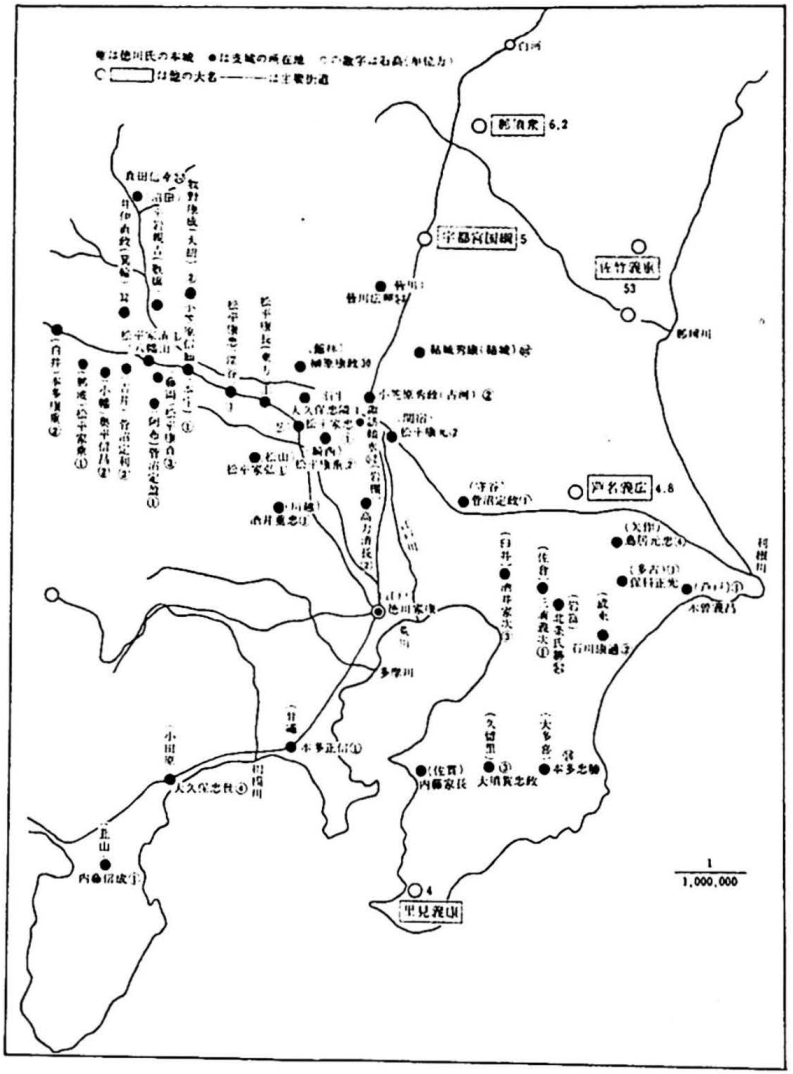

図146　徳川家康関東入部当時の上級家臣団の配置と他の大名の位置図

（1）　徳川一門と上層譜代、石高一万石以上（四二家）
（2）　これに準ずる五千石以上の上級家臣団
（3）　関東・その他の出身で五千石から千石以上の中級家臣団
（4）　千石以下の下級家臣団

の四つに大別できる。

以上の家臣団を配置するに先立って、江戸周辺に百万石を上回る直轄領を設定した上で、領国内の旧北条氏の一族や家臣の支城を中心に家臣を配置したが、敵対勢力に対するために、主として有力大名を領国内の周辺部においた。一、二万石以下や中、下級家臣団は中央部に配した（図146参照）。

と同時に、農民に対する支配体制を強化し、秀吉の勢力に対抗して、強固な統一的封建勢力を創り出すことにつとめた。すなわち、家康の関東新領国の政治は、直轄領と直属家臣団の知行地で占められ、譜代の家臣で大名に昇格したものも、いわゆる一般の大名（公称大名）ではなく、徳川氏の上級家臣としての地位は不変であった。農村支配のあり方にも、秀吉とは異なり、妥協的・反動的であった。旧酒井氏の家臣の中には、鳥見役や野廻役の名で幕臣に加えられたものもあり、検地のあり方にも分付記載が残されたりしているのを見てもその点が認められる。これには、三河時代一向一揆に悩まされた苦い体験が農村政策に反映しているといわれている。

関が原（慶長五年、一六〇〇）の役後、豊臣方や旧族大名に対する大規模な改易と転封とによって、徳川一門や譜代大名が新たに創り出された。その総高は、取り潰された除封大名、八七・石高四一四万六二〇〇石

表72　江戸時代九十九里町旧村々支配変遷一覧表　木島作図

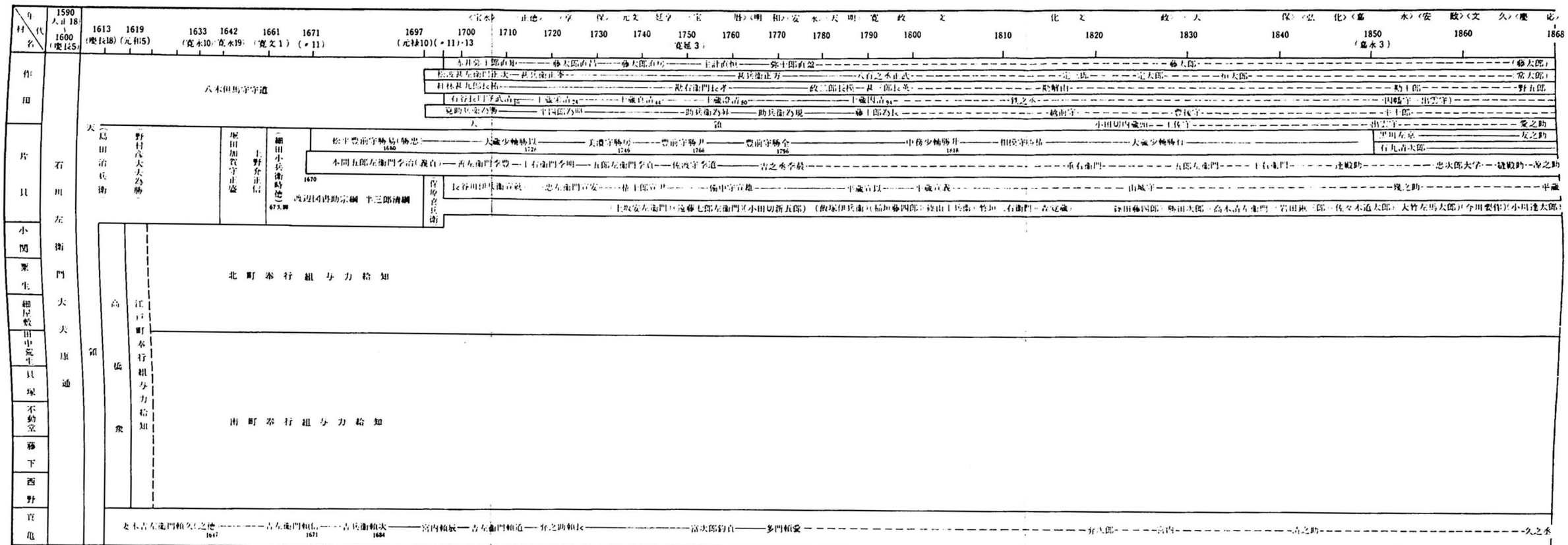

減　封　大　名　三・石高二〇七万五四九〇石

合　計　六二二万一六九〇石

に及んでいる。これらは地域的にみると、中部・近畿に集中しており、これらの地に徳川氏は直轄領と一門・譜代の大名を配置し、全国制覇の布石とした。この結果、関が原の役後一六〇二年（慶長七）までに、

徳川氏の付庸大名の　四〇名…独立の大名に、

加封取り立てで　二〇名

新規帰属・新規取り立て　八名

の合計六八名が、徳川氏の全国制覇の基礎として全国にくまなく配置された。

その後、二度の大坂の陣を経て、徳川氏は名実ともに全国支配を確立していった。まず諸藩を服従させる有力な条件として、幕府直轄領（天領）を量的にも優位を保ち、併せて多彩な存在形態による財政維持を図った。すなわち、豊かな農業生産地帯や鉱山周辺の確保、三都（江戸・大坂・京都）中心の中央市場の形成、さらに各藩領と寺社領との錯綜状態による大名・寺社の統制などがそれである。

さらに、元和・寛永期には、外様の改易強行策によって天領は拡大し、辺境地帯にも次第に分散の傾向を示した。と言うことは、直轄領の設定は流動的であり、大名の転封・改易による増し分は、新設の大名・旗本の供給源にあてられた。わが九十九里町を含む上総の地は、後述のごとく慶長（慶長元年、一五九六）から元和（元和元年、一六一五）・寛永（寛永元年、一六二〇）・寛文（寛文元年、一六六一）・元禄（元禄元年、一六八八）まで、しばしば帰属を変えているが、江戸近傍という地域性から操作地的な性格をもっていたものと思われ

る。

このような立場から考えると、親藩・譜代領・旗本領と直轄地の配置は個別的なものでなく、広義の幕府領として統一的に把握すべきものである。

九十九里町における支配の実態　全町の旧村々の全体的な展望を、中央史料や町内諸家の諸文書を可能な限り検索して作成したものが、別表72「九十九里町の支配変遷一覧表」である。以下年代を追って各旧村の様子を概観してみたい。

まず、その前にわが郷土の支配形態を大別すると、

(1)大名領分
(2)旗本知行地
(3)南北町奉行組与力給知
(4)天領（幕府直轄地）

の四つに分類できる。

前項でもふれた通りこれらの知行形態は、特に初期は流動的であり、寛文・元禄の大規模な地方直し（じかたなお）を始めとして、たびたび帰属関係を変えている。一、二の例外を除いて知行体制が定まるのが、旗本五百俵以上の者に蔵米のかわりに知行を与える制度にきりかえた。一六九八年（元禄一〇）の「元禄の地方直し」以後であるといえるだろう。

(1)の大名領分についてふれると、一時的ではあるが、一五九〇年（天正一八）に家康の江戸入城に伴い、成

東に二万石を与えられた石川左衛門大夫（長門守）康通の所領に九十九里町全域がくみ入れられ、一六〇〇年（慶長五）まで続いた。康通は武田攻めに従軍して敵の首級一六をあげたり、長久手の戦いや小田原攻城に先陣し、目覚しい戦功をあげた。その功に報いられ従五位下左衛門大夫、後に長門守に叙せられた。関が原の戦いには清洲の城を守った。戦後、五万石に加増され、美濃国大垣城に封を移された。

次に、片貝村についてみれば、一六四二年（寛永一九）佐倉に所領を与えられ、一一万石を領した堀田加賀守正盛とその子上野介正純の領分に組み入れられたと古記録に散見するが、その詳細については知るべくもない。

堀田正盛は、新参の譜代層であり、三代将軍家光の側近として小姓組番頭から登用され、一六二八年（寛永五）はじめて大名に取り立てられ、家光が将軍となるや松平信綱・阿部忠秋・三浦正次らとともに幕政に大きな発言権をもった。寛永一〇年から慶安四年に至る一九年間も老中の職にあった。

正盛がこのような権力の座についた背後には、かれが家光の乳母の春日局の孫にあたるといった縁故も力があったと言われる。その格別な恩顧に報いるために、家光の死後、他の三人の重臣とともに一六五一年（慶安四）殉死をした。

子の上野介正信は、父の跡を継いだが、一六六〇年（万治三）九月上野の将軍霊屋に参拝、そのまま無断で帰国し、翌月、突然一封の上書をたてまつった。いま『徳川実紀・厳有院殿御実紀巻二十』の万治三年十月九日の条には

堀田上野介正信此廿八日東叡山（寛永寺）前代（家光）霊廟に参拝し。直に身の暇をも申さで。佐倉の城にかへりて籠居す。やがて保科

肥後守正之。阿部豊後守忠秋を宛所として一通の封書をさゝぐ。（略）其封事の大略は。当代御幼稚の昔より、代をしろしめす事既に十年。輔導の人其道を得ず。天下の人民ことごとく疲弊し。幕下の諸士悉く貧困す。すべからく早く愚意をほどこし、窮愁を慰せらるべし。まづ正信が父より伝へ給はる禄をもって。御家人に充賜すべき料とせらるべきなり。よって正信が所領の城地。ことごとくかへし奉るとの旨なりしとぞ。

此封事のさすところ、ひとへに松平伊豆守信綱を誹謗するにいたる事多く書のせ。また宛所にも正之。忠秋ばかりをしるし。信綱の名をのせざりしは。其故なきにあるべからずとて。正之申けるは。たとひ上野が申所は用ゆるに足事なしといふとも。己が身をも家をもすて、諫を申条。さのみ悪むべきにあらずとありしかば。諸老臣げにもとこれに従ひしに、信綱は。上野が所為ひとへに狂気と見ゆると申。正之重て。上野は故加賀が嫡子といひ。其身も。かく国のために身を労て直諫するものを。いかで狂人とはせんやと申。このとき信綱。故加賀守が子なれば。いかなる重罪たりとも。一度二度は御なだめあるべきものと存ずればこそ狂気とは申なれ。たとへ諫所のさる事にもせよ。御暇をも申さで居城に引こもって。かかる事聞え上る。其かたちは反逆に類せり。もし狂気にあらずして、かかる挙動せんには。其身は申に及ばず。罪三族にも及べし。あまりに不便に存じて狂人とは申なり。狂人の所為ならば。いかなる罪をも。なだめらるべき事勿論に候とありければ。正之はじめ一座の人々。信綱が深慮のほどをぞ感じけるとなり。

と記されている。

正信は、譜代の意識が強く、幕府の要求する軍役を忠実に負担するために、家臣団の増強と軍備の拡充につとめ、それが農民に対する年貢増徴となって農民の窮乏をもたらしたとみられる。したがって、当時の佐倉藩には、たしかに惣五郎のような義民が出現するだけの背景があったと考えられる。

正信の処遇について『前掲書』同年十一月三日の条に

酒井雅楽頭忠清の邸に、堀田上野介正信が弟脇坂中務少輔安政をめして仰をつたへしは。正信こたび譴責を蒙りしかば。御寛にそなへしかど。その申所一事として採用せらるべき事にあらず。あまさへ身のいとまも請奉らず。居城にかへり。こと更御不予の折からといひ。公を蔑如するに似たり。しかりといへども父加賀守正盛前代御登注深かりし故をもて。その罪をなだめられ。中務少輔安政にあづけられ。信州飯田へ配流せられ。長子帯刀正休に。月俸として一万俵たまはり。佐倉の城地十万石収公せらるゝとなり。この正信は故の加賀守正盛が嫡男なり。寛永十八年はじめて見え奉り。正保（一六四四）元年十二月晦日爵たまはりて上野介と称し。慶安（一六五一）四年八月十四日家つぎ。この日罪かうぶりて安政にあづけられ。のち寛文（一六七二）十二年五月酒井修理大夫忠直に預けかへられしが。延宝（一六七七）五年六月潜に配所若州小浜を出て京に赴きしにより。其罪死に当れりといへども。亡父の旧勲を思召し一等を宥められ。また松平阿波守綱通にあづけ給ひ。同八年五月。当代の御事ありしをつたへて。おなじ五日自殺せり。年五十なりとぞ。

と記している。

『小川家文書』の記述通り、片貝村が佐倉領にこの時期に属していたとすれば、当然その重税に苦しんだことになるが、これに関する記録は発見できない。

さて、その後、本町に関係のある大名としては、一六七一年（寛文一一）以後、一八五〇年（嘉永三）まで、片貝村に一九〇石余の領分をもっていて、多古に陣屋を構えた久松松平氏がある。同氏の略系は次の通りであるが、その祖、勝俊（康俊ともいう）は久松佐渡守俊勝を父とし、母は水野右衛門大夫忠政の娘（伝院院御方で家康の生母）の三男に生まれた。その縁で松平氏を称した。

（久松松平氏略系）

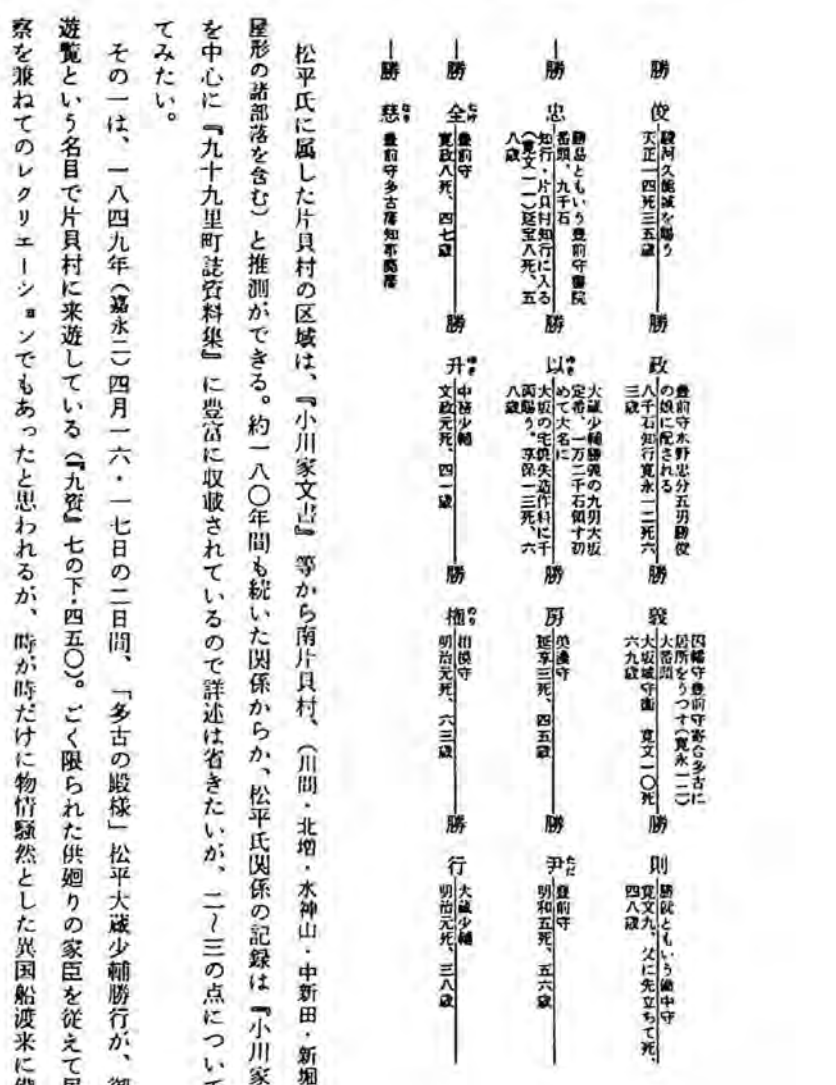

松平氏に属した片貝村の区域は、『小川家文書』等から南片貝村、（川間・北増・水神山・中新田・新堀新田・屋形の諸部落を含む）と推測ができる。約一八〇年間も続いた関係からか、松平氏関係の記録は『小川家文書』を中心に『九十九里町誌資料集』に豊富に収蔵されているので詳述は省きたいが、二～三の点についてふれてみたい。

その一は、一八四九年（嘉永二）四月一六・一七日の二日間、「多古の殿様」松平大蔵少輔勝行が、御浜御遊覧という名目で片貝村に来遊している（『九資』七の下・四五〇）。ごく限られた供廻りの家臣を従えて民情視察を兼ねてのレクリエーションでもあったと思われるが、時が時だけに物情騒然とした異国船渡来に備えての私的な領内の見分の意も含まれていたとも見られる。

当日は、名主庄兵衛宅に泊まり、一六日には地引網を二ばん、一七日には一ばん観覧した。両日とも水夫

五〇人にあかね(赤)の袴を賜わり、ねぎらいの酒がふるまわれている。小藩とはいえ、大名がその目で直接派かせぎの男たちの働く姿を見るのは初めてであったことだろうし、まざまざと領民の生きざまに触れられたのは意義深かったと思われる。

しかし、殿様を迎える庄兵衛宅の大掛な準備の様子や、殿様が帰ってからの残務整理から御礼言上のために参上する経過が、事務的に記された諸用届の行間から実にリアルにうかがい知ることができる。

この多古藩に思わぬ災難が突発した。片貝村への遊覧の年の一二月一九日、父相模守勝権が幕府より預かっていた、長崎唐大通事の神代徳次郎を逃がしたとがめを受けて勝行は閉門を命ぜられた。閉門は翌年の五月二二日にゆるされたが、同年一二月一〇日には、いままでの領分の内、下総国香取郡・葛飾郡・上総国武射郡・長柄郡・山辺郡の中から、一〇、四三三石余を取り上げられ、代わりに陸奥国(福島県)楢葉郡・石川郡の内で八、三二八石余を領することとなった。総高で二、一〇五石の減封となった。この時の模様について、『小川家文書』では、殿様の処分についてはふれていないが、家臣の処罰について記されている(『九賀』七の下四五一)。

「大急ぎ役会所　牛尾村を経て野中村より初まる長崎唐大通事神代徳次郎逃げ去りし一条、御吟味落着に付、去る十九日、殿様御閉門仰せ付けられ候間、来春、松飾、祝事等遠慮致し、旅て申達の通り、村々火の元大切に致し候様、村々惣百姓共へ申し渡さるべきこと。

一、村々用事これ有り候わば、会所へ申し出づるものなり。

酉十二月廿一日　役会所印□□□野中村より初まる

西上刻出す

右、刻付を以て、早々順達留り村より此地へ相返し申すべき事。

長崎唐大通詞、神代徳次郎逃げ去り候一条、御吟味相済み、去る十九日、遠山左衛門尉御仮宅において、右の通り仰せつけられ候。

中追放　浅野正作
軽追放　河野安蔵
押込　久治郎
押込　鎌形弥助
　近藤助次郎
　渋谷駒之助
　山田平蔵
　五十嵐平左衛門
　浅野平作
　渋谷定次郎
　五十嵐佐太郎
　石井唯五郎
　勝又茂兵衛
　渋谷幸助

無　構　高橋恵之助
松平信濃守用人
池田伴作
死　罪　神代徳次郎
右の通り相心得べく候　以上
十二月卅一日

多古役所印

右村々名主組頭

櫛の歯を引くように年の暮れに藩の異変が順達され、家中の混乱ぶりがうかがえる。事件の張本人の罪の内容は明らかでないが、順達で死罪を言い渡されているところを見るとつかまったらしい。

多古藩に加えられた減封・移封の処分の結果、片貝村はこの時から松平氏の領分から除かれることとなり、これ以後、九十九里町全域に大名領分はなくなった。

次に(2)の旗本知行地について述べてみたい。

まず旗本とは、将軍直属の家臣であり、御家人と合わせて直参といった。中でも、御目見え(謁見)できる資格のあるなしで旗本と御家人とに区別している。その知行・俸禄にしても、一般に旗本の方が多く、一万石未満から百石内外と多くの階層に分かれていた。三千石以上で非役のものは交代寄合といい、その長を寄合肝煎といった。それ以下の旗本・御家人で非役のものは小普請といい、小普請支配が統率した。これらのものも臨時に諸役を命ぜられることもあった。

旗本の母胎は、「三河以来」の名称で呼ばれる譜代の家臣や、家康の関東入国以後、かつての北条氏の遺臣や、その後の新規召抱えもある。その知行地は、わが上総をはじめ、武蔵・相模・下総の江戸周辺に集中していた。

幕府は旗本に対する政策として、知行権を制限し、幕府に対する服従を強化した。三千石以上の大身の旗本を除いて知行地に対して支配権を認めず、支配権は幕府の代官に委ねられ、公定の貢租額の年貢を徴収した。俸禄は家格により一定しており、世襲された。役職につくと相応の手当や職務俸がついた。職務には番方（軍事的任務）と役方（行政・司法・財政的任務）があり、時代が下るにつれて番方より役方が優位に立つようになった。

旗本個人の生涯をたどってみると、一〇歳代で「初見」といって、はじめて将軍にお目どおりを許され、番入りをする。父が隠居、死亡すると家を継ぐ。平番士・非役で終わるものもあれば、抜んでられて組頭・番頭・奉行と進むものもあり、後者には相応の位が併せて与えられる。まず「布衣」を許されるといって、役付になると六位に任ぜられ、さらに進むと「従五位下」に任ぜられ、旧大宝令に準じた太政官の官職に相当する「左近将監」とか「長門守」とかの役名が形式的に与えられる。退隠の年は一定しないが、相続の嗣が「初見」し、後顧の憂いのない時期を見計らって致仕する。功労顕著なものには、嗣子に退隠後の養老料として二百俵、三百俵などと与えられる。勤めを辞すると、それぞれ家格に応じて寄合・小普請に入る。在職中精勤者には、黄金何枚とか、時服（季節に応じた衣服）何領かを賜わった。

さて、本論にもどって本町に知行地をもっていた旗本諸家を調べてみると、作田村は天領を除いて、他の

ことごとくが旗本知行で占められている。時代を追っていくこととするが、残念ながら旧作田村関係の諸史料が乏しくてその詳細を明らかにしがたい。表72に示すとおり、成東城主石川康通の転封後、直ちになったかどうかさだかではないが、寛永から寛文にかけて旗本八木但馬守守直の一給地であった。『徳川実紀』によれば、守直は作事奉行を勤め、明暦の大火（明暦三（一六五七）年一月、振袖火事）により江戸城本丸・二の丸が焼失したのを復興した功で、黄金五枚・時服三領・羽織一枚を賜わり、一六五九年（万治二）には、その手腕をかわれて、伊勢内宮（いせないくう）造営の奉行を命ぜられ、工事監督の任にあたり、引き続いて山田奉行となっている。この時役料として三百俵を下賜されている。一六六五年（寛文五）には病んで子の十三郎高豊が家督を継いでいる。高豊も駿城加番（すんじょうかばん）や火消役を歴任し、寄合入りをしているから、石高も三千石以上の大身であったはずである。作田村の石高からみて、ここが八木氏にとって有力な知行地であったことがうかがえる。

表73　作田村知行の変遷表

年代 / 地頭	1775（安永4）日光御社参御触書写＜飯＞	1827（文政10）御用留＜飯＞
松波八百之丞	124石9斗6升8合4夕	144石9斗6升8合4夕
紅林政二郎	144.9.6.8.4	144.9.6.8.4
筧助兵衛	290.8.0.7.5	279.3.1.0.0
赤井弥十郎	290.8.0.7.5	290.8.0.7.5
石谷重蔵	169.7.1.9.4	144.9.6.8.4
天領飯塚伊兵衛支配	159.1.4.9.4	小田切土佐守 144.9.6.8.4
同卯高入分	125.8.0.2.0	天領森覚蔵支配 122.8.0.2.0

筆のついでに、その後の作田村について述べると、「元禄の地方直し」の後、旗本五氏の知行地に分給される。すなわち、一六九七年（元禄一〇）には、松波甚左衛門正次・紅林甚九郎長祐・筧助兵衛為勝の三氏が知行をあてがわれる。ついで翌一六九八年（元禄一一）赤井弥十郎直矩・石谷長門守武清の二氏が加わる。乏

しい作田村関係の記録をもとに、同村の旗本知行高を編んでみると、表73のようになる。安永四年（一七七五）の「日光御社参御触書之写」（飯高家文書）では、六給高合千三百拾壱石七斗五升弐夕とある。その内訳をみると、飯塚伊兵衛御代官所の支配地が重出している。これは、古新田と享保二十年の卯高入による新田とを区別しているものらしい。ちなみに、この表にはないが、安永と文政年間の中間の、寛政年間の『上総村高帳』（『房総叢書・第五輯』所収）によれば、作田村の天領が篠山十兵衛と内方鉄五郎の二人が支配しているのも、こうした事情を物語るものであろう。

ところでこの天領の片方は、文政一〇年の項で分かるように、この時は旗本小田切土佐守の知行に移っている。いつ代官支配から変ったかは史料不足ではっきりしないが、前述の寛政（寛政元年、一七八九）から享和（享和元年、一八〇一）―文化（文化元年、一八〇四）年間までは天領が続いたものと思われる。旗本小田切の名が地方の史料に初出するのが、一八一九年（文政二）小田切内蔵頭とあるので、恐らくこのころだと推測される。したがってこれ以後作田村は六給支配となるわけである。では、この六名の旗本を作田地区の地図の上に置いてみたいのだが、手がかりがなく確定的な結論は導き出せない。今後の史料探査に期待したい。ただ、幸いにも、石谷十蔵関係は、『作田家文書』でうかがい知ることができる。

次に旗本六氏の系譜を略述してみたい。

○松波氏　藤原氏支流　家紋、丸に簾・瓜・舞鶴

政俊（三の丸番 三〇〇石）―政治（大番組頭 二百俵加恩）―正信（小姓組）―正次（小普請、元禄十年作田村を含めて三百石加増）―正峯（使番巡行に従い、時服を賜う）―正方（小姓組）―正武（八百石、進物役）―正定―

采地　一〇〇〇石

○紅林氏　橘氏　家紋　丸に橘　三瓶子(へいし)

吉治(三方が原・長篠の戦いに戦功あり、戦死)—吉直(大番)—吉永(大番組頭)—長益(小姓組)

—長祐(元禄十年作田村知行に入る。小姓組)—長孝(小姓組)—長模(のり)(西城小姓組)—長英(ひで)

采地　五〇〇石

○寛氏　藤原氏支流　家紋　三頭左巴(みつがしらひだりどもえ)

為春(歴戦に戦功あり、諸奉行 布衣。鉄奉行)—元勝(先鉄砲頭・布衣 鉄奉行)—元春(書院番)—為勝(元禄十年、作田村知行に入る。巡見使、布衣、徒頭)

—為照(小姓組)—為昇(のり)(使番・布衣)—為規(なり)(使番・布衣)—為長

采地　一四八〇石

○赤井氏　清和源氏頼季(よりすえ)流　家紋　井筒(いづつ)に桐　雁金(かりがね)

時重(小姓組・書院番)—直矩(書院番・元禄十一年 作田村知行に入る)—直昌(小姓組)—直房(小姓組)

—直恒(小普請組頭)—直盈(みつ)(小姓頭)—直時

采地　五五〇石

○石谷氏　藤原氏為憲(ためのり)流　家紋　九曜(くよう)

貞清(左近将監・従五位下 目付・町奉行)—武清(長門守・従五位下 目付・[illegible]附 作田村知行に入る。元禄十一年)—清成—栄(よし)清

—真清(小姓組)—澄清(中奥番・徒頭・布衣)—因(よ)清(小姓組)—直清

采地　二五〇〇石

○小田切氏　清和源氏支流　家紋　丸に桔梗　丸に二引

光季（長篠合戦討死）―光猶（駿府仕）―須猶（目付・布衣禁裏附　従五位下美作守）―直利（巡見使布衣目付　大坂町奉行従五位下、土佐守、大目付・小姓組番頭）

―直広（布衣巡見使　小普請支配）―直刻―直棊（小姓組）―直年（使番・布衣、小普請支配・駿府町奉行　大坂町奉行、従五位下土佐守町奉行）

采地　三〇〇〇石

以上は『寛政重修諸家譜』を資料として抄録した。したがって同書が寛政一〇年（一七九八）に作成されたものなので、それ以後が欠けていることを諒とされたい。

筆を片貝村にすすめたい。堀田上野介正信が狂気乱心のかどで改易になって、その後は再び天領に組み入れられた。すなわち、一六六一年（寛文元）から代官細田小兵衛時徳の支配下におかれた。ところが、一六六七年（寛文七）細田小兵衛は、前年、常陸の谷原新墾をめぐって百姓たちから訴えられ、寺社・町奉行・勘定頭・目付に訊問を受けた。その訳は開墾に当って、川の水を貯えたため、溢水して百姓たちが窮状を訴えたにもかかわらず、とり上げず、偽って経過報告をしていたため、本来なら切腹のところ、それまでの勤務に落ち度がなかったので宥されて、代官を罷免され、内藤豊前守信良に預けられ、毎月十二人扶持が給され、僕五人を従わせるという判決を受けた。『徳川実紀・寛文七年十月廿二日の条』

『小川家文書』（緊要掌記）によれば、細田小兵衛から、松平氏と旗本本間氏に移ったとあるが、この間のところが史料不足である。『御鷹場旧記』にしたがうと、この時代に旗本渡辺半三郎（図書助）宗綱の知行であったと記されていて、掌記の記録と一致しない。諸種の史料に基いて片貝村の寛文から元禄期の流動的な給

知事僧を推測すると、表72に示すとおりだが、これを実際に地図の上に落としてみると、松平氏のところで述べたが、細田小兵衛より、まず一六七〇年（寛文一〇）本間氏が片貝村西組の地（西・前里・下タ谷・西の下を含む）をあてがわれ、翌年、松平氏が南組を領した。これ以外の片貝村の区域、（中組が、法久・中里・下モ谷・須原。北組が、北・南北新田・高畑・北の下）を渡辺氏が一六九七年（元禄一〇）まで知行地としていた。その年、中・北の地域は、またまた上知されて、代官保原喜兵衛の支配となるが、翌一六九八年（元禄一一）中組は旗本長谷川伊兵衛宣就の知行となり、北組は、町内の近村と同じく遠れて北町奉行組与力給知に加えられ、幕末に至った。

また、作田村のところでふれたごとく、新田は天領として最後まで続いて幕府の財力を支えていた。元禄のころまでの頻繁な配置換えを経て、その後ほとんど知行形態には変改はなかったが、前述の多古藩減封のあおりを受けて、片貝村南組が、一八五〇年（嘉永三）から二人の旗本、黒川左京・石丸清次郎の知行に分けられ、四給から五給地に変った。

次に片貝村に知行をもった旗本五家の系譜をたどると、

○渡辺氏　嵯峨源氏綱末流　三河国額田郡の豪族

宗綱（近見使・百人組頭）―清綱（半三郎・先手頭・布衣・持弓頭・百人組頭・片貝村知行に入る）　采地　三七〇〇石

○本間氏　清和源氏満政流　家紋　丸に十六目結　三巴

政季（長久手に戦功あり）―範安―季重（大番組頭・二条城定番）―義貞（大番組頭、寛文十年片貝村知行に入る）

―季豊（小姓組）―季明（小姓組）―季貞（書院番）―季道（使番、布衣、仙洞付　従五位下佐渡守）

采地　一八〇〇石

○長谷川氏　藤原氏秀郷流　家紋　左藤巴釘抜

宜次（小田原役に従う）―宜元（駿河忠長に仕う）―宜亘（書院番）―宜就（寛文十一年片貝村知行に入る　小姓組）

―宜安（書院番）―宜尹（西城・書院番）―宜雄（小十人頭・布衣、先弓頭・京都町奉行　従五位下・備中守）―宜以（平蔵・西城徒頭、布衣・先弓頭・火盗改・人足寄場を作る）

―宜義（小納戸・布衣）　四〇〇石

○黒川氏　平氏　家紋　丸に沢瀉輪違

正秀（代官）―正直（代官・大番組頭・目付、巡見使・長崎奉行　布衣・大目付・従五位下　丹波守）―正敦（使番・布衣　新番）―正増（使番目付・布衣巡見使山田奉行　従五位下丹波守）

―正封（使番・布衣）―正香（書院番組頭・布衣・西城　先鉄砲組頭）―正明（中奥番）　一八〇〇石

○石丸氏　清和源氏支流　家紋　丸に揚羽蝶　三巴

正次（持筒頭）―正直（書院番）―政證（書院番）―有俊（小普請）

―有親（書院番）―有孝（西城小姓組）―有由（小姓組）　六〇〇石

最後に旗本知行の村に真亀村がある。一六一三年（慶長一八）から幕末まで一給支配で変更なく弈木氏の知行であった。弈木氏は、清和源氏頼光流で桔梗を紋とし、次のような系譜である。

之徳（慶長十八年真亀村知行　大坂の陣に従う。巡見使）―永徳（書院番）―頼次（書院番）―頼辰（桐間番）

頼道（夭死）―頼長（徒頭・布衣）―釣貞―頼愛（書院番）

一〇〇〇石

(3)の南北町奉行組与力給知については、後項で詳述する機会があるので、簡単にふれたいが、本多佐渡守正信に属して、家康の親衛隊の役目のみに当てられていた。三州高橋七十騎（鈴木壺之助重利の率いるところから鈴木党ともいう）が、一六一九年（元和五）正信の子上野介正純に従って宇都宮に移った跡を、江戸町奉行に仕える与力の給知と定めた。一六三一年（寛永八）南北町奉行の制が定められると本町の旧村も、それぞれ南北にふり分けられた。すなわち、南町奉行の給知には、表72に示すように、田中荒生・貝塚・不動堂・藤下・西野の五か村が村ごと含まれた。一方、北町奉行側には、小関・粟生・細屋敷の三か村すべてと、後、一六九八年（元禄一一）になって片貝村の北組が組み入れられた（図165参照）。

当時の江戸町奉行所は南・北に別れて交替で役務に当ったが、その仕事の内容は都知事と警視総監とを兼ねた性格をもっていた。奉行は普通、三千石の知行の旗本が就任し、外に在職中には役料千石が加増された。本町に知行のあった旗本の中からも、江戸町奉行の要職についたものがある。まず、作田村の地頭石谷左近将監貞清（慶安の由比正雪の事件で丸橋忠弥召捕の功労者）、同氏から安政（寛政元年、一八五四）・文久（文久元年、一八六一）にかけて北町奉行の石谷因幡守穆清がある。また、同じく作田村の地頭、小田切土佐守直年は一九年間の長期にわたり北町奉行をつとめている。

与力の身分は警部補ぐらいと見てよいが、裁判官を兼ねたところもある。その給与は二百石といわれるが、『九資・七の上（三七五号）（被用留）』によると、熟練度と役付の有無で差があり、二三〇石をもらっているものがあるかと思うと、見習いとも見られるものは一〇〇石や五〇石のものさえいて名前も定員の二

五名以上が記されている。

この記録は北町奉行のものだが、惣高ではじめて五〇〇〇石と帳尻を合わせている。したがって南・北合わせて一万石の給知が必要であったわけである。この大縄地は、

南町奉行組与力給知が

上総方一七か村　高三二六二石二斗九升七合八夕
下総方一二か村　高二四九六石〇斗〇升二合八夕
計　五六五八石三斗〇升〇合六夕

『宝暦（一七六二）年、両総村石高覚』による。

北町奉行関係では

上総方一八か村　高四四六〇石六斗九升七合二夕四才
下総方一一か村　高一六〇三石六斗八升九合
計　六〇四〇石三斗八升六合二夕四才

『文化一四（一八一七）年、両総割合帳』による。

となっている。

与力の身分は一代限りの職であって、お目見え以下の御家人であったが、実際には世襲し、与力株も売買されていた。田舎廻りの代官の手代などで、蓄財して与力株を買うものもでてきた。それだけ余禄が多かったのであろう。与力は屋敷を八丁堀に与えられ、同心とともに他所に住むことはできなかった。

次に(4)の天領の支配についてのべてみたい。

第一項の基本方針の項でふれたように、天領は、直接的には幕府の莫大な出費をまかなう基であり、さらに、旗本・大名を創設するための基盤でもあった。吉宗が米将軍と呼ばれ、新田開発に積極的であったのも、一七二二年（享保七）が、享保期以後の幕府直轄領の総石高で最低を示し、かろうじて四〇四万石余であったからといえるだろう。

本町におけるこの時期の高入になる新田の意義も幕府財政の建て直しの一環として捉えることができる。その後の数字をあげてみると、一七三〇年（享保一五）には四四八万石と増え、一七四四年（延享元）には、四六三万石余と享保（享保元年、一七一六）から天保（天保元年、一八三〇）年代の最高を示している。

幕府はこれらの広大で、全国に分布している天領を支配するために代官を任命して事に当らせた。初期には家康の側近グループの一翼である代官頭伊奈備前守忠次や大久保長安、彦坂小刑部らが検地や土木工事など幕府存立の基礎工事を担当した。しかし、その支配体制の巨大化は幕政に障害となり、伊奈氏のみ関東郡代を世襲し、他は配下の代官、手代に移行していった。初期には、土豪的な地方巧者が代官として任命されたが、その後、天和～享保にかけて、代官の勤務評定と不正代官の処分入れ替えを行ない、純粋な徴税官吏としての代官の育成を目ざした。

一七二五年（享保一〇）幕府は代官の費用を口米から賄うことをやめ、別に代官所経費を支給する方法をとった。そのねらいは、適正な経常費を支給し、代官・手代の不正や腐敗を防止し、年貢の増収をはかるところにあった。

では代官が何人ぐらい同時代にいたかというと、一七三〇年（享保一五）の例では、関東・美濃・西国筋・

飛弾郡代のほか、三八名の代官が任命されている。

さて、本町の場合、前述の通り、ほとんど各村に天領を含んでおり表72の片貝村の欄に代表して史料の中から年代を追って主な支配代官の名を拾ってみた。

とかく代官というと、農民を搾取したり、賄賂を商人から強要したりする悪代官がドラマ等にしばしば登場するが、たしかに小身の御家人が五万石以上の土地の徴税事務にあたるのであるから、種々の誘惑もあったと思われるし、それを逆に利用して私腹をこやすものもあったと思われる。

本町の資料に登場する代官の中の二、三についてみると、享保期の上坂安左衛門のような地方巧者がいる。かれは新田開発に当たって事務的な仕事だけでなく、実地に指揮をもとっている。また、寛政後期の竹垣三右衛門は、名代官として数多くの治績を残している。代官の交替は頻繁であり、それは地縁的な癒着による不正の発生を防止するのに有効であったと思われる。

次に幕末最後の上総代官、小川遠太郎の例をあげてみよう。七十俵五人扶持で、前歴は小普請より抜擢されて代官に就任している。上総代官の場合は、すべて江戸詰で、元〆三名・手附六名・手代八名をあげている。これに足軽・中間が加わり三〇名ぐらいの定員であった。

代官は勘定奉行の支配下に属し、徴税だけでなく治安警察の任にも当ったが、小人数のこと故、充分な成果はあげ得なかったであろう。天領の治安維持のため、一八〇五年（文化二）関東取締出役を設置した必要性もうなずける。

以上、きわめて概括的に、江戸時代における九十九里町の旧村々の支配の実態をのべた。稿を急いだこと

と、史料不足もあって充分意を尽せなかったうらみを禁じ得ない。今後新資料の発見をまって正されることを念じて筆を置きたい。

（木島　里八）

参考文献

国史大系刊行会　徳川実紀　昭、五一　村上直・荒川秀俊共著　江戸幕府代官資料　昭、五〇
群書類従刊行会　寛政重修諸家譜　昭、三九　北島正元　江戸幕府の権力構造　昭、三九
奈良本辰也他編　日本歴史大辞典　昭、三五　北島正元　江戸時代（岩波新書）
九十九里町誌編集委員会　九十九里町誌資料集　昭、四七—五三　刊行会　房総遊猟（第五輯）　昭、四七

第二項　東金御殿と御鷹場

その一　東金御鷹場の由来

東金御鷹場の起り　江戸時代には尚武の風がさかんで、鷹狩はしばしば武士の間で行なわれた。将軍の鷹狩を行なう場所を「御留野」・「御挙場」といい、大名の場合は「御鷹場」・「御鷹野」・「御止場」等各藩により、さまざまな名称があった。

江戸幕府は、年中行事として鷹狩始めをさだめ、将軍は歳首に放鷹を試みた。また「鶴御成」と称し特に鶴を捕えるために鷹を放つ場合もあった。東金市大豆谷村、木村久右衛門家「由緒書」によれば

「権現様（徳川家康のこと）関東入国遊ばされ天正年中（一五七三—一五九一）に上総国東金御鷹場高拾三万石余村村御鷹場に仰せ付けさせられ、その節私ども先祖拾五人の者ども御召し出し御知行高四百石、上総国沼水村・小原子村・

写62　御鷹場由来書　小倉家文書

姫島村にて下し置かれ御鳥見役仰せ付けさせられ御鷹中相守り御奉公相勤め申し候」

また、東金市、宿、小倉弥男家文書「上総国山辺郡長柄郡之内御鷹場之由来書」（写62参照）によれば

東金古城主酒井左衛門尉と申し候天正十八年（一五九〇）権現様関東御入国の節城を明け浅野弾正殿へ相渡し退き申され候、子息権現様へ召し出させられ候、其の子孫唯今酒井宇右衛門様と申し候て二百五十俵下し置かれ新番衆にて御座候由権現様御入国の節初めて東金表御鷹場に仰せ付けなされ御入国最初の御鷹場にて御座候由則ち其の節酒井左衛門尉家来栗原右衛門と申す仁を召し出され御知行三百石下し置かれ御鷹場御預け遊ばされ候、此外拾五人召し出され鳥見役仰せ付けさせられ候」

とこれ等の史料から考えられるのは、徳川家康一五九〇年（天正一八）八月一日江戸城に入り、関八州を掌握する。その後一六〇五年（慶長一〇）将軍職を辞し秀忠が二代将軍となり、家康は大御所と称され、越えて一六一三年（慶長一八）十二月六日大御所「中原」に成らせられこの夜新鷹を何匹か得たので明年正月上総東金辺へ狩し給う旨仰せ出された。―台徳院殿御実紀――そこで佐倉城主土井大炊頭利勝は急遽中原御旅館に参り、大御所東金御成りの準備にかかる。その手順として、（中原…相模国中原＝現平塚市）

(1)　東金御殿の普請　(2)　御成街道の普請　(3)　鈴木主之助を三州高橋庄三百五十貫の地を転じて上総国東金に采地を与える。　(4)　高橋衆七十騎を東金御場の村々へ転住させる。

この作業は、十二月十二日より翌慶長十九年正月八日までの僅か二八日間短期間であった。正に突貫作業で不可能に近い作業であったわけだ。本論より、やや、それるが安藤一郎の「御成街道考」によれば、慶長十九年舟橋より東金新道の作帳の一部を見ると

高　百　石　弐町　野栄村名主　次郎左ヱ門
高弐百三拾石　弐町五拾間　野呂村名主　七左ヱ門
高六百七拾石　三町四拾間　大和田村名主　八郎左ヱ門
高　千　石　拾四町　中野村名主　兵　庫
高四百石　弐町　勿田村名主　新右衛門

となっている。沿道の村村の高（村の米の生産高）によって普請割当があった。この御成街道に徴集された村村合せて九十六か村、中には作業場から一〇キロメートルもある遠距離の村村もあった。当時の道が「鹿の通い路」的なものであってみれば、一二月から正月にかけて厳寒の突貫工事に就労せねばならなかった農民の難儀が偲ばれる。「一夜街道」の別称もあるように短期間に完成したのである。時あたかも大坂冬の陣の風雲急をつげるとき、思えば鷹狩りのためのハイウエー御成街道ではないように思われる。

そこで川名登は「九十九里平野農村の史的構造」の中で次の如く論及している。

天正一八年、徳川家康が関東へ入国すると、それまで戦国大名酒井氏の居城であった東金城に鷹狩のための御殿が設けられ、附近一帯に御鷹場が設定された。また江戸より東金に向う一直線の東金街道も新設され、途中には土塁・空堀をめぐらした城造りの茶屋御殿も設けられ、家康は慶長一九年から二度東金に遊猟した。しかしこの東金遊猟は名目であり、実は上総九十九里地方の土豪武士層の旧勢力を押えるための軍事的デモンストレーションであったのである。それ

故、家康は入国と同時に三州高橋にいた七十騎衆という旗本集団を、この鷹場の中の村村に移して居住させ、それを核として東金を中心とする軍事力を編成した。しかし元和元年以後大坂の陣も終り、安房の旧族大名里見氏も改易となって、房総に於ける軍事力の必要性が失われると元和五年七十騎は宇都宮領へ改替となり、その跡に与力衆の知行地が置かれたのである。

江戸町奉行組与力のはじめは、慶長年中に江戸町奉行となった、坂倉四郎右ェ門勝重が、三河国より一〇人を召連れ町与力として使ったのに始まるといわれるが、その後地方政務に経験のある諸浪士等を抱え入れ、五十騎となったという。――（佐久間長敬　江戸町奉行事蹟問答）

この与力の知行は元和（一六一五―二三）年中、上総・下総および武州下谷金杉辺の三ヵ所で高一万石を与えられたが、その後金杉村は御神領となったため、その代地を下総行徳領笹野村・小八幡村・二又村で受けた。また元禄十年には上総の給知の内二千石を下総香取郡内へ移されたという。

このようにして与力給知は東金南方の御鷹場の村々に集中することとなったが、この地はまた、のち享保期の新田開発として有名な東金下塚崎野の地でもあったのである。この江戸町奉行組与力給知の村村に囲まれた塚崎野の開発は、享保改革の一環として将軍吉宗が大岡忠相を江戸町奉行にすえて推進した新田開発政策と深いかかり合いを持つものであったといえよう。

と。

権現院様（家康）東金御成　前述のように、一六一三年（慶長一八）一二月一二日より翌一九年正月八日までの僅か二八日間で家康東金遊猟のため東金御殿・御成街道の完成をまって、一六一四年（慶長一九）正月九日、最初の東金御殿御成りということとなった。

『由緒書目録』によれば次のように書かれている。

権現様慶長十九年甲寅正月九日東金御殿へ御成り遊ばされ、其の時節私ども先祖の者ども御鷹場御案内仕り御鷹狩遊ばされ御目通りの御衆公仕り候、翌年元和元年（一六一五）乙卯霜月（十一月十七日）東金へ御成り遊ばされ其節権現様御上意に去年此の地へ御成り御鷹狩遊ばされ大坂御陣以後又候、今年御成り遊ばされ候ところ御吉事の御鷹場に思召し候、向後別して大切に相守り申すべき由仰せ渡され、御祝儀として銀子百五拾枚拝領し奉り有り難く頂戴仕り候。

また房総叢書、東金記録によれば

一御成

権現様　慶長十九甲寅正月九日お成りなされ同十六日まで御滞留遊ばされ候

同　元和元丁卯十一月十一日お成りなされ同廿五日迄御滞留遊ばされ候

台徳院様（秀忠）東金御成　前出の『由緒書目録』によれば

台徳院様（秀忠）元和四年（一六一八）戊午霜月東金に始めて御成遊ばされ、同六年庚申霜月

同八年壬戌霜月　寛永元年甲子霜月　同弐年乙丑霜月　同五年戊辰霜月　同七年庚午霜月　都合十三年間七度　御成り遊ばされ、私ども先祖の者でも御成り先にて御目通りの御衆公相勤め申し候　然れば右下し置かれ候御知行四百名（石か）早損地故御物成り詰りにて御切米三百八拾俵御蔵米にて下し置かれ候

また、前出の東金記録にては

台徳院様　元和（一六一八）四戊午年十一月お成りなさらる。

同　元和六（一六二〇）庚申年十一月お成りなさらる

同　元和（一六二二）八壬戌年十一月お成りなさらる

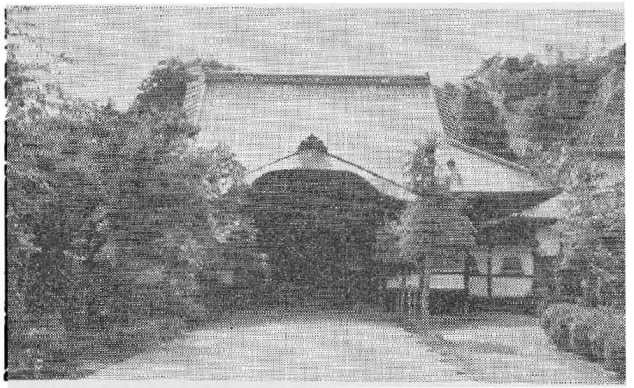

写63　正法寺（小西檀林）本堂　　大網白里町小西　古川撮影

同　寛永（一六二四）元甲子年十一月お成りなさらる
同　寛永（一六二五）二乙丑年十一月お成りなさらる
同　寛永（一六二八）五戊辰年十一月お成りなさらる
同　寛永（一六三〇）七庚午年十一月お成りなさらる

以上御九度の御供奉の御方は、酒井家由緒の者どもへ御宿仰せ付けられ相勤め候

大猷院様（家光）御代寛永十三丙子（一六三六）御成御殿御修覆仰せ付けられ御作事奉行小栗亦兵衛様・山崎権平様御両人様御奉行にて御修覆出来の処御成御延引になり御名代として御鷹師頭戸田七之介様・小栗長右ェ門様・清水権之介様・加藤伊織様・間宮左衛門様御出遊ばされ其後も毎年寛文十戌年（一六七〇）まで入らせられ候

とあるので三代将軍家光は、東金鷹場遊猟には御成りなかったことになる。そして一六七一（寛文十一）年には、東金御殿御取払になる、御居間は御焼捨となり、次より三間小西檜林（大網白里町の正法寺の本堂）の堂に下された（写63参照）。

従って御殿跡地御預りは、一六七五年（延宝三卯）よりである。東金御殿普請以来僅か、八十有一年で将軍東金御鷹狩は中止になったこととなる（一五九〇―一六七一・天正一八―寛文一一）。

延宝二年（一六七四）以降は御鷹匠組の九十九里浜平野の村村への鷹匠又は、その組員（手代・同心）の遊猟となる。『東金御鷹場旧記』（房総叢書第五輯七一ページ）の中に、五郷組合の編成表がのっている。その解説にこの旧記は一六七四年（延宝二）前後のものとされているのに注意したい。

将軍御成りと　前出の小倉家文書「上総国山辺郡、長柄郡之内御鷹場之由来書」に次のように見えてそのプロフィル　いる。

権現様御入国の節東金表御鷹場に仰せ付けられ、酒井左衛門尉家来栗原右衛門と申す仁を召し出され御知行三百石下し置かれ御鷹場御預け遊ばされ此外十五人召出され鳥見役仰せ付けさせられ候

と。

鳥見役というのは鷹匠の下僚である。下僚には同心五〇人・野廻役二三人、また附属役として鳥見衆二二人、その組頭が二人いる。組織の上では、老中の指揮下に属し、火事場見廻り・鷹匠支配・鳥見組頭・小十人頭等同格である。幕制の鳥見は上目黒・東大森・志村・亀有・東小松川・上中里・高円寺の各村に住み、文字どおり獲物の鳥を見張る役で、お鷹の餌にする小鳥が多ければ多いほどよい。ただ、それだけの御用で平の鳥見役で、八十俵・組頭で二百俵もの禄をもらっていた。鷹匠はこれだけの同勢をつれ、度度「お鷹馴」に出かけた。場所は江戸の郊外なので、その日は品川か新宿か板橋か千住四宿の中どこかに泊ることになる。お鷹を先頭にぞろぞろと宿場一番の女郎屋へ繰りこむ。そして大威張りで特設の座敷におさまり、さんざん飲み喰いのあと、女郎を抱いて寝る。それがすべて無料どころか、当日は一切の客を断らせる。女郎屋にとっては二重三重の災難だが、文句でも言おうものなら、上様のお鷹をおどろかせたといって、どんな

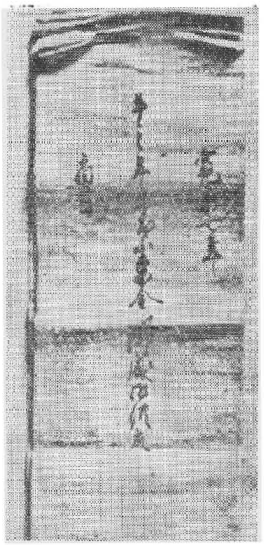

写64　寛永7年（1630）千葉東金へ御成御供衆木村幾久家文書

難題を吹っかけられるかも知れない。京伝の「通言総籬」に『こわがるものはお鷹匠のお泊り」とあると、稲垣史生は『時代考証事典』で説明している。

そこで家康東金御成りの初めより「もんじゅ組」並に「御鳥見役」が仰せつけられた。

石橋主水・同弥兵衛・朝沢主計・大木太郎左衛門・山岸喜兵衛・大多和四郎兵衛・飯田忠左衛門　以上八人は文珠組也

御鳥見役

飯田惣右衛門・鈴木茂兵衛・早野庄右衛門・原田孫右衛門・酒井治左衛門（台方）・同庄兵衛（台方）・木林嘉兵衛（台方）・同源三郎（台方）・篠崎十左衛門（台方）・木村長右衛門（大豆谷）・同久右衛門（大豆谷）・篠崎九左衛門（小油井）・市東六左衛門（油井）・篠崎十郎左衛門（福俵）・岡本七兵衛（福俵）――房総叢書　東金記録より――

これらの面面は旧東金城主酒井の諸士出身の者たちである。旧土豪勢力の代表的な者たちで、大多和氏は千百石の用人・木村氏は五百石の勘定吟味方で、各各は酒井諸士の後裔である。この旧勢力の懐柔策といってよいだろう。

次に紹介したいのは将軍御成りの節の随員である。東金市木村幾久家文書、一六三〇年（寛永七年）「午之年千葉東金江御成供衆によれば次の通りである（安64参照）。東金市史　史料編一

永井信濃守　　青山大蔵少

森川出羽守
井上河内守
水野左近
酒井下総守
本多美作守
大田采女正
鳥居石見守
永井式部
土屋民部少
内藤伊豆守
戸田淡路守
滝川大学
本多主馬
戸田藤九郎
山崎権八郎
八木勘重郎
船田少五郎
土屋金弥
松平織部

真田内蔵助
朝岡八兵衛
松　星之介
山口修理
道三
玄治
永喜
安柄
賀作民部
石川三右衛門
長谷川四郎右ェ門
駒井右京
跡部民部
大久保源三郎
内藤外記　同心五十人
高木筑後　同心五十人
大岡兵蔵
加藤伊織
小栗長右ェ門

戸田久介
阿部新右ェ門
間宮敬太郎
木村茂九郎
伊沢隼人
柳原左右ェ門
部筑孫左ェ門
忠広

御祐筆衆
志賀半兵衛　同心三十人
鈴木権兵衛　〃
稲留宮内
稲　喜太夫
野村敬三郎

御納戸衆
佐原七蔵　同心　二人
杉浦七蔵　〃
和田五助
叶上外記
石川六左ェ門　同心　五人
村越清次郎

小栗平吉
石見瓜蔵
長坂茶利
奥濃部八蔵
山下弥蔵
中根喜蔵
内藤佐七
小西助瓜郎
梶川七之丞
石野伝八郎
山本七左ェ門
横山源助
山本文右ェ門
林流源二郎
小西九左ェ門
三浦助蔵
長田平十郎
山本忠兵衛
林流清蔵

梶　二郎兵衛
中根平蔵
奥山茂左ヱ門
比企次右ヱ門
酒依喜右ヱ門
芙野部七兵衛
松平七十郎
松平左内
木村猪兵衛
戸朝半兵衛
伴作平
猪股小平太
青木彦兵衛
木村五郎兵衛
西尾加右衛門
大木喜兵衛
鈴木長左ヱ門
外山忠三郎
神役弥兵衛

小嶋孫七郎
広戸半左ヱ門
埜滝重左ヱ門
田中市右ヱ門
原田権右ヱ門
御弓御鉄炮頭
久世三四郎
横田二郎兵衛
布施総兵衛
諏訪部源次郎
同源太郎
桑嶋孫太郎
福阿弥
神谷又五郎
万入
御台所十四人
畑弥九郎
神尾五助
御下男廿人
御鳥見衆
佐藤伝介
幸田総助

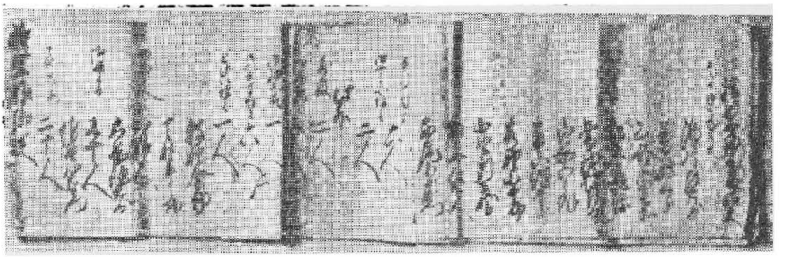

写65　寛永七年・千葉東金に御成御供衆名簿（木村幾久家蔵）

板橋猪之助
大平尓助
尾崎新六
沢　長左ヱ門
佐藤清太夫
樋口五郎右ヱ門
福田藤左ヱ門
田沢庄兵衛
渡辺源右ヱ門
水野半兵衛
谷本金三郎
多田半三郎
都筑善九郎
飯高弥十郎
林　清兵衛
水野由九郎
林　清兵衛
渡辺平三郎

御目付　田沢次郎八
斉藤勘右ヱ門
真寸　五平次

歩行御目付　六人
御すきや坊主　二人

此外
水扱　二人
御賄衆　五人
御細工衆　一人
御ひろま坊主　六人
とけい坊主　一人

牧野金助
天野牛之助（写65参照）

御小人　八拾人
大岡源右ヱ門
御中間　九十人
佐野八右ヱ門
御煎ノ衆　二十人

将軍様御夫
駿河大納言殿御夫
御はかた衆　滝川左右ヱ門

岡部孫九郎　嶋田五兵衛
三宅宗兵衛　前田作之助
松平筑後　石尾七兵衛
曾我雅左ェ門　花房大之助
山岡五郎作　堀三右ェ門
青山作十郎　泊左右ェ門
水野小十郎　小堀九郎兵衛
小野新蔵　根来愛染院
松平隼人　村越七郎左ェ門
西尾小左ェ門　水野因幡守
渡辺久左ェ門　長崎長右ェ門
石川甚太郎　東原猪立
高井左兵衛　佐藤与兵衛
駒井長次郎　石野八兵衛
伊原安兵衛　渡部主膳
長谷川藤九郎　下曾根平
御年供番　杉原由兵衛　日根野長五郎（守65参照）

さて、この台徳院（秀忠）寛永七年十一月の御成りの御供衆は次表74の通りである。

表74　寛永7年11月御成供衆

人員										
おもだち	同上同心	祐筆衆	同上同心	納戸衆	同上同心	弓鉄炮	台所	下男		
四八	一〇〇	五	三〇	五〇	七	九	一六	二〇		
鳥見衆目付	歩行目付	御すきや坊主	水扱	賄衆	細工衆	ひろま坊主	とけい坊主			
二〇	三	六	二	二	五	一	六	一		
御小人		中間			駕	はかた衆	年供番			
二	八〇	一	九〇	一	二〇	一七	一八			
合計　560人										

別表のように五六〇人に達している。鷹狩の将軍御成りにかかる大行列が何故行なわれたかは定かでないが、この寛永七年には、すでに家光が第三代将軍の座にあり『徳川実紀』によれば秀忠同年十一月十八日江戸出発、同年十二月三日東金をたって帰府している。

これより前、十五年、すなわち一六一五年（元和元）五月、大坂夏の陣により、大坂城落城、秀頼・淀君は自刃し幕藩体制の基礎はかたまり、更に安房一国の外様大名里見家は鹿島領三万石の替地として、伯耆の国において三万石を賜り倉吉に移り、安房国は召し上げとなる。その実、流罪同様であった。時に一六一四年（慶長十九）里見忠義の改易に至るまで、正に里見氏十代百七十年の歴史の幕を閉じた。

このような江戸幕府の体制は安房・上総・下総の村々まで浸透し、二代将軍秀忠の威儀天下にとどろく、その様を東金遊猟に、かこつけて沿道の村村に対する、デモンストレーションと解しては、いかがなものではないだろうか。反面この大部隊の東金遊猟に当り、助村村・宿割村々・地元の接待等どのように展開した

のか、適切な史料がないので詳述することが出来ないが、さぞかしこの御成りの触状が村村に廻り東金町をはじめ、近隣の村村は上を下への大さわぎを演じたことだろう。静かな九十九里浦地方に降ってわいた大盛儀は貧窮な農村には大きな負担であったかも知れない。

当時の東金御殿の平面図を故人清水浦次郎の「鷹の御成り街道と東金御殿」より示すと図147の通りである。

東金御殿取払い以後の御鷹場　別表に示すよう、一六七一年（寛文一一）四月東金御殿取払いになったことは前述の通りである。さて其の後、一六九三年（元禄六）将軍東金御鷹場廃止までの二十有余年間を一瞥しておきたい。

前述の東金市宿小倉弥男家文書「上総国山辺長柄郡之内御鷹場之由来書」（写66参照）によれば、

「寛永十九午年（一六四二）より越知弥惣右衛門様蜂屋十郎右衛門様落合五右衛門様、乾治郎左衛門様迄段段東金に住居仰せ付けさせられ御鷹場御支配天和二戌（一六八二）三月迄御勤役なされ候、その後御場預り役相止り今亥年迄三拾八ヵ年の御守役御座なく候」

この文書より察するに、別表のように御鷹場御

図147　東金御殿の平面図

支配は一六八二年（天和二）迄つづき、その後一七一九年（享保四）まで三八年間御守役はなかったのである。この間九十九里浜平野の村々に御鷹匠・御鳥見役の来遊はなく平和な農村も春が甦って、農作業にも禁猟区といった制約から脱した時代であった。

御鷹捉飼場としての郷土

一七一七年（享保二）東金御鷹場の再興となり翌三年三八年目にして、鷹匠戸田五助組御捉飼に東金来遊となる。

九十九里町誌資料集第四輯一三六号、山辺郡白幡村、浅野家文書、天明三卯年十二月

「恐れながら書付をもって御訴訟申し上げ奉り候」の中に

「右拾四ヵ村震組合にて御捉飼御用享保年中（一七一六―三五）より相勤め来り御鷹匠様方御物取りよせべく組合村村内御旅宿仰せ付けられ則ち御旅宿村、御町水夫人足等申し触れ相違なく出勤仕来に候」

とある事より推論出来ることは、一七一八年（享保一八）鷹匠戸田組の来遊によって再び九十九里浜平野の村々の中に御鷹御捉飼場が設置され、将軍御鷹の馴が再開され、一六七四年（延宝二）前後に編成された五郷組合が更に、震組合に発展して鷹匠の旅宿・町・水夫人足の割振等のため広区域の組合えと再編成されること

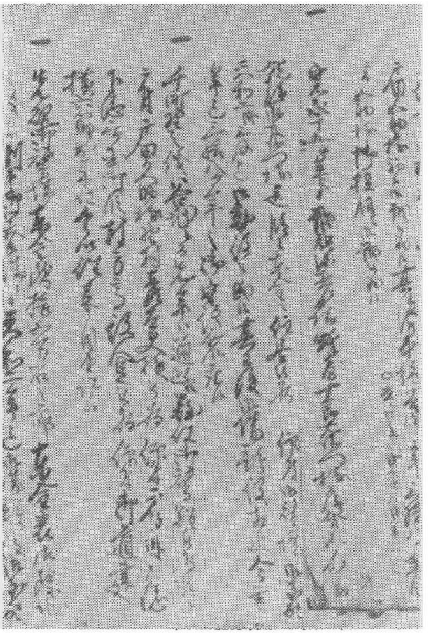

写66　御鷹場由来書　小倉家文書

となったと解すべきであろう。これらの五郷組合・霞組合については後節にて詳述する予定である。

御拳場と塚　前出の小倉家文書「上総国山辺・長柄郡之内御鷹場之由来書」の中に（写67参照）、

崎野の開発　「上総国東金表御鷹の儀古来より御鷹場に付き此度又又御鷹場に仰せ付けられ、去る戌の正月同十一日両度迄五助様御捉飼に御出成され候処（去る戌と申すは享保三戌の事也）先年と違ひ御場悪しく罷り成り御捉飼なされ難く候に付き御吟味の上御注進書差し上げ候処、当春御代官野田三郎左衛門様馬場源兵衛様御手代御両人東金表へ御出で御見分なされ、その後讃岐守様より御書上なされ候由は戸田五助捉飼場の内上総国東金下野場にこれあり候立木下され候は伐り払いの跡地の内御鷹場の普請等いたし或ひは作場にも仕るべく由の願人絵図書き附け吟味仕り候処右願人伐り払い度き由の林は公儀の林にても御座無く、私領十二ヶ村の百姓持林に御座候此度御鷹場の障りにも相成り候わば持主の百姓共に立木下され伐り払い申すべき儀に御座候、且又立木伐り跡田畑に仕り然るべき場所もこれ有り候得ば百姓どもに地頭方より開発仕らせ候筋に存じ奉り候」

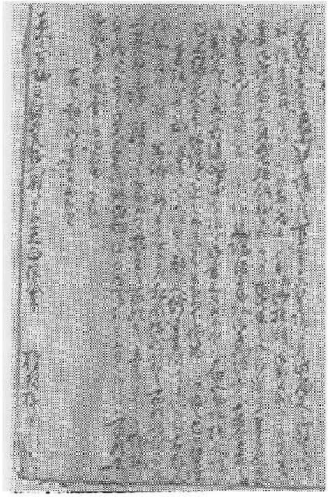

写67　御鷹場普請関係文書　小倉文書

と、見える事から

一七一八年（享保三）御鷹場再興になり、御鷹組戸田五助組の御捉飼に東金来遊となり、鷹場の普請となった経緯である。従ってこの再興以来御捉飼場としての鷹場管理が始まったと解すべきであろう。

そこで、一六九八年（元禄一一）十一月三日付にて、古川武兵衛様御手代中沢利助・内田兵助に村々より次のよ

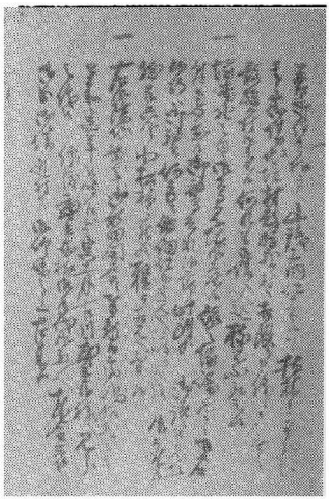

写68　塚崎野開発関係文書　小倉家文書

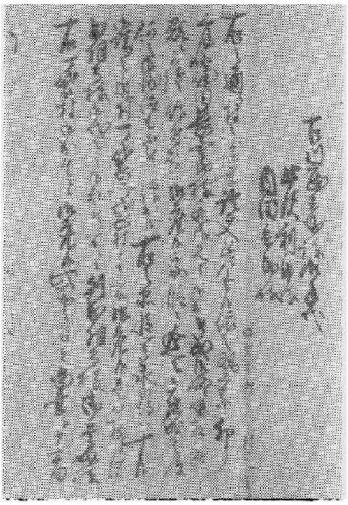

写69　塚崎野開発に関する歎願書　小倉家文書

うな証文差し上げとなった（写68参照）。――前出小倉家文書――

「塚崎野の内に御鳥見塚御座候依って塚崎野と御名付け置かせられ候、御鷹遊ばされ候節此所より御覧遊ばされ候えば御鷹何方に徘徊仕居候も見え渡候儀に御座候、然れども只今小松林に茂り成り候と相見え申さず候、

右御除き地数年前御新田開発に願い奉り候処二十二ヶ年已前寅年聞召され則ち寅十一月古川武兵ェ様へ見分の儀仰せ渡され武兵ェ様御手代御両人東金表へ御出で御場近村とも御吟味の上古来より御公儀御鷹場に紛れ無く御新田開発仰せ付けられ候ても相障り御座無く候段村村より証文差し上げ申候」

かくて翌年一六九九年（元禄十二）三月、窪田長五郎再見分に来遊御吟味相済みの段となったが、その後何の沙汰なく月日が流れた。

ところが御場の近村、一ノ袋村・二ノ袋村より再開発について開発中止の苦情が持ち出され開発の儀中止となった。その経緯は次の通りである。

「…前段略…右御場の近村一ノ袋村二ノ袋村と申す所御座候

是は柳沢出羽守様御代々の御知行にて則ち出羽守様御尊母様右一ノ袋村御出生にて御座候　此所の名主図書と申す者（写69参照）御尊母様御内縁の者、其の上数代名主役相勤め右御屋輔へ御出入り候処御場所近村十二ヵ村申合わせ図書へ達て相頼み御新田開発願り相成らず候様に御内意御頼み申し上げ候に付き出羽守様より萩原近江守様へ仰せ達せられ右開発の儀相止み候由に御座候」勿論開発の義相止み候以後は就中十二ヶ村の者ども御場へ入り込み立木枝葉別して心に任せこれを取りの儀新田も十二ヵ村の過分の儀に御座候」

柳沢吉保御尊母と名主図書の事　さて、前文を筆者が手にしたのは、一九七五年（昭和五〇）の春浅い二月廿五日のことである。時恰も、NHK大河ドラマ「元禄太平記」の放映中のことで、柳沢吉保が五代将軍綱吉の御側用人として、天下の視聴者を興奮させていた。

早速九十九里町誌資料採訪委員、鈴木銀市の協力を得て一ノ袋・二ノ袋をくまなく尋ねあるき、名主図書なる仁の出自を明らかにした。名主図書と名乗る家は二ノ袋の旧家現東金市二ノ袋、佐瀬与惣治家（屋号醤油屋）である（写70参照）。

そもそも、佐瀬家は甲州武田氏の支流で、その祖は武田信長である（表75参照）。

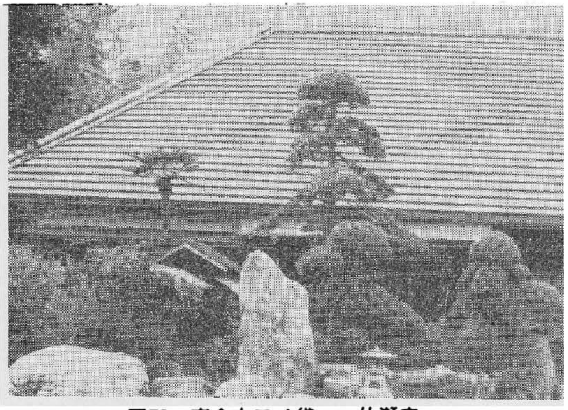

写70　東金市二ノ袋　佐瀬家
S.52.6　古川撮影

一四五五年（康正元）一二月六日、里見義実と武田信長は、古河公方成氏をたすけて、山内上杉房顕のいる武蔵騎西城を攻略し、上総に進出した。戦功により上総の守護代に任ぜられ、戦国大名の座を占め、庁南城（長生郡長南町）には信長が、真里谷城（旧君津郡富来田町）にはその子信高が入る。義実・信長は親密の間であり、義実は信長の女を娶っている。

表75　上総武田氏略系図

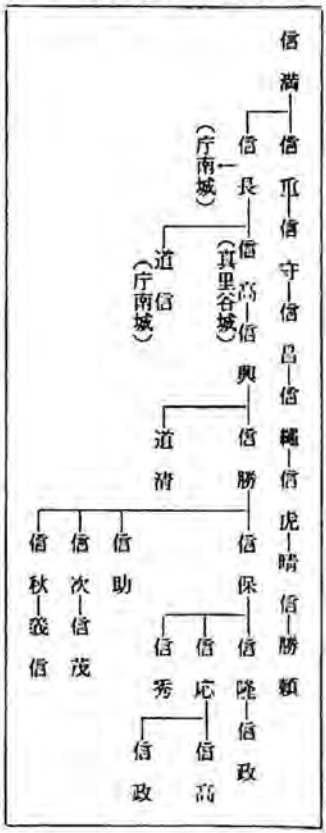

佐瀬家の墓碑銘に曰く、

佐瀬家略暦（→71参照）清和天皇―甲斐源氏太祖新羅三郎義光―武田氏始祖義清―庁南城主上総武田初代信長孫、市原郡佐是城主佐瀬三郎国信戦国時代落城、一族郎党四散此地に土着帰農す（図148参照）。代々清水領の名主及び名主総代、与惣右衛門を襲名す、と。武田氏の残党が二ノ袋村に土着するようになった年代は詳かでないが、この地は江戸期に入って柳沢家の采地として知行されていた。

「寛政重修諸家譜巻第百六十四」によると、

柳沢　清和源氏　義光流　武田支流

○安忠…前文略…寛永十六年十二月めされて上総国山辺郡のうちにおいて百六十石の采地を賜ひ御広敷の番をつとめ
…中略　貞享四年九月十七日死す　年八十六　妻は青木甚左衛門信吉が女
○吉保　初厉安　保明主税　弥太郎　出羽守、美濃守　母は佐瀬氏　万治元年生る。神田の館において父が家を継小性組をつとむ。延宝八年常憲院殿（綱吉）本城にいらせたもうのとき、したがいたてまつり御小納戸となり、上総山辺郡内においてすべて八百三十石を知行す　…後文略…

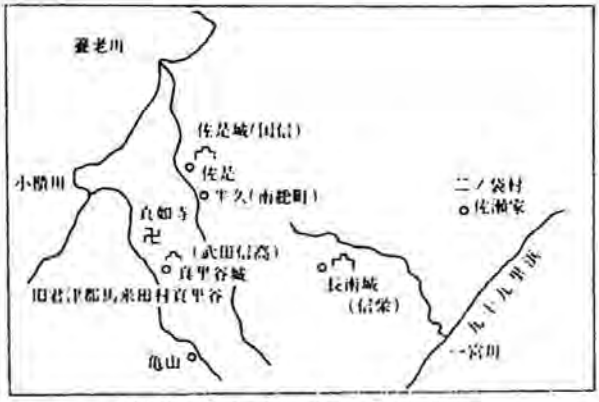

図148　長南・真里谷・佐是城関係図

と、

江戸時代には、采地より「役奉公」といって毎年下男なり下女が采地から召出される習しであった。たまたま、柳沢家の采地二ノ袋村より若い上総美人が役奉公に上った。その名を「きの」といい佐瀬家の娘でこの時「きの女」は二〇歳前後と思われる。後述になるが長柄郡長生村高根、大沼義則宅の過去帳に、一七一七年（享保二）七月一四日、江戸松平出羽守様屋敷にて死去した「了本院殿源性妙実日相大姉」の諡号の仁、この人こそ「きの女」である。享年八九歳、従って「きの女」は寛永五（一六二八）年の生れとなる。

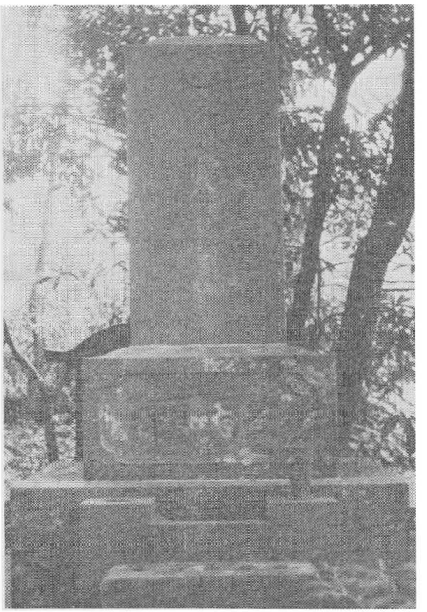

写71　佐瀬家の墓　東金市二の袋

たまたま、江戸の柳沢家神田の館に「きの女」が上った時御主人は柳沢安忠であった、上総美女の女中に主人の手がつき「きの女」は身ごもる、月満ちて「きの女」の生み落したのは武田の残党佐瀬家の血をひいた男児であった。この赤子こそ後の「弥太郎」保明、柳沢吉保・五代綱吉将軍の御側用人、柳沢美濃守その人である。この弥太郎の出生は万治元年であるので「きの女」二二歳、いまだその美貌はおとろえていない。

しかし、安忠五十七歳、正室もあり禄高僅か百六十石の小格では、側室を置く余裕もなく「きの女」は悲しいロマンを胸に秘めて柳沢家を去らねばならなかった。悲しい女の運命を背負って郷里山辺郡二ノ袋村の佐瀬家に身をよせることとなった。都にて別れた吾子「弥太郎」を幾度か夢に見、枕をぬらしたことだろう。

月日が移り変って佐瀬家と同縁の武田の残党、長柄郡高根本郷町に大沼家がある。儒学者大沼林斎の居宅、林斎は荻生方庵（おぎゅうほうあん）の弟子で徂徠（そらい）と学莚（えん）を共とした。方庵幕医となり食禄二百石を受けていたが、一六六三年（寛文三）綱吉上州館林に移封の際、方庵に随従を命じたが、これに従わなかった。たまたま、一六七九年

（延宝七）綱吉将軍の座につくや、方庵の剛情を怒り、江戸より追放を命じた。方庵の妻の実父鳥井水右衛門をたより本納村（現茂原市本納町）にきて医を業とし郷党の多くの青年は方庵の門を叩き儒学を修めた。その弟子の一人が大沼林斎である。

林斎は風貌の余り香しくない儒学者で諸国を遍歴していたが縁あって佐瀬家より「きの女」を迎え妻とした。ここに「きの女」の第二の人生がスタートしたが貧苦と戦う日々が流れた。

そうこうしている中、元禄の太平の世が謳歌されはじめ、一六八八年（元禄元）、夢にも忘れ去らなかった、我子　弥太郎が老万石を賜り、五代将軍綱吉の御側用人に出世していた。その前年一六八七年（貞享四）には出羽守実父安忠八十有六歳にて他界した。同年、大沼林斎は柳沢家にて死去している。これから察するに「林斎、きの女」は一六八五年（貞享二）保明従五位下出羽守に叙任される前後に義父林斎母きのは柳沢家に召し出され、なつかしい親子の対面があったであろう。時に保明二七歳、青年政治家の道を累進しつつあった。正に花開こうとする前夜である。

くしきものは親子の縁（えにし）である。

保明の母「きの女」はかくして出世街道をひた走りに走る御側用人を案じつつ、江戸矢蔵屋敷に静かな生活を送る。

話が前後するが荻生徂徠が柳沢家の儒官として召し抱えられるのも林斎、きの女の後だてがあってこその賜ものである。

一六九八年（元禄一四）保明は称号、松平の姓を賜わり綱吉の一字を賜わり「吉保」と改める。一七〇九

（宝永六）年には「きの女」八十歳の御祝いを将軍より賜わっている。上総の一陋村に呱々の声をあげた賤女が甲府十六万石城主の母と名乗り、武田の残党の女が元禄太平の世に武田家再興の一こまを演じたのは、長く歴史に輝くことであろう。

一七一四年（長徳四）吾子　吉保を駒込六義園にて見送り吉保五七歳、越えて一七一七年（享保二）七月十四日波乱万丈に満ちた上総の一女性ここに終る。享年八十九歳、その諡号「了本院源性妙実日相大姉」といい、深川常仙寺に眠る。

東金御鷹捉飼場の話が、とんだ方向に走り過ぎた感があるが、本論に返り、一七一八年（享保三）以降の御挙場の開発状況等を見ておきたい。

御挙場開発とその概要　一七一八年（享保三）三八年目にして御鷹場再興によって、その後の御捉飼場の模様は一変することとなる。前出の小倉家文書、「御鷹場由来書」に次のように見えている。

「…前文略…三十八ヶ年以前御場御守役相止み候以後御除き地へ最寄りの村々より連々新田仕出し候に付き御新田開発の御沙汰御見分等これ有り候えば自分に仕出し置き候、召上げられべくやと存じ奉り彼是相障り候様に申し立て候儀に御座候、右田相障り候わば隣近村の者ども年々切出し新

写72　御捉飼場開発関係
小倉家文書

田仕るべき様御座無く候、勿論御衆場先年よりは過分にせまく罷り成り候旨五助様より仰せ上げられ候由然れば御吟味の上近村より仕出し候、新田御蔵入に仰せ付けらるべきは格別の御儀に御座候、私ども願い奉り候は近村より仕出し候新田に相かわり申す度存念に存って御座無く候。唯今これあり候立木取り払い御鷹野場に相仕立て伐り跡沼荒間田畑に仕り諸鳥飼付相集り御鷹場宜しく罷り成り御新田も出来仕り候様に仕り度く願い上げ奉り候、私ども儀御鷹場にて代々名主役相務め先年御鷹方御用相勤め候者に付き御吟味の上先達て御注進指上げ奉り候、勿論古田畑一畝一歩にても相潰し候義にては御座無く凡そ弐万石程の田畑も出来仕るべくと存じ奉り候」（写72参照）

本文の発見は、一八二三年（文政六）上総国山辺郡山口村、内蔵之助相続人「かなえ」と申す医者の家より出たもので、小倉伝兵衛が御鷹場由来書につぎ足したものという。…但し書きより…享保年間の塚崎野の開発に関するものであろう。新田開発後鷹野として故障なく却って環境がよくなったとのことである。

この時代まで御衆場が経過すると鷹匠、又はその手代等の来遊によって、御衆場内の村々は、宿・賄・水夫・人足等村受でごった返しの繁雑さを呈した。小倉家文書の御提飼場村々「定」には次のよう出ている。

「一村々名主大小の百姓並に郷士に至る迄御鷹旅宿、滞りなく仕るべく候、尤も旅宿賄等の義は御定め通りに仕り村方入用多く掛らざる様仕るべく候、賄・駄人足等集めその人足等入用の儀を鷹方の入用と申し立て候わば村方のもの越度たるべく無用の人足等多く集め申すまじく候」

村方の難渋がおお過ぎるのをよく承知している上の逃げ口上の「定」であるように受けとめてよいだろう。このような御提飼場の村々に五郷組合より、さらに広地域にわたって組織して取りくむ必要が新しく生れはじめた。それは旅宿・賄・駄人夫の村受けと、さらに「上げ鳥」といってお鷹の餌にする鳥類を生捕りにし生きたまま江戸へ送る継立やら人夫といった別の問題である。そのような新事態に備えて鷹組合の誕生

となる。この覆組合と九十九里浜平野の村々の隣保共助的な農村問題は稿を改めて詳述する。

（古川　力）

表76　東金御鷹場編年表

西暦	年号	記事
一五九〇	天正　一八	東金御殿御普請、三州衆高橋衆七十騎東金御場所村々え引越
		福俣村栗原右衛門　御鷹場御預役、その後は野村彦太夫跡役
一六一四	慶長　一九	正月　権現様御成　御逗留七日　御殿御昵御代官　帆田治兵衛
一六一五	元和　元	十一月　同　同　同
一六一八	元和　四	十一月　台徳院様御成　同　同　高室金兵衛
一六一九	〃　五	高橋衆七十騎宮都宮領え所替その跡与力衆に相渡る
一六二〇	〃　六	十一月　同　同　同　同
一六二二	〃　八	十一月　同　同　同　同
一六二四	寛永　元	十一月　同　同　同　同
一六二五	〃　二	十一月　同　同　同　御代官野村彦太夫
一六二八	〃　五	十一月　同　同　同　同
一六三〇	〃　七	十一月　同　同　同　同
一六三六	〃　一三	大猷院様御成用意のため東金御殿御修復　作事奉行　小栗亦兵衛
		山□□□
一六四二	〃　一九	将軍御名代戸田久助鷹野なされ来東金
一六七〇	寛文　一〇	加藤伊織　小栗長右ェ門　間宮藤太郎　清水権之介交代にて鷹野に来東金寛文十年まで
		寛永十九年以降・越智弥惣右ェ門・蜂屋十郎右ェ門・落合五右ェ門・乾治郎左ェ門等
		東金に在住御鷹場支配天和二戌年三月迄御勤役
一六七一	寛文　十一	亥四月東金御殿御取払

一六七四	延宝	二	大豆谷村木村久右ェ門東金御鷹場旧記成る
一六八二	天和	二	御鷹場預役相止む
一六九三	元禄	六	将軍御鷹場の廃止
一六九八	元禄	十一	塚崎谷原付近御鷹場古川武兵衛手代中沢利助内田兵助見分
一六九九	元禄	十二	三月窪田長五郎御鷹場内林御見分に来る
一七一七	享保	二	将軍御鷹場の再興
一七一八	享保	三	三十八年目にして戸田五助御捉飼に来東金
一七二五	享保	一〇	塚崎野新田開発人蔵之助、伝三郎治郎左ェ門によって新田出来御拳場として宜しく成る。
	享保	度	新しく成東、東金、大網、片貝鷹組合の発足
一七九四	寛政	六	御鷹場預一件御赦許仰渡さる

参考文献

九十九里町誌編集委員会　九十九里町誌資料　集　第四輯　昭、四八　郡長柄郡御捉飼場村々五郷組合帳

房総叢書刊行会　房総叢書　第二輯　大、三　同　上総国長柄郡山辺郡之内御鷹場之由来書

同　同　第五輯　東金御鷹場旧記　同　東金市史編さん委員会　東金市史　史料編一　昭、五一

小倉家文書　御本丸用上総国武射郡山辺

その二　御捉飼場村村五郷組合

御捉飼場の由来

御捉飼場（おとらえかいば）というのは、将軍の鷹狩の獲物を豊富にするため、挙鷹場（きょようじょう）の周辺村々を狩猟禁止地域に定め、鳥類の繁殖のための特別区域に設定した場所を指す。この地域を「とらえか

いば」という。

東金市宿六四六番地小倉弥男家文書「上総国山辺郡長柄郡之内御鷹場由来書」によると一五九〇年（天正一八）権現様（徳川家康）関東入国になった時、ただちに東金妻を御鷹場に仰せ付けられた。この事は家康関東入国後の最初の御鷹場であり、越えて一六一四年（慶長一九）正月東金へ鷹狩に御成りになった。この間二五年旧東金城主酒井の後裔、酒井左衛門尉の家来、福俵村の栗原右衛門という人が、東金御鷹場御預役を仰せ付けられた。一六四二年（寛永一九）に初めて御名代、戸田久助が鷹野に来られ、その後加藤伊織・小栗長右衛門・間宮藤太郎・清水権之介・戸田七之助等が毎年交代で鷹野のため東金に来遊している。その後、一七一八年（享保三戌）に三八年目にして戸田五助が御捉飼に来ている。一七六〇年（宝暦十）「東金明細書」によれば　——九資、四、一八ページ——

「一御鷹御捉飼場
前々より御鷹御用御捉飼場百三拾三ヶ村触元東金へ仰せ付けられ今以相勤め申す候
当時戸田五助様御預り
一御鷹御用向御組御鷹匠様方毎年御越し御宿仕り勿論上下御伝馬人馬役相勤め申す候」

と。

東金触元の東金下御場は百三十三か村であったことがわかる。この百三十三か村の御捉飼場の村々は、後述の五郷組合のところで明示したい。

御捉飼場村村の定　前に触れた小倉家文書、一八〇〇年（寛政一二）九月「御本丸御用上総国武射郡山辺郡長柄郡御捉飼場村々五郷組合帳」によれば、

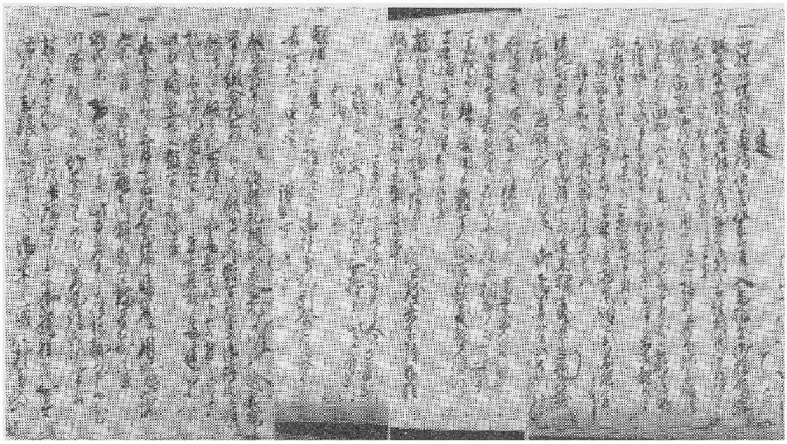

写73　御捕飼場村々定　　小倉家文書

「定（写73参照）

一、御捉飼場村々道橋修覆仕来通り入念指置き御捉飼道路差支無き様仕るべく隣郷御出合橋掛け来候村々相談相調申さず障□成り候所これあり候わば此方へ訴出差図を請申すべき事

一、稲刈り上げ田水油断なく落し候様仕りべく候用水溜池は格別その外諸手樋渡い水落し申すべく候田畑へ代着候鳥鴨を無沙汰に追わせ申し間敷く候雁鴨御捉飼の節此方より相触れ申すべく候間田畑案山子等取り申すべく若し相触候鳥取らざる村方これある上は吟味の上急度申しつけべく候

附　病鳥落鳥これある節は早速此方へ持参訴え出でべく若隠置脇より相知れ候わばその村越度たるべく候

一、鉄鉋打殺生人の儀別けて御停止の処近来猥りに相成りその上疵鳥杯度々これあり物体不〆りに付き候御上より御書付けを以って仰せ渡されの通り弥入念候て鉄砲の者候わば早速欠付捕え御注進申すべく若見逃し聞捨いたし脇より相知候てはその村越度となすべく候、殊に遠国より殺生人風俗疑敷相見へ候わば早速捕置此方へ訴出申すべく候事

一、雁白鳥代着候わば場所へ障り申さす候様致すべく若し相障り御

捉飼間違候わばその村越度となすべく候事

附　九月朔日より来三月迄芝居人寄せ慥て人共音為く物騒敷候義は延引致させべく候よんどころなき義は此方へ訴え鳥代障りに成らざる場所へ立申すべく候

一、疑わしき鳥鷹居りしときは捉飼仕候は御焼印札（写78B参照）引き合い相改め候若無札候わば早速此方へ訴え出で申すべく候事

飼差共参り候節□得標札相改め若し無札候わば早速追払い申すべく候縦令札所持致しおる共飼鳥の外殺生致す事御停止并に捉飼場村にて飼鳥札所持いたし小鳥殺生仕り候ものこれあり候わばその札えの名を聞糺し最も殺生いたし方等その村にて吟味いたし此方へ相届その上殺生致させべき事

一、毎年九月三日より三月迄百姓居屋敷の溝堀并用水悪水堀池にこれあり魚晉波慥て川狩殺生致す間敷候事

一、鴨代着の堀に渡しこれなき処は此方差図の上仮橋掛け申すべく候尤川通り障りに成り候竹木これあり候わば差図請仗り払い申すべく候

一、村々名主大小の百姓并郷士等に至る迄御鷹旅宿滞りなく仕るべく候尤も旅宿助等の儀は御定の通に仕り村方入用多くかけざる様仕るべく候助郷人足等に入用多の儀を鷹方の入用と申し立て候わば村方のもの越度となすべく候、これによって無用の人足等多く集め申間敷候

附　縁村の儀焼印札預り村も預らざる村も御制法同様に堅く相守り御場外より殺生人入込み申さじ候様堅く相守り申すべき候事

右御条目の通り仰せ渡され候趣其の意を得挙り候村中大小の百姓并水呑子供に至る迄急度相守らせ申すべく候　若相背き候もの御座候わば当人は申すに及ばじ組合村々名主与頭迄御吟味の上何様の仰せ付けられ候共御恨みに存じ申間敷候、後日のため五郷組合連判仕り差上げ申す所仍て件の如し

寛政十二申（一八〇〇）年九月

戸田五助様御組

阿部源九衛門殿

酒井左吉殿

土屋伝左衛門殿

斎藤九郎左衛門殿」

と。

この「定」から推察するに、将軍の鷹狩は申すに及ばず、鷹匠が御捉飼場に来遊して放鷹するため、捉飼場の村々は獲物を豊富になるよう狩猟禁止が命ぜられた。そればかりでなく冬場になって渡来した鴨や鶴などの生息に便利なように川辺の湿地の整備から池溝の鮒や小魚は鳥類のえさになるので川狩殺生の禁止。渡り鳥の生息に都合よくするため稲刈後の田の水の排水に意をそそぐよう、秋にたてた案山子は鳥が近かよらぬため、取り除いておくよう達せられた。村々の道橋は御捉飼通路として整備しておく、鉄鉋打殺生する村人が出た場合は村役人が罪科を負わされた。九月から三月までの間は村芝居、その他多勢の集合、騒音を禁止し鳥の生息に障りのないように厳重に申し渡されていた。

東金下郷の村々、すなわち九十九里浜平野の村々は御捉飼場が冬場であった、夏場は下総台地の村々がこれに当るのであった。

また「公事訴訟捌」によると次の如く定められている。

一、捉飼場にもち繩を張においては過料其所の名主は戸〆或は叱

一、捉飼場に殺生人これある処に於て相改めざるには村中へ過怠　鳥番人　春より秋迄或は壱年これを勤めさせ其処の野廻り於いては不念成るには野廻役取放の捕候ものには御褒美金五両下され候

一、飼付候鳥追立るにおいては戸〆或は追放追立候者を名主へ預け見出し候者は御褒美金下され候

一、隠鉄炮売買致しにおいては田畑取上て所払ロ入人は過料名主組頭相改めじ無念においては過料　村中は鳥番人過怠に申付ける

一、御鷹場にて隠鉄炮打においては過料なく遠嶋名主は田畑并役儀取り上げ組頭は過料村中は過怠申し付け候　鉄炮打を捕え候者は御褒美銀弐拾枚訴人へは銀五枚下され候

九資、八、一九八ページ

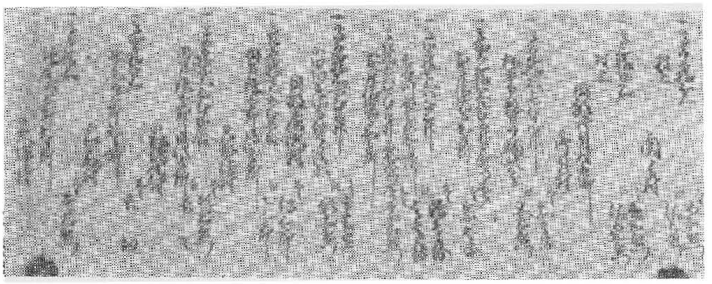

写74　五郷組合帳　　小川家文書

御捉飼場　五郷組

「東金御鷹場旧記」の中に五郷組の編成表がある。その解説にこの旧記は一六七四年（延宝二）前後のものであるという。小川家文書「御捉飼場村々五郷組帳」は一七九五年（寛政七卯）の五郷組帳である。更に東金市宿、小倉伝兵衛家文書「御本丸御用上総国武射郡山辺郡長柄郡御捉飼場村々五郷組合帳」は、一八〇〇年（寛政十二申）の組合帳である。旧武射郡・山辺郡（現山武郡）に関係ある五郷組合を列記して見たい。

そもそも五郷組合の性格について考えて見るに、御鷹場村々特に九十九里浜平野は冬場の渡り鳥をねらうもので寒気の節がおもであった。江戸の鷹匠

が管理する将軍の鷹の餌にするため鶴・雁・鴨・雲雀・鳩が生育に適するよう冬田に水をはってはならない、雨がないと苗代の用意ができない、また鷹匠たちが鷹の訓練、すなわち「お鷹馴」に当っては、鷹匠及

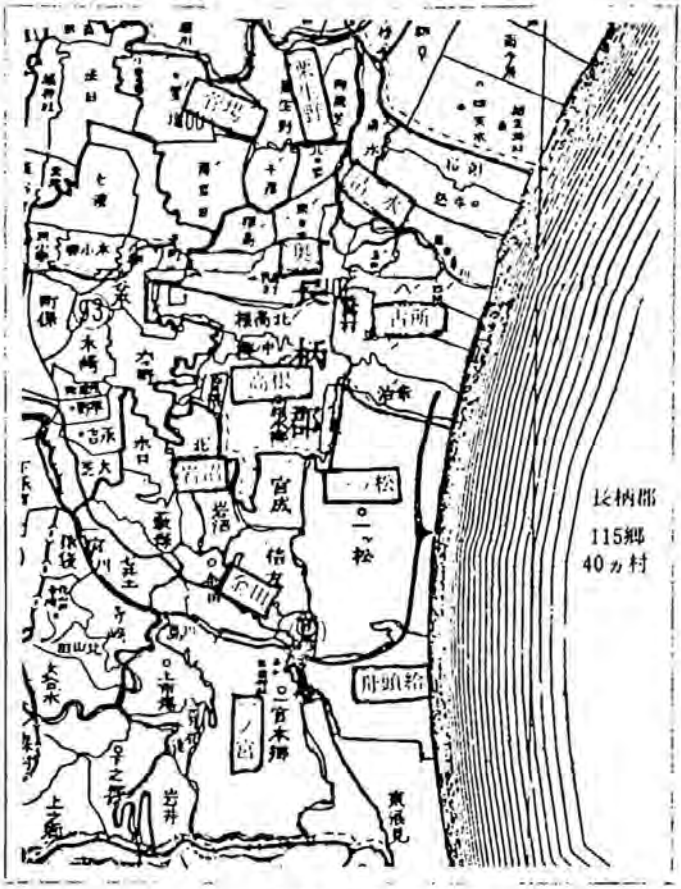

図149　長柄郡五郷組合村々の図

び下僚（同心五〇人・野廻役二三人・鳥見衆二二人・犬索・飼指）たちの宿割並にその賄は農村の経済的負担に拍車をかけた。その上鷹匠の行動範囲は一村のみに限られていない。数村にまたがる広域が必要であった。そのような事情があって隣保共助的関係が生じてくるので御捉飼場の村々に二三か村、ないしは七八か村で地縁的な組合が必要になる。これが「御五人組」「五郷組合」といわれるものでお鷹関係ばかりでなく、後には村落生活全般に共助的な役割を果している。今日のルーラル・コミュニテー（農村地域社会）または、広域町村行政組合の始祖と見てよいだろう。

小川家文書

寛政七卯（一七九六）年九月

武射山辺両郡御捉飼場村々五郷組合帳（写74参照）

寛政七卯（一七九五）年九月　武射山辺両郡御捉飼場村々五郷組合帳（小川家文書）

上総国武射郡　水野日向守領分　組頭繁　八

成東上町五郷　矢部村　一高百弐石　名主喜　七

成東上町　一高七百三拾七石壱斗　名主代　安兵衛　水野日向守領分　組頭喜右ェ門

七升　一高八拾八石　名主経右ェ門

水野日向守領分　仙石伯耆守知行所　組頭吉右ェ門

組頭　佐右ェ門　和田村　一高五百九拾三石五斗　名主兵右ェ門

七升

水野日向守領分　組頭伊右ェ門

板附村　一高弐百拾八石六斗六　名主安左ェ門　水野日向守領分

升三合　湯坂村　一高三百五拾三石弐斗　名主与惣右ェ門

弐合

水野日向守領分　組頭　三郎右ヱ門

成東下町五郷

成東下町　一高七百五拾壱石　名主　利兵衛

水野日向守領分　組頭　太左ヱ門

殿台村　一高弐百石　名主　七兵衛

坂井宇右ヱ門知行所　組頭　善兵ヱ

一高百四拾四石六斗九升　名主　弥右ヱ門

山品藤左ヱ門知行所　組頭　喜兵ヱ

一高四拾石四斗五升　名主　伊兵ヱ

永田四郎三郎知行所

屋形村五郷

屋形村　一高三百七拾五石　名主代　芳蔵

森川源之丞領分　組頭　五右ヱ門

北清水村　一高三百三拾五石　名主　丈右ヱ門

加藤久太郎知行所　組頭　藤左ヱ門

中里村　一高九拾七石七斗六升　名主　太左ヱ門

九合

組頭　次郎左ヱ門

名主　太郎左ヱ門

組頭　直次郎

名主　庄右ヱ門

組頭　八郎左ヱ門

名主　利左ヱ門

組頭　弥五左ヱ門

名主　仁兵衛

組頭　惣兵衛

名主　善十郎

名主　権左ヱ門

名主　太郎左ヱ門

一高弐拾七石六斗

姉屋富吉知行所

一高百八拾石

岡部主税知行所

一高百四拾三石五斗

本田権十郎知行所

一高百三拾五石五斗九升

遠沢茂十郎知行所

一高七拾七石四斗三升

七合

太田三郎兵衛知行所

一高五拾壱石七斗三升

九合

上田権之助知行所

一高弐拾八石六斗弐升

七合

逸見八左ヱ門知行所

三嶋村

下武射村

新堀村

一高五拾九石七斗三升　名主　重左ヱ門
八合五夕
内方鉄五郎御代官所　組頭　善左ヱ門
一高五拾九石七斗三升　名主　惣兵衛
七合五夕
酒井玄蕃知行所　組頭　藤左ヱ門
一高七拾壱石五斗三升　名主　惣左ヱ門
六合三夕
松田弥吉知行所　組頭　五兵衛
一高五拾九石七斗三升　名主　権左ヱ門
七合五夕
松嶋八百之丞知行所　組頭　左五右ヱ門
一高五拾九石七斗三升　名主　七郎右ヱ門
七合五夕
紅林甚三郎知行所　組頭　源五右ヱ門
一高六拾三石八斗八升　名主　林兵衛
朝岡左京知行所　組頭　喜右ヱ門
一高五拾四石三斗八升　名主　半兵衛
七夕八才

大久保岩次郎知行所　組頭　太左ヱ門
一高四拾三石壱斗弐升　名主　惣兵衛
壱合五夕
中拾川飛弾守知行所　組頭　善五兵衛
一高三拾八石九斗六升　名主　喜太夫
酒毛兵左衛門知行所　組頭　次右ヱ門
一高廿七石壱斗八升　名主　四兵衛
大久保茂十郎知行所　組頭　喜右ヱ門

武射田村五郷

上武射田村
一高四百六拾弐石　名主　吉之丞
小田切土佐守組与力給　組頭　重兵衛
知　同　勘右ヱ門

下武射田村
一高四百六拾弐石　名主　定右ヱ門
根岸肥前守組与力給知　組頭　松左ヱ門

船村
一高三百石　名主　孫兵衛
小田切土佐守組与力給　組頭　源　八
知

中村
一高弐百拾石　名主　久兵衛

右同断　組頭　八左ヱ門

白幡村五郷

白幡村　一高百廿石壱斗四升六合　名主　半蔵

榊原八兵衛知行所　組頭　勘蔵

一高廿壱石壱斗九升四合　名主　半蔵

堀重次郎知行所　組頭　勘蔵

一高弐百廿七石六斗四升　名主　儀兵衛

松下加兵衛知行所　組頭　源右ヱ門

一高五拾四石五斗弐升弐合　名主　六右ヱ門

右同断　組頭　太兵衛

一高弐拾七石九斗四合　名主　弥次右ヱ門

堀田豊前守組与力給知　組頭　源左ヱ門

富田高　一高百五拾石　名主　徳右ヱ門

野村　小田切土佐守組与力給知　組頭　長右ヱ門

小泉村　一高八拾三石六斗弐升　名主　勘兵衛

渡辺幸之助知行所　組頭　金兵衛

一高五拾八石七斗八升　名主　喜左ヱ門

酒井玄蕃知行所　組頭　勘兵衛

冨口村　一高八百拾六石六斗九升　名主　茂左ヱ門

川口武右ヱ門知行所　組頭　次郎左ヱ門

上横地村五郷

上横地村　一高九百八拾石　名主　富右ヱ門

本多修理知行所　組頭　権右ヱ門

一高六百拾五石　名主　庄次郎

大久保豊前守知行所　組頭　重兵ヱ

草深村　一高百石　名主　善兵衛

武田源兵衛知行所　組頭　勘右ヱ門

一高四拾壱石　小川新九郎知行所　組頭　富右ヱ門

一高四拾四石　名主　勘右ヱ門

永田四郎三郎知行所

一高四拾四石　名主　孫右ヱ門

松平城部知行所
一高三拾弐石　名主　庄右ヱ門
川口武右ヱ門知行所
一高四拾四石　名主　勘左ヱ門
松田弥吉知行所
一高四拾四石　名主　権左ヱ門
榊原八兵衛知行所
一高四拾四石　名主　林蔵
荒川忠左ヱ門知行所
一高四拾四石　名主　源左ヱ門
塚原次左ヱ門知行所

小松村
一高弐百八拾壱石　名主　武右ヱ門
高野善十郎知行所
一高弐百石六斗六升五合　名主　源太夫
権田新次郎知行所　同　太兵衛
一高弐拾壱石七斗三升弐合　名主　吉左ヱ門
弐合四夕
中川飛弾守知行所
一高弐拾壱石七斗三升弐合四夕
権田金之丞知行所

下楪地村
一高百廿七石七斗四升　名主　太右ヱ門
戸塚金十郎知行所　組頭　与右ヱ門
一高百拾五石　名主　茲兵衛
森山源五郎知行所　組頭　金兵衛

借毛村五郷
一高拾壱石　名主　長十郎
内田鉄五郎御代官所
一高百五拾六石　名主　平蔵
中根内膳知行所　組頭　新五兵衛
一高五拾六石　名主　三四郎
川井次郎兵衛知行所
一高弐拾弐石　名主　弥右ヱ門
川井次郎兵衛知行所　組頭　太七
一高弐拾八石　名主　七郎兵ヱ
内田鉄五郎御代官所　組頭　八郎右ヱ門
一高百五拾石　名主　広右ヱ門
青木与太郎知行所　組頭　市郎右ヱ門

新堀村
一高弐百三拾五石　名主　権左ヱ門
松平中務少輔領分　組頭　与兵ヱ
野中
一高百三拾六石　名主　権右ヱ門
松平中務少輔領分　組頭　滑兵衛
本郷
一高弐百五拾石　名主　早右ヱ門
中根内膳知行所　組頭　藤左ヱ門
一高百拾弐石　名主　辰五郎
布下七左ヱ門知行所　組頭　五郎右ヱ門
一高弐拾弐石　名主　庄五郎
山口房之丞知行所　組頭　栄助
一高弐百七拾石　組頭　久兵衛
岡部源八郎知行所
下之郷
一高弐百五拾石　名主　太郎右ヱ門
布施採兵衛知行所　組頭　五右ヱ門
一高弐百三石　名主　勘兵衛
植村政吉知行所　組頭　嘉右ヱ門

早船村五郷

早船村
一高八百三拾七石弐斗　名主　平右ヱ門
七升

寺崎村
一高百五拾石　名主　五郎右ヱ門
酒井玄蕃知行所　組頭　徳右ヱ門
一高弐百石　名主　権左ヱ門
長谷川辰蔵知行所　組頭　政五郎
芝原村
一高四拾七石四斗八升　名主　勘左ヱ門
飯田惣左ヱ門知行所　組頭　伝左ヱ門
一高八拾四石　名主　喜惣次
九毛勘左ヱ門知行所　組頭　伝左ヱ門
一高四拾八石五斗
川口茂左ヱ門知行所　名主　市郎右ヱ門
水深村
一高八拾九石七斗八升　名主　善蔵
永田鍋吉知行所　組頭　庄太郎
五反田村
一高九拾石五斗　名主　勘左ヱ門
川口茂右ヱ門知行所　組頭　伝左ヱ門

富田村五郷

富田村
一高百七拾六石　名主　源五兵衛
一高弐百弐拾石　組頭　惣左ヱ門
大屋山城守知行所　名主

荒木重左ヱ門知行所　組頭　忠次郎

六左ヱ門組頭庄五郎

一高百八拾石　名主　七郎左ヱ門
大久保八郎左ヱ門知行所　組頭　半　蔵
一高三百五拾石　名主　吉　兵　衛
山口房之丞知行所　組頭　順　兵　ヱ
一高百八拾七石　名主　惣右ヱ門
坂井内左ヱ門知行所　組頭　平　三　郎
一高六拾六石　名主　勘左ヱ門
小栗又兵衛知行所　組頭　次左ヱ門
一高百八拾七石　名主　徳右ヱ門
秋田平太夫知行所　組頭　権　六
一高三百八拾石　名主　太　兵　衛
新庄与惣右衛門知行所　組頭　新左ヱ門

津辺村

一高三百八拾石　名主　市郎右ヱ門
山崎八左ヱ門知行所　組頭　善左ヱ門

新泉村

一高百八拾九石　名主　八郎兵衛
永田四郎三郎知行所　組頭　長　兵　衛

松谷村五郷

松谷村

一高八百五拾石　名主　六左ヱ門
天野権十郎知行所　組頭　勘右ヱ門
一高四百三十石　名主　治左ヱ門
阿部次郎兵ヱ知行所　組頭　太左ヱ門
一高百五拾石　名主　主　斗
天野新右ヱ門知行所　組頭　半右ヱ門
一高七拾石　名主　甚右ヱ門
曲渕叔五郎知行所　組頭　喜右ヱ門
一高弐拾八石　名主　茂左ヱ門
森山源五郎知行所　組頭　茂　兵　衛

井之内村

一高五百三拾石　名主代　金右ヱ門
仙石右近知行所　組頭　佐右ヱ門

本須賀村

一高三百石　名主　甚　八
新庄与惣右ヱ門知行所　組頭　清　太　夫
一高百石　名主　茂右ヱ門
山中勝太郎知行所　組頭　源五兵衛
一高弐百五拾石　名主　佐市右ヱ門

小野次郎右ヱ門知行　組頭平兵衛
所
一高五拾石　名主五郎兵衛
権田竜次郎知行所　組頭佐兵衛
名主庄　七
組頭衆　七

五本田村
一高百壱石　名主利兵衛
永田鍋吉知行所　組頭甚兵衛
一高百拾弐石七斗三升　名主重兵衛
六合
水上帯刀知行所　組頭治左ヱ門
一高百石　名主治兵衛
松平次郎右ヱ門知行　組頭長兵衛
所
一高百石　名主儀兵衛
富永六郎右ヱ門知行　組頭新兵衛
所
一高七拾三石三升八合
榊原八兵ヱ知行所

一高弐拾五石七斗壱升　名主源蔵
三合
依田惣七知行所　組頭善之丞
一高五拾六石九斗七升　名主市郎右ヱ門
松田弥吉知行所　組頭儀七
一高弐拾九石　名主七三郎
川口茂右ヱ門知行所　組頭六右ヱ門
一高弐拾七石壱斗　年番名主利兵衛
服部外記知行所

山辺郡作田村五郷
作田村　一高百四拾四石九斗六　名主庄右ヱ門
升八合四夕
竹垣三左ヱ門御代官　組頭善右ヱ門
所
一高弐百七拾九石三斗　名主市太夫
一升八合九夕
笠助兵衛知行所　組頭六郎兵衛
一高弐百七拾九石三斗　名主音次郎
一升八合九夕

赤非主計知行所　組頭八郎右ヱ門
一高百四拾四石九斗八升六合四夕　名主倉之助　鳥喰村
一高百四拾四石九斗六升四夕　組頭伊兵衛　同新田
石谷瓜蔵知行所　本柏村
一高百四拾四石九斗六升四夕　名主又兵衛
松波八百之丞知行所　組頭清兵ヱ
一高百四拾四石九斗六升四夕　名主八郎左ヱ門　木刀村
紅林右ヱ門知行所　組頭平之丞　小借毛村

栗山村五郷

栗山村　一高百石　名主善三郎
組頭瓜平
一高百五拾石弐斗壱升　名主源兵衛
辺見八右ヱ門知行所　組頭清内
一高百三拾七石弐斗三升　名主伊兵衛　馬渡村

大久保茂十郎知行所　組頭市郎右ヱ門
一高六百七拾八石　名主源右ヱ門
今大路内務大輔知行所　組頭六兵衛
一高弐拾弐石　名主利右ヱ門
戸塚左門知行所　組頭市左ヱ門
一高弐百七拾弐石　名主弾次
蜂屋留吉知行所　組頭勘左ヱ門
一高九拾六石　名主藤四郎
植村政吉知行所　組頭八郎右ヱ門
一高弐百五拾七石　名主朝七
川口茂右ヱ門知行所　組頭与作
一高百拾七石　名主勘左ヱ門
組頭利兵衛
一高百九拾五石　名主茂右衛門
組頭権左ヱ門
一高七拾壱石　名主与次兵衛
松田弥七知行所　組頭吉助
一高三拾六石　名主弥惣次
組頭利八

一高五拾四石　名主弥惣次
中根内膳知行所　組頭利八

田越村五郷

田越村　一高百六拾石四斗七升　名主伊兵衛
三合九夕
仙石伯耆守知行所　組頭清左ヱ門
一高百五拾石五斗八升　名主平兵衛
三夕
九毛勘左ヱ門知行所　組頭仁左ヱ門
一高百弐拾九石七斗七　名主源五右ヱ門
升弐合八夕
伴太兵衛知行所　組頭三郎左ヱ門

下大倉村　一高四拾八石三斗五升　名主中左衛門
九合弐夕
酒井玄蕃知行所　組頭図右ヱ門
一高拾三石八斗八升　名主雄右ヱ門
酒井作左ヱ門知行所
改藤四郎

横芝村五郷

横芝村　一高三百石　名主七兵衛

古河村

一高百弐拾六石　名主忠左ヱ門
岡部主税知行所　組頭久平
一高五石四斗　名主忠左ヱ門
大河内善左ヱ門知行所

八田村

一高五拾石　名主源五右ヱ門
名主瓜郎右ヱ門
組頭次兵衛
一高四百石　名主平右ヱ門
山田主斗知行所　組頭長兵衛
一高三百五拾石　名主仲次
美濃部亀五郎知行所　組頭源五右ヱ門
一高弐百石　名主伊兵衛
深沢主水知行所　組頭久兵衛
一高弐百石　名主伊兵衛
長田藤十郎知行所　組頭久兵衛
一高五百石　名主文兵衛
松崎八百之丞知行所　組頭与物右ヱ門
井戸瓜右ヱ門知行所　組頭新兵衛
一高三拾石　名主郡蔵
永田四郎三郎知行所　組頭半三郎

一高五拾石　名主豊右ヱ門
丸毛勘左ヱ門知行所　組頭七五郎
一高五拾石　名主善次郎
石原孫助知行所　組頭与市
一高五拾石　名主佐兵衛
紅林右ヱ門知行所　組頭朝右ヱ門
一高拾六石　名主与兵ヱ
大田三郎兵衛知行所　組頭喜兵衛
八田新田
一高拾六石　名主政右ヱ門
丸毛勘左ヱ門知行所
猿尾村
一高七拾弐石　名主与右ヱ門
永田四郎三郎知行所　組頭森右ヱ門
一高六拾六石　名主与右ヱ門
丸毛勘左ヱ門知行所　組頭長次郎
大堤村
一高百四拾石　名主金右ヱ門
井上弥三郎知行所　組頭助左ヱ門
蓮沼村五郷
蓮沼村　一高六百弐拾六石六斗　名主袈兵衛
四升七合四夕四才
内方鉄五郎御代官所　組頭五右ヱ門

一高弐百七拾七石三斗　名主弥兵衛
八升七合四夕八才
保科越前守領分　組頭次郎右ヱ門
一高千百拾五石七斗六　名主勘太夫
升五合弐夕四才
津田山城守知行所　組頭宗三郎
一高百八拾五石八斗弐　名主利右ヱ門
升七夕
松平備後守知行所　組頭源右ヱ門
一高百七拾九石七斗弐　名主太兵衛
升三合弐夕八才
三枝勘四郎知行所　組頭嘉右ヱ門
一高四百五拾五石八斗　名主勘右ヱ門
壱升五合
森山源五郎知行所　組頭幸蔵
上総国山辺郡
東金町五郷
東金町　一高七百七拾六石四斗　名主茂右ヱ門
弐合
板倉内膳正領知　組頭平兵ヱ、太

左ヱ門、八左ヱ門

台方村
一高百四拾石九斗壱升　名主　太郎左ヱ門
九合　組頭　政右ヱ門
一高九百五拾五石五斗　名主　彦兵ヱ
六合
松平権之丞知行所　組頭　滑右ヱ門
一高弐百三拾三石三升　名主　政次郎
九合
三田権之助知行所　組頭　長三郎
一高百四拾石九斗八升　名主　恒右ヱ門　山田村
三合
河野松庵知行所

大豆谷村
一高弐百八拾石七斗八　名主　勘五右ヱ門
升
筑紫権之丞知行所　組頭　久右ヱ門
内拾六石三斗三升　名主　勘五右ヱ門
田辺宇太夫知行所　組頭　久右ヱ門

田中村
一高三百四拾石四斗五　名主　新五郎
升

大源勘之丞知行所　組頭　新左ヱ門
一高百六拾七石八升　名主　九兵衛
榊原左ヱ門知行所　組頭　平蔵
一高百四拾石八斗弐升　名主　伊兵衛
筧助兵衛知行所　組頭　次郎右ヱ門
一高百八石壱斗五升　名主　幸蔵
権田龍次郎知行所　組頭　与右ヱ門
一高九拾六石壱斗九升

川口又之助知行所　組頭　八右ヱ門
一高三百拾八石九斗五　名主　権右ヱ門
升四合
背木与十郎知行所　組頭　庄三郎

山口村五郷

山口村
一高七百石　名主　専右ヱ門
水野図書知行所　組頭　善八
一高三百八拾七石　名主　宗左ヱ門
清水与市知行所　組頭　市郎左ヱ門
一高三百五拾石　組頭　久左ヱ門
赤井三次郎知行所　同　惣右ヱ門

一高百石　名主　六左ヱ門
清水平三郎知行所　組頭　重兵衛
一高四拾八石　壱人百姓名主
前田孫市知行所　又左ヱ門
養安寺村　一高弐百三拾五石八斗　名主　清右ヱ門
組頭　太郎右ヱ門
一高百三拾壱石五斗　名主　兵右ヱ門
松平中務少輔領分　組頭　平右ヱ門
一高百拾三石壱斗　名主　政右ヱ門
大岡伊織知行所　組頭　喜平次
一高九拾壱石壱斗　名主　八郎兵衛
阿部四郎兵衛知行所　組頭　長右ヱ門
小西村　一高三百八拾四石　名主　勘之丞
大岡織部知行所　組頭　吉左ヱ門
餅木村　一高弐百石　名主　久蔵
土岐作右衛門知行所　組頭　武七
一高弐拾壱石四斗
内方鉄五郎御代官所　壱人百姓　吉平

福俵村　一高千弐百廿九石七斗　名主　安左ヱ門
壱升五合三夕
井上壱岐守領分　組頭　浅右ヱ門
一高百四拾七石四斗五升六合五夕
河野仙森院清印知行所　組頭　利七
押堀村　一高四百弐拾弐石七斗　名主　幸助
三升
大久保豊前守知行所　組頭　佐七
川場村　一高三百四拾六石五斗　名主　十郎兵衛
八升六合
大久保豊前守知行所　組頭　次兵衛
堀上村　一高弐拾三石四斗　名主　庄兵衛
組頭　与五右ヱ門
一高弐百弐拾石九斗八　名主　庄兵ヱ
升
川口茂右ヱ門知行所　組頭　与五右ヱ門
一高百七拾六石四斗　名主　新右ヱ門
大久保豊前守知行所　組頭　六右ヱ門

福俵村五郷

上谷新田　一高拾八石弐斗五升　名主源左衛門
内方鉄五郎御代官所　組頭兵右ヱ門
一高三拾五石五斗三升　名主四郎左ヱ門
七合
中川飛弾守知行所　組頭重右ヱ門
下谷新田　一高四拾五石八斗　名主八郎右ヱ門
内方鉄五郎御代官所　組頭嘉左ヱ門
一高四拾八石三斗　名主利兵衛
朝岡左京知行所　組頭利右ヱ門
中嶋新田　一高拾八石壱斗　名主八郎兵衛
堀田豊前守組与力給　組頭権左ヱ門
知

中村五郷

中村　一高弐百五拾壱石六斗　名主久兵ヱ
四升八合
前田係市知行所　組頭久左ヱ門
一高五拾九石三升三合　名主重右ヱ門
榊原八兵ヱ知行所　組頭長兵ヱ
北幸谷村　一高八拾弐石七斗八升　名主与五右ヱ門

六合
村上(肥後守組与力給知か)　組頭利助
幸田村　一高三拾五石六斗　名主清左ヱ門
小田切土佐守組与力　組頭善左ヱ門
給知

十文字五郷

宮村　一高百弐拾壱石　名主平兵衛
村上(肥後守組与力給知か)　組頭新右ヱ門
一高百弐拾壱石　名主源兵ヱ
小田切土佐守組与力　組頭定右ヱ門
給知
中野村　一高百九拾四石　名主良右ヱ門
村上(肥後守組与力給知か)　組頭太兵衛
村上(肥後守組与力給知か)　組頭久右ヱ門
村上(肥後守組与力給知か)　組頭久左ヱ門
関内村　一高百五石　名主久左ヱ門
小田切土佐守組与力　組頭重蔵
給知
堀之内村　一高百六拾三石　名主源五兵衛

小田切土佐守組与力　組頭　疋右ヱ門　油井村　一高三百四石　名主伊左ヱ門
給知　村上(肥後守組与力給知か)　組頭伝吉
小関村五郷
小関村　一高弐百拾壱石　名主権次郎　小野村　一高弐百八拾八石四斗　名主平太夫
小田切土佐守組与力　組頭友右ヱ門　三升五合
給知　三田権之助知行所　組頭佐左ヱ門
一高九拾四石四斗八升　名主善兵衛
伴五兵衛知行所　組頭伝蔵
大榎村　一高六拾壱石　名主権次郎　一高三百五拾石　名主五兵衛
小田切土佐守組与力　組頭九兵衛　和田仙太郎知行所　組頭疋蔵
給知
八川村　一高五拾九石　名主権次郎　丹尾村　一高三拾弐石　名主善兵ヱ
小田切土佐守組与力　組頭権右ヱ門　建部疋郎右ヱ門知行所　組頭
給知
高倉村　一高百拾七石　名主友右ヱ門　一高四拾壱石　名主藤右ヱ門
小田切土佐守組与力　組頭藤右ヱ門　伴五兵ヱ知行所　組頭市右ヱ門
給知　滝村　一高百弐拾五石　名主定右ヱ門
三加名村　一高百六石　名主権右ヱ門　黒川左京知行所　組頭半兵衛
小田切土佐守組与力　組頭要蔵　田間村五郷
給知　田間村　一高千七百四拾壱石六斗七升五合　名主庄左ヱ門
油井村五郷

坂倉内膳正領分　組頭祐三郎

松之郷

一高百五拾七石　名主茂兵衛
　組頭平右ヱ門

一高三百五拾八石三斗　名主半兵衛
小田切土佐守組与力　組頭儀兵衛
　給知

一高四百七石九斗六合　名主源兵ヱ
小野次郎右ヱ門知行　組頭兵右ヱ門
　所

一高百五石五斗　名主八郎兵ヱ
石谷善次郎知行所　組頭浅右ヱ門

一高九拾弐石　名主伝左ヱ門
赤井主計知行所　組頭忠右ヱ門

一高五拾四石四斗四合　名主都太夫

高月只之進知行所　組頭次郎助

道庭村

一高四百拾八石九斗一　名主利右ヱ門
升八合

水野日向守領分　組頭直右ヱ門

一高百六拾三石壱斗壱　名主清右ヱ門
升三合

橘宗仙院知行所　組頭吉兵衛

前之内村

一高三百石　名主喜平次
松平織部知行所　組頭栄　次

二又村

一高四百拾石九斗弐合　名主勘兵衛
坂倉内膳正領分

北之幸谷村

一高五百八拾八石三斗　名主縫右ヱ門
壱合
榊原左ヱ門知行所　組頭瀬兵ヱ

田中新生村五郷

田中荒生村

一高百六拾弐石　名主金□□□

村上(肥後守組与力給知か)　組頭源左ヱ門

荒生村

一高百三拾弐石　名主与平次
小田切土佐守組与力　組頭喜右ヱ門
　給知

三門村

一高弐百弐石　名主七郎兵衛
小田切土佐守組与力　組頭伊左ヱ門
　給知

菱沼村五郷

菱沼村　一高六百弐拾石　名主　文左ヱ門
大道寺内蔵之助知行所　一高五拾石　組頭　太内
名主　文左ヱ門
仙石伯耆守知行所　一高千三拾壱石　組頭　源兵衛
名主　浅右ヱ門
家ノ子村　一高百弐拾七石　組頭　新五右ヱ門
名主　次右ヱ門
姫嶋村　水野日向守領知　一高弐百八拾四石　組頭　四郎兵衛
名主　政右ヱ門
水野日向守領知　一高弐百弐拾石　組頭　与平
長谷藤十郎知行所　一高弐百石　名主　忠兵衛
求名村　江原源三郎知行所　一高弐百石　組頭　重兵衛
名主　半十郎
三宅久三郎知行所　一高百石　組頭　安右ヱ門
名主　庄助
西井作右ヱ門知行所　一高四拾六石　組頭　松次郎
名主　清右ヱ門

粟生村五郷

粟生村　一高弐百四拾六石　名主　与兵衛
小田切土佐守組与力給知　組頭　久右ヱ門
細屋敷村　一高七拾七石　名主　文次郎
小田切土佐守組与力給知　組頭　弥右ヱ門
宿村　一高百弐拾六石　名主　佐右ヱ門
根岸肥前守組与力給知　組頭　孫兵衛
一高百弐拾六石　名主　惣右ヱ門
小田切土佐守組与力給知　組頭　弥左ヱ門
大沼村　一高百三拾七石　名主　仁左ヱ門
根岸肥前守組与力給知　組頭　与左ヱ門
西野村五郷
西野村　一高三百弐拾八石　名主　五郎兵衛
村上新三郎知行所　組頭　久四郎

根岸肥前守組与力給　組頭利兵衛
知
不動堂村　一高百六拾四石　名主栄次
村上(肥後守組与力給知)　組頭湯右ェ門
貝塚村　一高七拾九石　名主弥五右ェ門
村上(肥後守組与力給知)　組頭又三郎
関ノ下村　一高三拾四石　名主兵右ェ門
村上(肥後守組与力給知)　組頭佐五右ェ門

片貝村五郷

片貝村　一高百九拾石壱斗弐升　名主甚兵衛
松平中務少輔領分　組頭又右ェ門
一高弐百三拾八石九斗　名主宗兵衛
五升七合七夕壱才
本間佐渡守知行所　組頭
一高弐百拾七石八斗三　名主源兵衛
升
長谷川辰蔵知行所　組頭与兵衛
一高四拾六石七斗四升　名主宗左ェ門
五合弐夕九才
本間佐渡守知行所　組頭
一高百弐拾石六斗五升　名主瓜右ェ門
小田切土佐守組与力　組頭新右衛門
給知

広瀬村五郷

広瀬村　一高四百弐拾七石五斗　名主伝三郎
七合
内方鉄五郎御代官所　組頭七三郎
家徳村　一高五百拾弐石三斗二　名主次郎左ェ門
合
内方鉄五郎御代官所　組頭長七

吉田村五郷

吉田村　一高百九拾七石六斗七　名主権右ェ門
升八合
仙石伯耆守知行所　組頭半左ェ門
一高八拾六石四斗弐升　名主伝左ェ門
八合
阿部四郎兵ェ知行所　組頭定右ェ門
南横川村　一高五百四拾石　名主長左ェ門

大井庄三郎知行所　組頭　安右ヱ門
同村新田
一高弐百石　名主　長左ヱ門
内方鉄五郎御代官所　組頭　安右ヱ門
北飯塚村
一高拾九石八斗三升七合　名主　丈　助
内方鉄五郎御代官所　組頭　平　蔵
一高五拾五石　名主　丈　助
橋宗仙院知行所　組頭　平　蔵
南飯塚村
一高三拾四石壱斗三升四合　名主　万次郎
戸塚左ヱ門知行所　組頭　源　蔵
改　金十郎　百姓　孫右ヱ門
一高弐石三斗弐升五合
内方鉄五郎御代官所
同村新田
一高三拾壱石壱斗八升五合　名主　孫右ヱ門
内方鉄五郎御代官所　組頭　源　蔵

清名幸谷村五郷

清名幸谷村　一高七拾九石八斗　名主　七　蔵

杉田金之丞知行所　組頭　五郎右ヱ門
一高七拾九石八斗　名主　源左ヱ門
中川飛弾守知行所　組頭　孫左ヱ門
一高百弐石　名主　源左ヱ門
遠山権馬知行所　組頭　弥惣次
貝塚村
一高三拾弐石四斗　名主　嘉右ヱ門
戸塚金十郎知行所　組頭　利兵衛
北横川村
一高三拾七石弐斗　名主　忠次郎
戸塚金十郎知行所　組頭　甚　蔵
下俣示村
一高百四拾八石　名主　弥兵衛
筧助兵ヱ知行所　組頭　六左ヱ門
清名高谷村
一高百六拾三石五斗　名主　四兵ヱ
戸塚金十郎知行所　組頭　宇兵ヱ
長岡村
一高百五拾三石　名主　衆右ヱ門
村上新三郎知行所　組頭　善　蔵

九十根村五郷

九十根村　一高弐拾壱石四斗四升八合　名主　善兵衛
内方鉄五郎御代官所　組頭　要　蔵

一高三百八拾石弐斗弐升四合　名主　喜三郎
真田鉄蔵知行所　組頭　要蔵

二ノ袋村
一高百三石　名主　与惣右ヱ門
組頭　源蔵

一ノ袋村
一高八拾六石　名主　与惣右ヱ門
組頭　伊右ヱ門

砂子瀬村
一高弐拾六石七斗五升　名主　次右ヱ門
内方鉄五郎御代官所　組頭　庄五郎

細草村
一高四拾三石　名主　甚左ヱ門
本目銀蔵知行所　組頭　三郎兵ヱ
一高九石九斗四升　老人百姓　庄五郎
山寺甚左ヱ門知行所

俵古嶋村
一高六石九斗　名主　喜左ヱ門
内方鉄五郎御代官所　組頭　喜兵ヱ

小沼田村五郷

小沼田村
一高三百弐拾三石六斗　名主　権右ヱ門
五升
中川飛弾守知行所　組頭　林蔵

一高七拾六石五斗四升　名主　九郎右ヱ門
八合
仙石伯耆守知行所　組頭　源兵ヱ

一高弐拾四石六斗　名主　作左ヱ門
村上新三郎知行所

一高弐百八拾石　名主　弥惣右ヱ門
新庄与惣左ヱ門知行所　組頭　与兵衛

一高三拾弐石八斗五升　名主　鍵右ヱ門
七合壱夕
竹垣三右ヱ門御代官所　組頭　権左ヱ門

一高六拾三石八斗八升　名主　茂兵ヱ
五合六夕
石原伊織知行所　組頭　半右ヱ門

一高八拾弐石三斗六升　名主　茂右ヱ門
堀田豊前守組与力給　組頭　安右ヱ門
知
一高七拾九石七斗弐升　名主　伊之助

五合
駒木根大内記組与力　組頭甚右ェ門
給知
一高六拾九石八斗六升　名主新左ェ門
三合
粟木佐渡守組与力給　組頭源蔵
知
一高六拾九石八斗六升　名主喜平次
四合
宮城利兵衛知行所　組頭与惣次
一高弐拾四石八斗九升　名主与兵衛
弐合
大道寺内蔵之助知行　組頭助左ェ門
所

大網村五郷

大網村　一高百六拾九石壱斗八　名主庄右ェ門
升五合
一高千四拾三石五斗六　名主五郎吉
升

米津播磨守領分　組頭与右ェ門
一高百七石九斗五升弐　名主太郎右ェ門
合
内方鉄五郎御代官所　組頭源兵衛
一高三百八拾弐石九斗　名主市郎兵衛
七升
久岡伊織知行所　組頭新左ェ門
一高弐百拾六石九斗三　名主金左ェ門
升六合
内藤弥左ェ門知行所　組頭助右ェ門
一高弐百石　名主朝七
大道寺内蔵之助知行　組頭新兵衛
所
一高百六拾八石五斗　名主大郎右ェ門
戸塚金十郎知行所　組頭作右ェ門
一高百八拾石
梶川長十郎知行所
一高百石　名主仁兵衛
遠山権馬知行所　組頭助之助

一高五拾五石弐斗弐升　名主伊右ヱ門
五合
石九孫之丞知行所　組頭長三郎
一高四拾五石　名主善左ヱ門
荻野小左ヱ門知行所
一高四拾石
曲渕叔五郎知行所

土気五郷

南玉村　一高四百五拾石　名主兵吉
神尾五郎三郎知行所　組頭長蔵
池田村　一高三百石　名主小三郎
野村頭之丞知行所　組頭庄三郎
大竹村　一高四百石　名主長左ヱ門
曲渕叔五郎知行所　組頭弥右ヱ門
駒込村　一高弐百六拾石八斗　名主重蔵
川野善十郎知行所　組頭三郎右ヱ門
一高弐百四拾九石　名主勘右ヱ門
岡部内記知行所　組頭治七
一高百三拾壱石六斗　名主乙右ヱ門

内藤弥左ヱ門知行所　組頭庄右ヱ門
一高七拾石
神谷与七郎知行所

金谷村五郷

金谷村　一高七拾九石六斗四升　名主新左ヱ門
五合
遠山権馬知行所　組頭五郎左ヱ門
一高百五拾七石七斗五　名主忠次郎
升七合三夕
山口助之助知行所　組頭平兵衛
一高百六拾九石五斗九　名主弥右ヱ門
升
橘宗仙院知行所　組頭仲次
小沼村　一高五百石　名主佐兵衛
川野仙太郎知行所　組頭次郎右ヱ門
一高四百石　名主万助
土屋山城守知行所　組頭新次郎
一高弐百九石六斗九升　名主嘉右ヱ門
曲渕叔五郎　組頭重郎左ヱ門

一高百五拾三石六升六合壱夕　名主　利助
大沢甚之永知行所　組頭　八郎兵衛

名村
一高百九拾壱石六斗四升　曲淵叔五郎知行所

富田村五郷

富田村　一高弐百石　名主　孫右ヱ門
榊原左衛門知行所　組頭　権右ヱ門
一高百三拾石　名主　小十郎
榊原左衛門知行所　組頭　庄右ヱ門
一高七拾石　名主　平八
榊原左衛門知行所　組頭　平次郎

経田村
一高百四拾石　名主　新兵衛
酒井与五郎知行所　組頭　源蔵
一高四拾石　名主　三右ヱ門
真田鉄蔵知行所　組頭　助四郎

赤萩村
一高六拾石　名主　為右衛門
岡部内記知行所　組頭　善兵衛
一高四拾石　名主　甚左ヱ門

河野善十郎知行所　組頭　藤右ヱ門
一高三拾石　名主　三郎左ヱ門
内藤弥左ヱ門知行所　組頭　重兵ヱ

仏鳩村
一高百三拾石　名主　吉兵衛
酒井与五郎知行所　組頭　源五郎

萩福田村
一高七石五斗　名主　三右ヱ門
米津播磨守領分

永田村
一高弐百八拾壱石弐斗　名主　重右ヱ門
一高百四石八斗四合　名主　伊平次
神谷与七郎知行所　組頭　五郎右ヱ門
一高四百石　名主　小兵ヱ
大道寺内蔵之助知行所　組頭　平次郎

所
一高弐百六拾六石九斗九合　名主　清左ヱ門
小栗又左ヱ門知行所　組頭　八郎右ヱ門
一高百七拾七石四斗三升五合　名主　仁兵ヱ
河内佐太郎知行所　組頭　幸右ヱ門

一高三百九拾石四斗五升五合三夕　名主　常右ェ門
伴五兵衛知行所　組頭　吉兵衛
一高拾三石六斗九升八合　壱人百姓　長蔵
阿部八之丞知行所

小倉戸村五郷

小倉戸村　一高弐百石　名主　五助
神谷銀一郎知行所
一高百八拾七石六斗三升　名主　清左衛門
川口茂右ェ門知行所　組頭　惣左ェ門
一高四拾四石七斗　名主　清左ェ門
石丸孫之丞知行所　組頭
宮崎村　一高弐百石　名主　与左ェ門
原田鉄之丞知行所　組頭　五郎左ェ門
門谷村　一高三百石　名主　伝右ェ門
松平中務少輔領分　組頭　新左ェ門
小中村　一高弐百石　名主　安右衛門

千本吉之丞知行所　組頭　茂右ェ門

真亀村五郷

真亀村　一高三百弐拾七石　名主　平左ェ門
婁木多門知行所　組頭　平七
今泉村　一高五百五拾七石　名主　平蔵
水野伯耆守知行所　組頭　源左ェ門
四天木村　一高弐百四拾石　名主　武右ェ門
新庄与惣兵衛知行所　組頭　弥左衛門
一高弐百六拾石　名主　友左ェ門
赤井主計知行所　組頭　孫兵ェ
浜宿村　一高弐百弐拾石　名主　左兵衛
新庄与惣兵衛知行所　組頭　源六兵衛
牛込村　一高弐百四拾石　名主　長左衛門
加藤金三郎知行所　組頭　安右衛門

上谷村五郷

上谷村　一高弐石四斗壱升四合　壱人百姓
内方鉄五郎御代官所　和左ェ門
一高六拾七石弐升壱合　名主　与右ェ門
内方鉄五郎御代官所　組頭　蛾右ェ門

一高三百七拾五石弐斗　名主与右ヱ門
三升壱合
安藤織部知行所　組頭蛾右ヱ門
一高八拾壱石五斗三升　名主甚兵衛
五合
伴五兵衛知行所　組頭理右ヱ門
木崎村
一高八拾石　名主幸七
妻木佐渡守組与力給　組頭蛾右ヱ門
知
一高六拾三石八斗弐升　名主庄吉
服部市郎右ヱ門知行　組頭権右ヱ門
所
桂山村
一高弐百七拾七石弐斗　名主庄兵衛
小栗又左ヱ門知行所　組頭要蔵
柳橋村
一高弐石八斗　名主勘兵衛
堀田豊前守組与力給知
柿餅村
一高五石五斗五升五合　名主治兵衛
内方鉄五郎御代官所　組頭吉左ヱ門
一高三拾石壱斗弐升　名主吉右ヱ門

宮城源太郎知行所　組頭長蔵
一高五石
根岸肥前守組与力給　名主文右衛門
知

町内五郷組合の構成

寛政十二年上総国武射郡、山辺郡、長柄郡、御捉飼場村々五郷組合帳より（小倉伝兵ヱ家文書）

山辺郡小関村五郷

一高弐百拾壱石
小田切土佐守組与力給知（北）　小関村
一高六拾三石　同給知　大堰村
一高五拾九石　同給知　八川村
一高百拾七石　同給知　高倉村
一高百六石　同給知　三角名村
〆五百六十六石

山辺郡田中新生村五郷

一高百六拾弐石　根岸肥前守組与力給知（南）田中新生村
一高百三拾弐石　同給知　荒生村

一高弐百八拾四石　小田切土佐守組与力給知　神嶌（ママ）村　松平中務少輔領分　片貝村
一高弐百三拾弐石　同給知　三門村　一高弐百三拾八石九斗五升七合七夕壱才　本間佐渡守知行所　同村
〆八百拾石
山辺郡粟生村五郷
一高弐百四拾六石　小田切土佐守組与力給知　粟生村　一高四拾六石七斗四升五合弐夕九才　同地行所　同村
一高七拾七石　同給知　細屋輔村　一高弐百拾七石八斗三升　同地行所　同村
一高弐百二拾六石　同給知　宿村　長谷川平蔵知行所　同村
一高百弐拾六石　根岸肥前守組与力給知　同村　一高百弐拾石六斗五升　小田切土佐守組与力給知　同村
一高百三拾七石　同給知　大沼村
〆七百廿石　〆八百十四石三斗三合
山辺郡西野村五郷　山辺郡真亀村五郷
一高三百弐拾八石　同給知　西野村　一高三百弐拾七石　妻木多門知行所　真亀村
一高百六拾四石　同給知　不動堂村　一高百五拾石　水野伯耆守知行所　今泉村
一高七拾九石　同給知　貝塚村　一高弐百四拾石　新庄与惣右ヱ門知行所　四天木村
一高百五拾三石　同給知　藤下村　一高弐百六拾石　赤井主計知行所　同村
一高三拾石　同給知　関下村　一高弐百弐拾石　新庄与惣ヱ門知行所　浜宿村
〆七百五十四石　一高弐百拾四石　加藤三左ヱ門知行所　牛込村
山辺郡片貝村五郷　〆八百三十七石
一高百九拾石壱斗二升　武射郡松ケ谷五郷

一高八百五拾石　天野権十郎知行所　松谷村
一高四百三拾石　阿部四郎三郎知行所　同村
一高百五拾石　天野新右ェ門知行所　同村
一高七拾石　曲渕叔五郎知行所　同村
一高弐拾八石　森山源五郎知行所　同村
一高五百三拾石　仙石右近知行所　井之内村
一高三百石　新庄与惣右ェ門知行所　本須賀村
一高百石　山中勝太郎知行所　同村
一高弐百五拾石　小野治郎右ェ門知行所　同村
一高百五拾石　権田竜三郎知行所　同村
一高百壱石　永田鍋吉知行所　五木田村
一高百拾弐石七斗三升五合　水上帯刀知行所　同村
一高百石　松平治郎右ェ門知行所　同村
一高七拾三石三升八合　榊原八兵衛知行所　同村
一高弐拾壱石七斗壱升三合　依田惣七知行所　同村

一高百石　冨永六郎左ェ門知行所　同村
一高五拾六石九斗六升　松田左京知行所　同村
一高弐拾九石　川口茂右ェ門知行所　同村
一高弐拾七石壱斗　勝部外記知行所　同村
一高百四拾四石九斗六升八合四夕　竹垣三右ェ門御代官所　山辺郡作田村
一□百七拾九石三斗壱升八合九夕　筧助兵ェ知行所　同村
一高弐百七拾九石三斗壱升八合九夕　赤井主計知行所　同村
一高百四拾四石九斗六升八合四夕　石谷喜治郎知行所　同村
一高百四拾四石九斗六升八合四夕　松波八百之丞知行所　同村
一高百四拾四石九斗六升八合四夕　紅林助三郎知行所　同村
〆高四千八百六十四石九斗五升八合九夕

以上山武郡内の五郷組合を一瞥したのであるが、武射郡内五十二か村、三五郷・山辺郡一一七か村、二八郷合せて四一郷組合になる。

これらの組合を次の図150によって参照されたい。

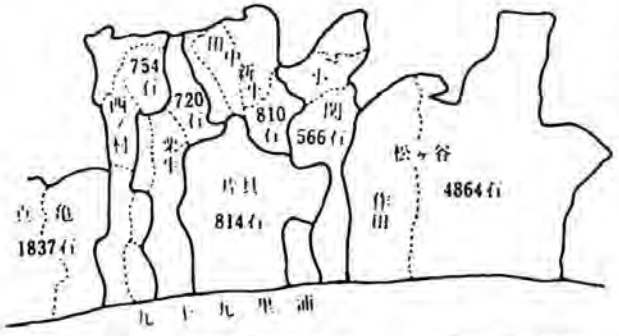

図151　町内五郷組合の図　　寛政12年（1800）

各組合の総高を比較して見るに表77によってその一例を示して見たい。

組合毎の総高に差のあることがわかるが、一般的にいえることは、武射郡内の五郷組合は千石以上が普通であるが、九十九里町内の五郷組合は七八百石程度とその差が余りにも遠いがある（図151参照）。

さてこの組合内の総高が御廐御用の藷入用基準になることは勿論である。このように五郷組合毎に較差のはげしいことは種々の意味あいを含んでいる。これについては個組合の項で稿を改めて詳述する予定である。

（古川　力）

表77　組合と高割

組合名	高
成東上町五郷組合	二一一八石
武射田村五郷組合	一四三四石
松ケ谷村五郷組合	四八六四石
東金五郷組合	三六九〇石
大網村五郷組合	一六〇九石
片貝村五郷組合	八一四石

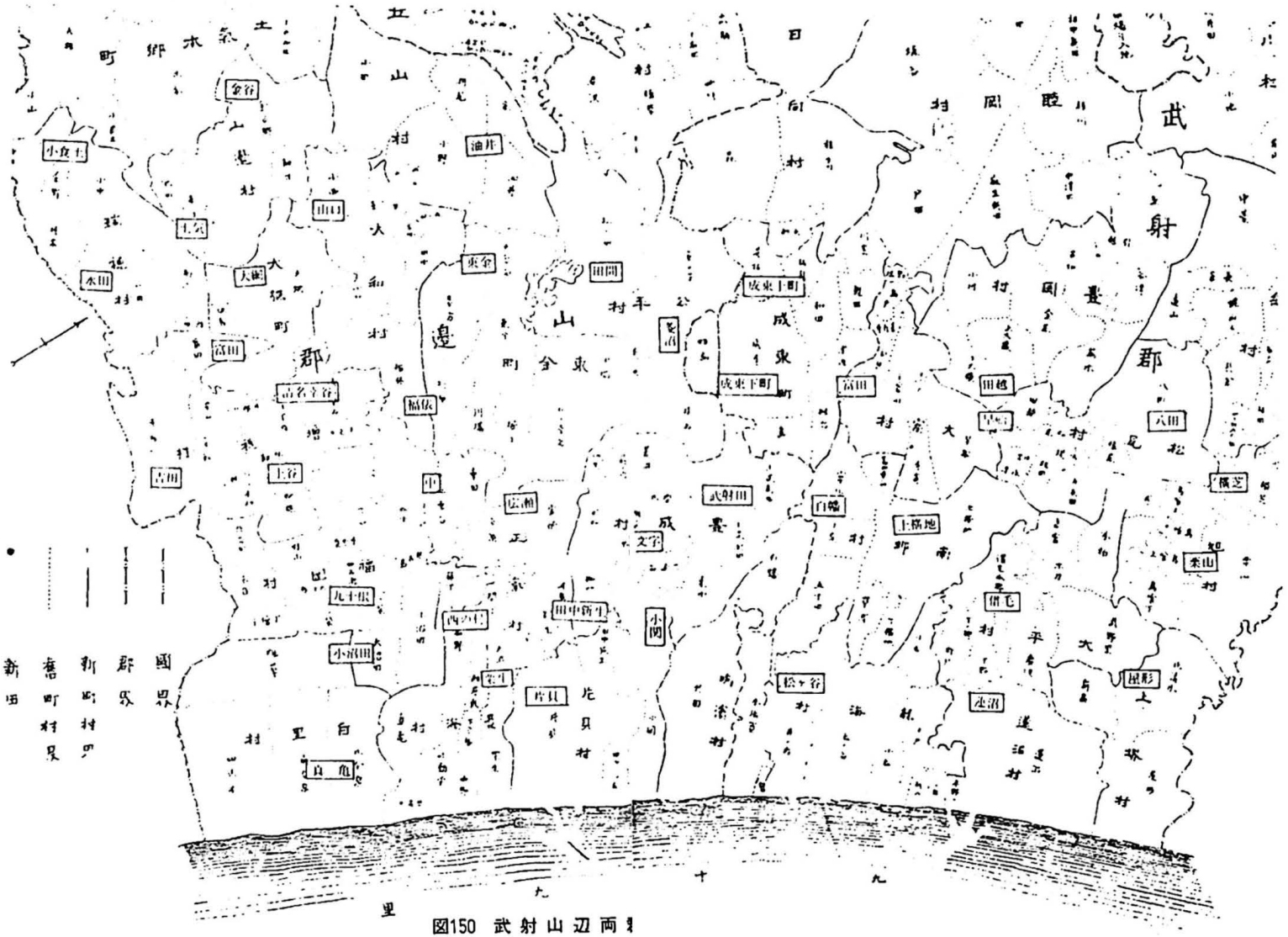

図150　武射山辺両郷組合の図（寛政12）

参考文献
小倉伝兵衛家文書　上総国山辺郡長柄郡之内御鷹場由来書　元禄、十一　安永、四
同　上総国武射郡山辺郡長柄郡　九十九里町誌編集委員会　九十九里町誌資料集　第四輯　昭、四八
御捉飼場村々五郷組合帳　寛政、十二　東金市史編さん委員会　東金市史　史料編一　昭、五一
厚総叢書刊行会　東金御鷹場旧記　延宝、二
飯高家文書　御捉飼場一件御裁許証文写　小川家文書　御本丸御用御捉飼場村々五郷組合帳　寛政、七

その三　御鷹御捉飼覆組合

正しくは「御鷹御捉飼覆組合」という。九十九里町誌資料集第四輯、山辺郡白幡村、浅野家文書によれば（第四輯四十三ページ）

覆組合とは

「…前文略…作田村　本須賀村　井之内　松ケ谷　五木田　草深　横地　下横地　小泉　冨田高野　白幡　冨口　殿台村　右拾四ヵ村覆組合にて御捉飼御用享保年中（一七一六―三五）より相勤め来り御鷹匠様方御物取寄べく組合村々内御旅宿仰せ付けられ則ち御旅宿村御賄水夫人足等申触相違なく出勤仕来に候」

と、

これによれば、一七一七年（享保二）東金御鷹場再興以後御鷹匠の御捉飼に来遊されるようになると、五郷組合より更に広地域をグループとした組合が誕生した。すなわち覆組合である。この組合内にて鷹匠一行の旅宿、また一行の食事等の賄・水夫人足差出しの村、上島といって江戸将軍お鷹の生飼の継送り人足等を組合内の村村で相勤めた。従って五郷組合とはやや性格を異にした御捉飼の御用組合であった。

もともと霞という語が付されたのは、江戸の将軍の鷹の餌を捕獲するため霞網を使用して生きたままの飼をとったことからつけられたようである。霞割という語がある、権力範囲の区分、縄張の地を意味するが、地方史料によると前者のことのようである。

郷土の霞　旧山辺郡内に組織された霞組合は次の通りである。

組　合　△東金町霞組合　二七か村
△大網村霞組合　一八か村
△粟生、片貝、粟生野、三か村霞組合　計四六か村

粟生・片貝・粟生野三か村組合は図152に示すよう都合四六か村である。

その村々は次の図152の通りである。

山辺郡

粟生村	三浦名村	中野村	西ノ村	大沼田村	
下ヶ傍示村	小関村	二ノ袋村	南今泉村	堀ノ内村	
北今泉村	南飯塚村	高倉村	柳橋村	弓渡村	
一ノ袋村	萱場村	田中新生村	其亀村	細屋敷村	
荒生村	滑水村	関ノ下村	海島村	片貝村	
貝塚村	関内村	宮村	宿村	九十根村	
三門村	藤ノ下村	細草村	中村	北吉田村	

図152　粟生　片貝　粟生野霞組合の図　　S 1 : 44,000

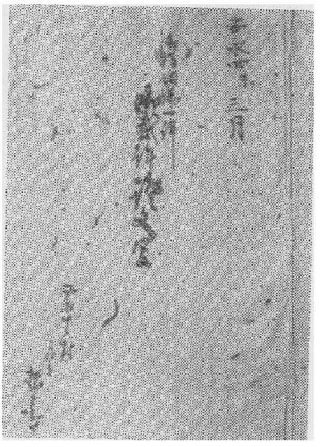

写75　御捕飼場一件御裁許証文　飯高家文書

千沢村　不動堂村　大沼村　殿廻村　北小沼田村
砂古瀬村　四天木村　柿併村

長柄郡

粟生野村　北日當村　御蔵芝村

都合四拾六か村　（九資第四輯三十六ページ）

東金組合各村々は次の通りである

山辺郡

二又村　中島村　東金町　北ノ幸谷村　上谷新田村
田間村　堀上村　上谷村　道庭村　川場村

清名幸谷村　家子村　押堀村　福俵村　姫嶋村　幸田村　田中村　求名村
北幸谷村　山口村　菱沼村　中村　養安寺村　前之内村　下谷村　大豆谷村
台方村

都合　二十七ヶ村（東金市史史料編一　人馬継立賃銭割合帳　四三九頁）

大網村組合各村々は次の通りである

山辺郡

大網村　桂山村　京田村　貝塚村　矢指戸村　仏島村　荻福田村　富田村
赤荻村　北飯塚村　北横川村　宮崎村　長国村　永田村　南横川村　千沢村
小中村　門谷村

都合　十八ヶ村（九資第四輯　三十六ページ）

飯高家文書、一七七五年（安永四未）三月「御捉飼場一件御裁許証文」（写75、表78参照）によれば

組合取極によって

表78　組合の仕事分担

組合の村	勤務の取除き条件	勤務せねばならぬ条件
大網、粟生 片貝、粟生野	継場・水夫・宿賄	上鳥の人足・諸入用負担・継送り
御蔵　芝	水夫の差出・宿賄	旅宿入用負担
東　金　町	馬継、上鳥の人足、諸入用負担	水夫・宿賄諸入用

饗組合の勤　饗組合内にての御鷹御用は鷹匠一行の方の一二例

(1)　旅宿の負担　継場の事務

(2)　水夫の差出し

(3)　上鳥の際継送り・人夫の差出

等の御用勤が輻湊（ふくそう）している。この一例をあげて見よう。

小川家文書　一八六五年（慶応元丑）十一月「御鷹御用御陣屋御前村触当帳　片貝村」（写76参照）によれば

「一高百六拾三石　　堀之内村

丑十一月中

御野廻役　　片貝村

渡辺新右衛門様　　御宿

板倉官次郎様　　法久　次兵衛方

石野与七様　　関内村　合貯

大多和弥平次様

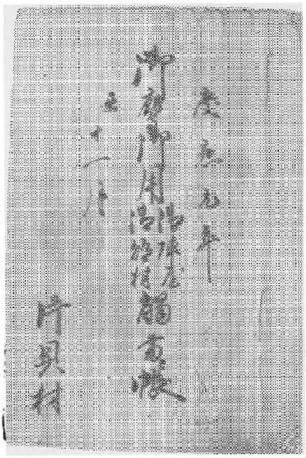

写76　御鷹御用触当帳　小川家文書

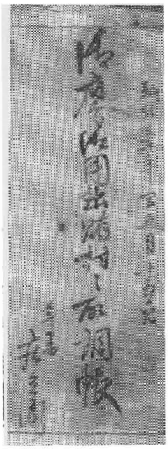

写77　弘化3、御鷹御用出貯村々取調帳　小川家文書

一八六五年（慶応元）一一月七日前後、野廻衆四名の旅宿勤めを、片貝村法久、次兵衛（現滑水正平宅）に振当、貯村は堀之内村と関内村とで賄うことになる。このさい米・味噌・薪・鍋・かま類一切貯村の二村で持寄るのであった。振り当てられた旅宿の村では一行の賄は全く関係がない訳である。同文書によればこの年一一月より一二月まで一一回の御鷹御用旅宿を片貝村に振り当てている。これに伴う貯村村は

小関・高倉・宮・関内・堀之内・三浦名・中村・中野・殿廻・三門・薄島・荒生・宿・大沼・関ノ下・藤ノ下・西野・小沼田・大沼田・一ノ袋・二ノ袋・下ケ傍示・柿餅・砂子瀬・九十根・柳橋・木崎・南飯塚・北吉田・清水・萱場・弓渡・千沢・北日当・細草・四天木・南今衆・真亀・不動堂・貝塚・細屋敷・御蔵芝

の四二か村が出勤している。霞組合の実態がよくわかる。

同家文書弘化三年「御鷹御用出貯村々取調帳」（写77参照）によれば

「巳十一月二日より四日朝迄御宿貯（田中新生村）

御鷹方

加納兵助様上下弐人
御宿　片貝村宗兵衛方
〃　人数　四人
此賄料　弐貫四百文　小関村

十一月二日より四日朝迄弐宿賄
御鷹方　御宿　片貝村　宗左衛門方
赤羽孫太郎様
安藤庄九郎様　御上下（おかみしも）七人　〃拾四人
広津久蔵様　此賄料　八貫四百文
石川鉄太郎様

とある。この取調帳をさらに表79のように一覧表に取りまとめて見よう。

表の中の野廻りは地域の有力農民より選ばれ、苗字帯刀御免の特典を与えられ、その任務は鷹場法度に違反した者の摘発など治安、警察的業務を担って捉飼場を巡廻した。それには旗本の支配領域を無視して行動している。

農民出身ということで地域性を熟知していることなども幕府にとって無視できない存在であった。

表79　取調帳一覧表

期日	御鷹用別	人員	旅宿村	賄村	賄料
弘化二巳一一、六～八	野廻衆	上下六人	小関佐吉郎方	高倉村	三〆六百文

一一、廿六～廿八	同	〃	一〇	〃	宮村
一一、廿五～廿七	御鷹匠	〃	八	小関兵吉方	関内村
一一、廿五～廿七	同	〃	四	小関要次郎方	堀之内村
一一、六～八	同	〃	六	阿	三補名村
一一、廿五～廿七	同	〃	六	同兵吉方	中野村
一一、二～四	御野廻衆	〃	一〇	片貝吉左ヱ門方	殿廻村
一一、六～九	御鷹匠	〃	一二	〃次兵ヱ方	三門村
一一、一一～一四	〃	〃	二	宿新左ヱ門方	薄島村
一一、六～九	御野廻衆	〃	三	片貝吉左ヱ門方	荒生村
一一、一一～十四	同	〃	三	宿四郎兵ヱ方	大沼村
一一、一八～二〇	同	〃	一〇	粟生太郎兵ヱ方	藤ノ下村
一一、一八～二一	御鷹匠	〃	一二	〃俊次郎方	西野村
一一、六～九	同	〃	一一	其他太郎左ヱ門方	大沼村
弘化三年	御野廻衆	〃	九	〃八右ヱ門方	下ケ仿示村
一、一九～二一	〃	〃	六	〃	萱場村
巳七、一七～十九	〃	〃	六	〃	北日当村
一一、二～四	御鷹匠	〃	一二	片貝治兵ヱ方	細草村
一一、十八～二〇	御鷹匠	〃	六	粟生庄左ヱ門	今泉村
六、二一～二三	野廻衆	〃	四	粟生	不動堂村

六〆文	
四〆八百文	
弐〆四百文	
三〆六百文	
三〆六百文	
六〆文	
七〆二百文	
三〆六百文	
一〆八百文	
六〆文	
七〆二百文	
一〇〆六百文	
六〆文	
十二〆六百文	
五〆四百文	
三〆六百文	
三〆六百文	
七〆二百文	
三〆六百文	
二〆四百文	

この町村村取調帳を分析して見ると前表の通りである。一八四五年（弘化二巳）六月より翌弘化三年一月まで鷹匠及び野廻衆の来郷は実に弐百九人、宿泊している延人員九千百四名に達している。町村々は四二か

村に及んでいる。中には旅宿真亀村でその賄村は北日当村（旧長生郡豊岡村現茂原市）が振当てになっている。北日当村より米・味噌・薪・鍋・釜類の持運ぶだけでも難儀なことである。この賄料合計百弐拾五貫四百文、この金は木銭として支払われたのであろうが、その他諸入用が村村に高壱石につき、壱メ四拾壱文づつ割当てされている。この農民の負担は全く税外負担であり貧困に苦しむ農村には大きな痛手であったろう。幕府よりみれば農村支配の行政単位として有効に機能していたのである。

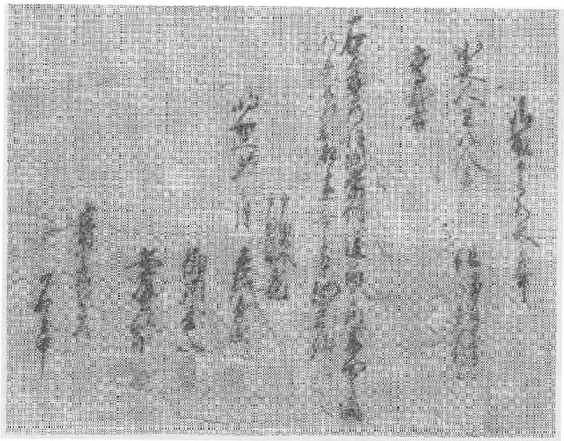

写78A　御鷹水夫のこと　飯高家文書

次に鷹匠来郷に伴う御鷹用水夫人足の徴用である。その一例を次に示そう。

飯高家、一七六五年（明和二酉）の文書によれば

請取申水夫之事（写78A参照）

水夫人足　八人者　但当十月廿四日夕より、同月廿六日朝迄

鷹弐居（すえ）

右は鷹捉飼のため当村に逗留の内書面の通水夫差出し相違これなき条仍って件の如し

（一七六五）
明和二酉年十月

戸田五介
戸田久治郎　支配

吉村藤右衛門　㊞
柳川祉八　㊞
安藤才次郎　㊞

上総国山辺郡粟生村
名主中

鷹匠の来郷のさい、御捉飼のために田面に飛来した鶴・鴨・雁等の捕獲には水田の中や川の辺に入る「脚ごしらえ」をした人夫が必要であった。そのため在郷の農民を人足として徴用したのである。この費用の一部は鷹匠の方から支出する場合もあったようであるが殆んどは村入用で賄われた。九十九里浜平野の御捉飼は冬の渡り鳥が目あてであったので、冬は幸い農閑期であったので農村の労働力には大きな支障はないにしても、厳寒の水夫御用は農民にとって「ありがた迷惑」であったろう。

次に網組合の御用の一つとしての「上げ鳥」である。江戸の将軍御鷹の飼に生きたままの鳥類を網にて捕獲し、一定の「かこい箱(籠)」に入れて東金より江戸まで継送りするのである。この実態を報告出来る適切な資料が本町にないので、東金市上布田、猪野俊之助家文書「御鷹御用留」の四冊三六〇ページにわたる厖大なものがある、その中の一部分を借りて参考にしたい。

天保十五辰年七月御鷹御用留七月廿七日布田村名主七郎右衛門より

「一御上ヶ鳥の儀御手代様御出役御座候得は吉倉村（注現八街町）継立に候得共当年は御出役迎日に相成御上ヶ鳥の間に合い申さず、これによって大野鳥人様より差し出し候間当村より吉田村継立同廿五日御上鳥差立候後御用勤首毛(ママ)能相済み恐悦として御本役様并御箱方へ根村名主共恐悦になされ候処(ママ)

一御上ヶ鳥吉田村へ継立候ニ付同村より差し出させ候請取書左の通り

覚

一御上ヶ鳥雲雀　但百拾三羽入壱籠　百拾弐羽入壱籠
一御封印　弐ヶ所
一御封状　弐通
　但　御送り状付
右の通慥に請取即刻坂戸村（現佐倉市）へ継立仕候　以上
　　吉田村　名主　重兵衛㊞
辰七月廿五日申中刻　布田村（現東金市）御役人衆中
　　覚
一御上ヶ鳥御用に付人足差し出し候処
一弥吉　源太郎　与吉　弥七　同道長抜七月廿三日昼より御鷹方御宿と与三郎方へ差し出す
　同断廿四日
一弥吉　与吉　甚左衛門　武兵衛　源太良　弥七　新助　半次郎
一御上ヶ鳥継立人足　両布田より五人　両極楽寺より五人　都合拾人
一御手代様七月廿五日岩富町（現佐倉市）より直に土気町へ御越し遊ばされ候に付翌廿六日御用伺遊して組頭に右衛門差し遣し候処其の節仰せられ候は定例の通り請書申付候間　根村名主共出されべき旨仰せ付けられ候に付翌廿七日極楽寺村孫左衛門　布田村七郎右衛門罷り出然る処御請印帳三冊御渡なされ候御文言左の通り
　雲雀　御上ヶ鳥
　根村々へ申渡請印帳　下総筋
一此度雲雀御上ヶ鳥に付私共村々根村仰せ付けられ候間先々の通り相心得御鷹方御旅宿等差支これなき様仕り御上ヶ

鳥出刻限り以前人足揃置御鳥御渡なされ候わば早速先村村へ継送り申すべく候新規相勤候村方其外根村へ承合請支御差支これなき様取計いべき旨仰せ渡され候

一御上ヶ鳥日数原竪麻苧竹井丸竹塩御差図次第左の通り差し出す旨仰せ渡され候

一連札　壱枚　　一同簀　壱枚
一中札　壱枚　　一竹七八寸廻り　壱本
一苧縄　大　壱尋　　一同指縄　五尋
　　小　壱尋
一ちかやさん俵六枚内壱枚蓋　　一苧　少々
一打藁　少々　　一よもぎ　弐抱
一へき竹　弐本　　一塩　是は御入用次第塩征吟味の上差出し此料下され候筈り

右の通り兼て取揃置御鷹方へ伺の上、聊御差支へに相成らざる様仕るべき旨仰せ渡され候　…中段略…

雲雀　上ヶ鳥

村継申渡請印帳

下総筋

此度上総下総筋御鷹つかわせられ雲雀御上ヶ鳥御座候に付道中持送の儀村触御印状の通り急度相守り御上鳥并御鷹書共村村請取渡、聊麁略の儀これなき様大切に心得次立根村出刻限より江戸着刻限迄遅滞なく有躰刻附を以昼夜に限らず次立べき事

但し御上ヶ鳥持送り人足等是迄の通り□□□これなき様持送りべく候

一御上鳥持送り村々道橋損し候場所は支広に取り繕い置通路差支えなき様仕り其外舟場等村役人罷り出で居り相渡し麁略これなき様取計らいべき事

一御上ヶ島の義千住宿より御客屋へ逆上村触御印状は御役所へ逆上げ申すべく候且次場門送筋へ引込候村方兼て組合申し合せ置御上ヶ島当日例年次立来り候場所へ出張り居り御上鳥着次第遅滞なく次送り申すべき事

但　雑場の内道筋引込み候村方御上ヶ島出張り持送り候場所へ小屋補理候義もこれある由右体小屋補理候義仕らず都て御鷹入用相滅し候様取計らいべく候　…後段略…

写78B　飼取札

以上は夏御鷹雁組合の「上ヶ島」の実態を把握するよい資料である。従って冬場の上ヶ島、すなわち九十九里浜平野の場合も大方これに近いものであったと思われる。これら「上ヶ島」に要した諸入用、人足賃役人駄賃等は村高割にて支弁された。

小川家文書　一七二八年（享保一三申）の「飼鳥札」（写78B参照）は次の通りである。

享保一三申年十一月六日

松波甚兵衛様より相渡る

飼鳥札　合印

雁組合とその フィチュア(1)

雁組合は一村毎では解決できない雑多な問題を抱えている。又相当に村と村との政治的交渉が複雑化している。ややもすると雁組合内の諸入用の高割、隣村と宿村との利害関係は、簡単に解決できない種々な問題をもっていた。ここにその二、三例をフィチュアとして取りあげて見たい。

東金市史　史料編一　四四八ページ　雁組合訴願一件

「恐れ乍ら書付を以て御訴訟申し上げ奉り候

上総国山辺郡東金領弐拾七ヵ村組合惣代願人申し上げ奉り候私ども組村の儀御鷹御捉飼場に付き去る九月中右弐拾七ヶ村の内御役所並に竹垣三右衛門様御役所より御仰せ渡され候は御鷹方御下りの時節田場へ水掛け悪き難く候由御田

き及ばれ甚だ不埒に思召され依って向後御用相済み御鷹方より田場水掛り仰せ聞かされ候までは樋口を卸し田水切り落し干田にて差し置くべく、もっとも右の趣心得違ひこれなき様小前老人別洩れざる様申し聞くべく仰せ渡され畏れ奉り則ち御請証文差し上げ帰村仕り村々一同田水切り落し今以て干田にて罷り在り別して当年は短春の年場故最早苗代耕し等仕るべく候ところ水一滴も御座無く尚又天水場村々の儀前年より沼堀沼地等の水囲ひ置き苗代用水に仕来り候えども今年に限りその儀なく雨水のみ相待ち罷りあり候ところ御鷹方より水掛け今に仰せ付けられず候えども降雨これ無く候わば水用意相成り難く難儀至極仕り候間何卒御勘弁を以て早々水掛け仰せ付けられ苗代相耕し候様願い上げ奉り候　……以下略……

その例二として、小川家文書一八六一年（文久元酉）十一月一札之事によれば

「一札の事

一今般御鷹方野先に於て花火揚げ候者これ有り御察斗（不法なりとてとがめを受く）に預り既に当人共御召出しの上厳重御取斗い成るべき旨仰せ付けられ候に付村役人より歎願奉り此度の儀は格別の御慈悲を以て御聞済成し下され候、畢竟御捉飼場の内九月よりは花火等相成らず已来右躰の義これ有り候節は当人は勿論役人迄厳重御取斗い成される趣仰せ渡され其の段村役人より精々申し付け置き候様致すべ旨、これ又仰せ付けられ依ては村内組合限り申し付け九月未は花火等は相成らず右所業に及び候節は小児にても差し免さず当人は勿論近所組合の者共迄過料銭時宜に寄り差し出させ候旨御申し渡しの趣一同承知仕り候後日の為め組合印形連印一札差し上げ候処件の如し

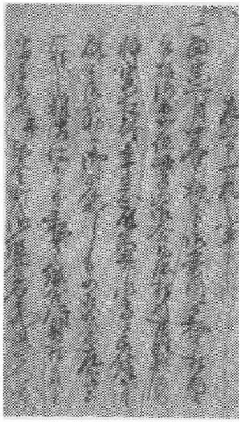

次に例三として、小沼田村の百姓与右衛門の忰寅松が、五位

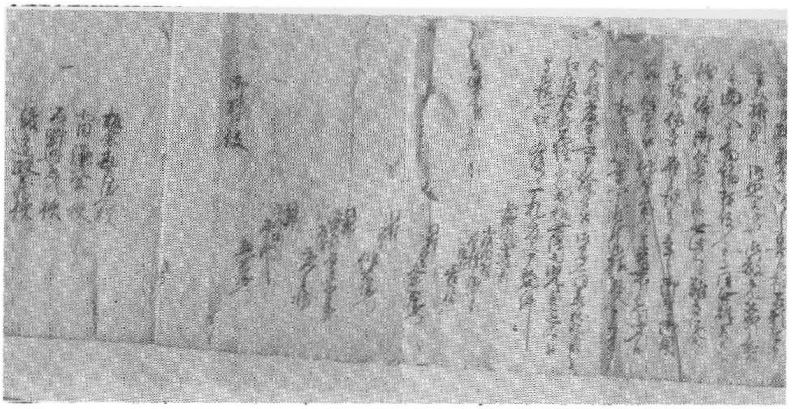

写79　天保13年差上申一札の事　　小川家文書

驚をいたずらした廉で小児でも捨て置く訳に行かぬと村役人より歎願に及ぶ次第の一札である。

小川家文書　一八四二年（天保一三寅）二月　差上申一札之事（写79参照）によれば

一当寅二月各々様方御案内にて私共村内へ御出遊ばされ五位鷺御合わせ候処村内百姓与右衛門悴寅松儀年若故弁まえず御鳥へ差障を候に付き既に其御筋へ御差し出しにも相成るべき処左様ては一村の難渋仕り候に付き私共組合片貝村名主宗兵衛殿幷に東金町御組合名主惣右衛門殿只頭取り縋り歎願いたし呉候様相頼み申し上げ挙り候処格別の御思召を以て御赦免成し下し置かれ候に付き当人は勿論村役人一同難なく相立候段も偏に御仁恵の段此の上もなく有難き仕合わせに存じ奉り候依ては各々様方より年々御鷹御用筋の儀厚く御聞き置かれ候に付き堅く末々迄申し聞候得共私共一同等閑に取斗い候様恐れ入り申す候間今般厳重申し諭しべき旨御申聞かれ一同承伏仕り候間以後右躰不埒仕出ざる様洩れなく小児に至る迄相守らせ候様仕るべく候後日の為め一札差し上げ申す処件の如し

上総国山辺郡　小沼田村
名主　権兵衛代兼
組頭　善左衛門

天保十三寅年二月　　同　村
　　名主　九郎右衛門
　　同　村
　　名主　作右衛門
　　同郡片貝村　名主　宗兵衛代
　　名主　庄兵衛
　　同郡　東金町
　　名主代　惣右衛門

御野廻役
板倉　勘左衛門様
北田　鎌次郎様
石野　与惣次様
渡辺　政蔵様

次に例四として田中丘隅(まゆうぐう)(2)の「民間省要」を取りあげ御鷹場を農村サイドにたって、その実態を分析して見よう。

東金市史　史料編一　四七二ページ

民間省要

一夫れ御鷹匠と云ふは、民間へ出ては御用誇り身に驕り、国人を犬鼠のごとく賤しめ、罵詈打擲(ばりちょうちゃく)して、己れ己れの有り度き儘を事とす。御鷹を撃(ぎ)げながら泥わらじをもぬかず在在の名主年寄、それぞれ然るべくすみなしたる座敷の背畳の上へもはばからず走り上り、わらじの儘火たかせいろりへ遠慮なくふみ込み、ねだり喰ひして大酒呑み人の妻女に戯れ、下女等に不義し色々無心を云ひ、或る時は田舎に住居するの鷹師は、無尽などを云ひかけて村々より金を集めとり、夜半ともいはず門をたたき明けわめき歩きなど、今思ひだしても身の毛もよだち、つばきはきすることどもかぞへ

がたし、且つ又飼さしどもの田舎へ出て人を攻めだくる事同じくそれにひとしかりし…（中略）…郷巡放鷹の御遊びのことは、元来国家の政事にして、事竟民間御慈愛の事、抑も武将の家事なれば、善不善一概に論じがたしといへど、只その役に懸る鷹師飼指の類民間に害をなす事虎狼よりもすさまじく、蛇蝎よりもうるさし是を正して民間に妨げなからしめんことは、末世に明君出づるといふとも、豈にたやすく制し止むることを得んや、此の心民間に在りし年久しく憂き目に逢ひたるものにあらずして、何ぞ能く其の委しき事を知らんや。

一村々に先づ御鷹番と号して、其の村の入口に番小屋を造り、毎年八月より三月まで、二人宛百姓て是を勤むる其の役たる事御鷹師衆御出での節毎に村中所々に案内に召されぬ、…近所へ御鷹の入り込みし砌は惣百姓をむざと遠野へも出す事なし且つ又勤代りなど相附くる村々は、御鷹師付き居給ふにより昼夜其の廻りの野道まで詰め切り其所より道々に番人を付け置くにより、毎日此の人足又懸し、其の上名主年寄は急度呼び付けられてかしこまり、其の事すまぬ内は幾日もくるしみつかれて、外事をすることならず、御機嫌をとりて遁ひ屈す。酒食薪等の入用、其の村の奢汕なる事。誰か能く知る人あらん。

一凡そ御鷹匠の宿程村々に悲しきものなし、是れ当世の行路難なり一夜にしても生き物の御宿疑へかやうの失有りても及ぶ限りは先づ其の宿の難にかかりて、所の滅却と思へば名主年寄百姓どもの上みに立つ如く是れより何事も遁ひ屈んで当分如何様の物入りにも構はず、人々其の場を首尾能く勤めて、速かに御立ち有る事をのみ祈る、人より了簡の外の事ども所の困窮筆に竭きぬ事とはなるものぞかし。

一御鷹斃れる時は、其の村中の人足を出させて、所々を尋ねてともに苦労す且つ又先年より橋なき堰、溝、谷地等に至るまで、急に橋を渡すべきの由の事有りて、俄かに村中集めて橋をかけ或ひは池沼の諸鳥の為めに、俄かに船を仰せ付けらる。由、其の夜中、水なき陸地をも、遠方より部役人の人足して、船を荷ひて持ち運ぶ人々どもつぶやきて船の損するにも構はず、なげちらして忽ちに損するものゆへ、船主どもは、涙を流すといへど只急御用のみにして、誰ありて是

れを大切にするはなし、人足は其の丈にも及ばず、沼へ追ひ入れられて、大勢立ち並んで鳥を追ふに水を呑み炭を踏んで煙ひあやまちすることどもあり、且つ又田地の畔、谷地芝地堤土手などの空地に植ゑたる竹木を俄かに伐り取るべきよしにて村々さわぎ立ちて伐り取るもあり、或ひは大河の川辺通り、野方の村々などには耕作の土地にならずして、百姓専ら植木を業とし、年来心を尽して植ゑ置きし竹木を俄かに触れ来て是を伐り取り、竹のごとくにそだちかかりし松杉など伐るは百姓の心には父母妻子に別るるごとくなげき悲しむ所もあり、是れ等の事伐りつくして後、又外の鷹匠衆御鳥見衆など来りては、是は何事させし誰が云ひ付けしなど、御上の御心には叶はざる事をなどとささやき給ふ人もありし、いづれをか取り、いづれをか捨つべきか、下として知る事なし、惣じて公用と言ふ事、源は知らず末に至りてはまちまちなる事、一事多説、只其の人々の心に有りて更に其の物無き事多し。

一惣じて御鷹師衆といふもの、寒気の節を専らとして、雪霜氷を踏み分け、深田泥沼をふみ込んで、未明より走り廻る事を事とし給ふにより、人家に至りては先づ其所の名主、年寄の家へ案内なしに入りて、炉中へわらじのまま足ふみ込み、焚火させて火に当るにあらずしては勤りがたき事知られたり、況んや、老人など甲斐々々しく見ゆるにしのびず、先づ酒あたため取りあへぬ者してもてなすは人情の常なれば此の事止むべき様なし。

一野廻りといふ者を在々の百姓の中より仰せ付けらるる事、至極の御了簡御尤もなり、若しこれらを官人の中より仰せる旨なり、今時はいかほどの騒りに長じ、民間の悩みとはなりなん、計りがたし…御鷹先の田畑へ百姓出て耕作し、作り物にこやしなどすると、御鷹のさわりなるよしにて百姓の家業を留め田畑の畔に林谷地の竹木を一朝一夕間に伐らせ、古代も御制禁なかりし田畑のかかしを堅くいましめ、労々以て民間稼穡の妨げとなる事どもありといへども皆おのれおのれが所為にあらず、畢竟是れら威をかしかを取りて、兎角人のをそれ敬ひ参詣立願するの仕かけ、本地いづれの所より出て、供物いづれの所へ納むるや、凡夫にして更に知る所有らず。

一開国の君より中古の君に至るまで代々放鷹の御遊びを嘉び給ひ、其の後、鷹師飼差権威に誇り、山の根に御鷹部屋有り

て事むつかしき時だにも、田畑かかしと云ふ物は御構ひなくて、葉竹しめ縄の如く引きはへて透間なかりしに、頃日寛仁大度の御制法に野廻りども御鷹匠衆の仰せのよしにて、つよくいましめて、田畑に竹一本縄一筋はることもならず、むざと小便尚うて、こやしを耕作へかけることもならず、惣じて御鷹師の入り込み給ふ村々にては百姓田畑へ出る事を止められ、日々手を空しうして暮らすにより、百姓の習ひ、止む事を得ず、人目を忍んで田畑へ見出されて預けられ、いましめに逢ふ。幾日も〳〵訴訟詫言して足を遁び八重の手形してゆるされしこそ心得ぬ、近年の百姓段々御年貢に二倍三倍くるしむ、諸役御鷹御用のかかる田畑へ作物を仕付けて、すぐにそれを飼差しにして何を以てか百姓相続すべき……去りし年かかしのこと俄かに厳しく制せられし由来をきくに或る人御鷹を放って雁を取りしに、あやまって鷹の爪を損さしければ、その役として不功者の失あらんことをおそれて罪をかかしに負はせて其所の畑主科を蒙りしより、この事を野廻りどもに沙汰して、厳しく急に止められしよし、仲間の事ながらささやき笑はれしよし言ひ伝へし実は古しへより、いか様に阿呆なる鷹もかかしに爪を引っかけて、其の爪を抜きしためしをばいまだ聞く事なかりしぞかし。

一各田へ水を引く事は田地のこやしとなりて、百姓一つのかせぎたるに是れも制せられて引く事ならざる所あり、御成の場所は、各別、其の余の田地は御心有り度き事と祈るのみなり。

一御鷹御用に付きけら　どちょうの類村々高役のあたる事有り、是れも又、有る所無き所有りて所により難儀に及ぶ。

一上ヶ島諸事の御用三里次にして五合迄の御扶持米、有難き御慈悲といへど是れ又、下明遂せずして、下の痛み御憎けの罪伏ともなりけり。

一右放鷹巡狩の御遊びの事見及ぶ所あらましかくのごとし、然るに頃日又段々御慈悲の命令下りて、村々鷹番の御免有る事の上に、野廻りにめされて事を正され、向後百姓に構はざるのよし、災害二つながら御免有って、万民何ぞ百拝して悦ばざらん、惣じて御鷹師衆、飼差、野廻りなどの百姓を自由に遣ふ事ならざる由の御定め、旁以て有難き事どもなり。

――滝本誠一編　日本経済大典より――

（古川　力）

註

（1）フイチュア　特種記事

（2）田中丘隅　一六六三年（寛文三）武蔵国八王子甚島家に生る。丘隅右衛門という。後川崎の名門田中家の養子となる荻生徂徠・成島道筑について儒学を学び特に経済の学を専攻した。関東代官伊奈忠賢に発見され、一七二三年（享保八）将軍吉宗に召されて幕臣として登用された。後多摩地方五万石の代官となって治績をあげた。「民間省要」は多年の見聞に基づいて農村の実態と改革の意見を示した特に農民の立場から率直大胆に見解を示した。一七二九年（享保一四）没す。六十八歳。

参考文献

東金市史編さん委員会　東金市史　史料編一　昭、五一
九十九里町誌編集委員会　九十九里町誌資料集　第四輯　昭、四八
小川家文書　御鷹御用出貯村々取調帳　弘化、三
同　御鷹御用御陣屋御貯村当触帳　慶応、元
鴇野俊之助家文書　御鷹御用留　天保、一〇―文久、二　同　御鳥札合印　享保、一三

第三項　南北町奉行組与力給知の集中している理由

拝領時の町奉行組与力給知

江戸町奉行とその属吏である与力、同心については、別項で述べられるので省くが、属僚の定員は普通町奉行一人について与力二五騎、同心一二〇人、南北合わせて与力五〇騎、同心二四〇人とされている。

町方与力の給与は、初期には給米（現物支給）によって扶持されていたが、その後、知行地を与えられるようになった。その間の事情を地方資料によって眺めて見よう。

一八三四年（天保五）六月の飯高家文書に

「上総国山辺郡作田村一件につき、御双方給九ヶ村村役人どもと御出役かれこれあり御地頭所様へお伺い候始末そのほか牙し置く扣」

があり、その中に「御地頭所様より御頭様へ歎訴仕り候趣意左の通」という一条があり、御地頭所様（与力衆）から御頭様（町奉行）に訴え出た一文がある。

「私ども地方知行下し置かれ候由緒の儀はお組与力初めて仰せ付けられ候節より昼夜御用繁き□□□□格別の訳をもって元和五年上総下総の内にて都合高五千石拝領仰せ付けられ候□□□□、しかるところ給知のうち上総山辺郡十六ヶ村の儀は多分に海岸よりの方にて用水□□□□□□ざ候間、同国東金町下の方私ども給知地内にて字塚崎と申す埜地これあり、平地□立ち木これあり、窪地へは自然と溜り水これあり候につき、その場所より一町または二十町先までも溝を掘り通し、給知村々の用水に相用い、または薪を採り塩焼渡世など仕り、往古より右埜地余慣をもって田地産業相続仕来たり候処、享保七寅年右の場所御用地に相成り家徳村、広瀬村と唱え新村二ヶ村出来候……（後略）……」

これによれば、一六一九年（元和五）に昼夜を分たぬ精勤の褒賞として上総・下総のうちで都合五千石を拝領したとしている。この文書は北町奉行組与力給知を指しているので、与力一騎について二〇〇石、二五騎分である。

つぎに上総における給知の所在であるが、前掲文書「上総山辺郡拾六か村」「多分海岸寄之方」「同国東金町下の方私共給知地内にて字塚崎と申す埜（埜は野の古字）地これあり」と見えるので、これからその位置が推察することができよう。

拝領時の与力給知村々については、小倉伝兵衛家文書に

「元禄年中のころ御地頭所にて御知行所取り扱い候村々の記ならびに元和、元禄の度御公儀より御国絵図につき諸国お調らべの節書き上げ候控、馬加村郡替えのお留書のことなどこれあり、長国村名改めお留書もこれあり、町御奉行歴代ならびに当地給知の訳などことごとく書き記す。」

とあるによって北町奉行組与力給知について窺い知ることができる。

この文書は、宿村の組頭小倉伝兵衛が一八四一年（天保一二）に古書を再写したものだが、極めて貴重かつ重要なので関係部分を掲げることにする。

「　定

一高百三十五石六斗　　本田　上総国山辺郡　　幸田村

一同八十六石二斗四升八合　　新田　　同　村

二口〆高二百二十一石八斗四升八合

このうち十一石四斗八合は永荒分に引かる古新田のうち

四石八斗四升は古新田のうち戌より永引き

十五石三斗六升六合は野高金納

残高二百五石九斗六升このうち七十石三斗六升は古新田入いる。

同　郡　　細屋敷村

一高八十一石七斗三升二合三勺　　塩場九十八坪なり

このうち二石一斗一升一合は野高金納

二石三斗七合四勺は浜高塩納塩十四俵納める。

残高七十七石三斗一升四合　　同郡　栗生村

一高二百六十二石三斗一升八合

このうち四石一斗四升五合は野高金納

十一石七斗一合は浜高塩納塩七十一俵納める。

うち塩二俵は宿村納ただし永小作のよし

残高二百四拾六石四斗七升二合　　同郡　宿村

一高百三十七石七升七合本田

新田入り

一石一斗五升は新田のうち永荒に引き

このうち四石四斗三合は野高金納

残高百三十二石六斗七升四合うち六石一斗九升八合は古新田入いる。

同郡　蒔島村

一高二百九十七石七斗四升二合

このうち十二石九斗一升五合は野高金納

残高二百八十四石八斗二升七合うち百三十九石二斗二升七合は藤島分

同郡　御門村

一高二百三十五石八斗四升五合

このうち二石八斗九升五合は野高金納
残高二百三十二石九斗五升

同　郡　小関村

一高二百四十四石一斗一升二合四夕　塩場三百五十六畝ただし三ヶ村分
このうち一石二升は野高金納
一石五斗九升四合四夕は浜高塩納塩九俵二斗七升納める。
残高二百十一石四斗九升八合うち一石二斗六升四合は古新田入いる。

大椥村

一高六十四石七斗一升四合二夕
このうち九斗三升九合は野高金納
六斗二升九合二夕は浜高塩納塩四俵納
残高六十三石一斗一升六合

八川村

一高六十六石九斗一升一夕
このうち二石二斗七升四合は野高金納
二石三斗三合一夕は浜高塩納塩十三俵三斗九升納める。
残高九十二石三斗三升三合うち三石三斗三合は古新田入り

中　村

一高二百十七石七斗四升四合

このうち二石九斗九升九合は野高金納
残高二百十四石七斗八升五合うち四石五斗一升は古新田入り
うち二十五石六合は同村目損場

一高九十一石七斗五升　高倉村
一高二十六石三斗四升六合　二口合せ　百十八石九升六合　同村弥平次分
一高八十九石四斗四升三合　二口合せ　三浦名村
一高十七石二斗四升八合　百六石六斗四升一合　岡村
宮村

一高百二十一石六升八合
このうち七石五斗宝永七寅年定(さだめ)潤り水永引ただし双方様百姓願につき仰せ付けられる。
残高百十三石五斗六升八合

一高百六十三石一斗三升五合　堀之内村
一高百三十四石一斗八升七合　関内村
このうち九斗三升八合は野高
残高百三十三石二斗四升九合うち二十七石三斗七升六合は古新田入り

一高四百六十三石三斗三升四合　上武射田村
このうち一石三斗三升四合は野高
残高四百六十二石

一高三百三石六斗二升八合　　島　村

このうち三石九斗九升八合　野高金納この金一両

残高二百九十九石六斗三升

一高百五十石四斗一升七合八夕　　冨田高野村

このうち四斗一升七合八夕　野高銭納この鐚五百文

残高百五十石

右上総古知行高三千三百七十六石五合八夕

このうち　百二十九石□斗八升五合は古新田高入いる。

五十五石七斗五升四合は上総野高にて金納納めるまたは納銭もこれあり、これは新田畑に開かせ米にて納むる場所はだんだん場所に応じ移り申す。

十八石五斗六升五合　上総塩場高塩百俵三斗三升づつ納める。

三十石三斗九升　これは定溜りあるいは永荒に成り氷引き。

右野高浜高は双方ともに御拝領高のうちにてこれあるよし、高同じことに両方へ割り合い申し候よし、ほかに十四石四斗二升二合は、菅野村、二又村野高、浜高と右上総分に入れ、都合高八十八石七斗三升七合のつもり、お上へも上げ届き候よし、これは所替えの節抜け候よし、ただ今はなし。

下総国千葉郡

一高三百六十石三斗五升　　馬加村

一高四十九石四斗六升六合　　同　村屋敷台村

同国　葛飾郡

一高二十六石　　舟橋村

右下総古知行高合せて四百三十五石八斗一升六合

うち　九石八斗一升六合定溜り丑の年より永引き、

ただし、双方縄にて十九石六斗三升二合　定溜り代に引き

これより新知行

上総国山辺郡

一高三百八十八石一斗六升五合七夕　　松之郷村

うち　五石七斗一升四合四夕　　新田

二十四石一斗二升九合　　山銭林下草銭高に入れ

八十三石一斗七升三合　　物成詰込高

ほかに林四町十一歩

一高百二十三石二斗七升三夕　　片貝村

塩場千百三十八㋭、四給分

□□㋭　道代に引き

二石□斗五升山銭永舟役高に入れ　二百六十㋭　こなた縄分

ただし　舟役は運上納につき　八百七十八㋭ほか三給分

高引ける。

二十六石六斗六升八合　　物成詰込高

ほかに塩五俵一升三合ただし三斗三升入れ塩年貢

右新知行上総高合わせて五百十一石四斗三升六合

百九石□□□升一合　物成詰込高

うち　二十六石六斗七升九合　山銭林下草銭舟役銭高に入れ

五石七斗一升四合四夕　新　田

三十三石六斗九升二合　諸事永引き

下総国匝瑳郡　原方村

一高百十一石二斗一升三合

五升八合七夕　野高前々より高に入り

うち　五石一斗七合　豆刈り銭高に入り

二十三石九斗一升四合　物成詰込高

同国　香取郡　吉田村

一高四十七石四斗二升八夕

このうち高二十六石五斗一升三合二夕　本　田

一石二斗七升　潰れ地になり永引きに成る。

うち　三斗五升五合五夕　野銭、下草銭、銭高に入れ永納

十二石二斗五升九合　物成詰込高

高二十石九斗七合六升　新　田

ほかに松山林九畝二十三歩　一ヶ所　間倉村

一　高三十六石六斗一升四合　物成詰込高
うち　七石一斗二升四合五夕七才　田方米納
高三十二石七斗九升一合五夕　畑方永納
高三石八斗二升二合五夕　下総垣生郡

一　高百十八石　堀内村
うち　二十五石五斗二升八合　物成詰込高
ほかに　反別四町四反四畝一歩　新田　長田村

一　高二十四石四升一合　山銭、茶、茵、栗代
うち　七斗六升□□□夕　物成詰込高
十二石五斗三升一合五夕　同村新田

一　高二石七升八合五夕　物成詰込高
うち　四斗四合四夕

二口合せて六十六石四斗七升九合五夕　下総国香取郡

武田村

うち　九十五石一斗一升九合　物成詰込高
　ほかに林十一町八反九畝十一歩　二ヶ所

関村

一　高三百五十一石六斗一升
うち　七十二石六升六合　物成詰込高
　ほかに　三反四畝歩　新田
　林五反八畝歩　一ヶ所
　秣場　六町八反歩　一ヶ所　入り会い場

堀籠村

一　高五十八石九斗八升七合九夕
うち　十二石七斗六升一合　物成詰込高

西長岡村

一　高十三石三斗畑方永納
うち　二石八斗九升八合二夕七才　物成詰込高
右上総下総新知行合わせて千七百五十四石七斗三升八合五夕
　三百七十六石四斗二升七合四夕四才　物成詰込高上総ともに
このうち　九十石九斗七升一合は　諸事永引き
　三十三石一合七夕は　野銭・山銭、林下草銭高に入れ

上総下総惣高合わせて五千五百六十六石五斗六升三夕

三十三石一合七夕は　上総下総のうち諸耶永引き

百三十一石一斗七升七合　上総下総のうち山銭、林下草銭　諸永納高入り

五十五石□斗五升四合八夕　上総のうち野銭高

十八石五五□□升五合　上総のうち浜高塩納

四口高合わせて□百三十八石四斗九升八合五夕

残高五千三百二十八石六斗一合八夕　ただし古新田込み高ともにいれ

右のほか真新田にて納める分

一米八十一俵二斗一升七合うち二斗一升四合は酉より新田六升六合は戌より新田　辛田村新々田

一米一俵　宝永五子より新田　同村新田

一米三斗二升八合　細屋敷村新田

一米二十二俵一斗四升八合　粟生村新々田

一米二十俵一斗七升　酉申より新田　同村新田

一米三俵一斗四升四合　宿村新々田

一米一斗五升　両村越石新田

一米六俵一斗二升三合うち一斗八合は酉より新田　蒋島村新田

一米三十俵九升うち十七俵二斗一升九合は申酉より新田　三門村新々田

一米十二俵一斗七升六合　小関村新々田

一米四俵三斗二升一合六夕　宝永五子より見取り新田
一米五俵一斗九合　戌より新田
一米一俵八升一合三夕　宝永五子より見取り新田
一米四升五合　戌より新田
一米一俵一斗五升二合五夕　宝永五子より見取り新田
一米七升五合　戌より新田
一米二十二俵二斗六升
一米二俵二斗　酉より新田
一米十四俵四升六合
一米十二俵　申より新田
一米十八俵一斗四升八合うち八俵一斗七升六合は申酉より新田
一米五十俵　卯より定免に成る
一米三俵一斗四升　酉の改め出し新田
一米二十一俵二斗八合うち七俵一斗六升八合は
一米九俵八升二合
一米二俵六升四合
一米三十俵九升
一米三俵八升二合二夕
一米十五俵

同　村新田
大枡村新々田
同　村新田
八川村新々田
同　村新田
高倉村新田
中　村新々田
同　村新田
関内村新々田
同　村新田
上武射田村新田
同村見取り新田
同　村新田
嶋　村新々田
富田高野村新田
同　村新田
堀内村新田
関　村新田
馬加村新田

新田米　合わせて三百九十七俵一斗七升六夕

これによれば、古知行すなわち一六一九年（元和五）に拝領した村々で、引き続き給知である村は、上総で幸田村・細屋敷村・粟生村・宿村・薄船村・御門村・小関村・大榎村・八川村・中村・高倉村・三浦名村・宮村・堀之内村・関内村・上武射田村・嶋村・冨田高野村である。

下総では馬加村・船橋村である。

新知行として上総の松之郷村・片貝村、下総の原方村（現匝瑳郡光町）・吉田村（現八日市場市）・間倉村・（現多古町）・堀内村・（現成田市）・長田村（現成田市）・武田村（現香取郡神崎町）・関村（現佐倉市）・堀籠村・（現香取郡大栄町）・西長岡村（現香取郡山田町）が挙げられている。

新知行の年代は、この文書の表題中「元禄年中のころ御地頭所にて御知行所取り扱い候村々……」の記述と片貝村がその以前に佐倉領であり、堀田正信の失脚によって一六六一年（寛文元）上知されて代官預かりとなり、その後一七二六年（元禄一一）に北町奉行組与力給知として知行されたことは、小川家文書などで明らかで、筆者はこれを一七二六年（元禄一一）と推定している。

新知行地上総二か村、下総九か村は、片貝村と同様旧佐倉領であったに違いない。

新知行の村々は、一様に物成詰込高（小物成を米高に換算して本高に詰め込むこと）があり、表高が人為的にふやされている。元禄期の知行の内幕を見ると幕府財政の窮乏ぶりがうかがえる。

新知行後の知行高は金銭納を除き、五、三二八石六升一合八夕で、この取米を大まかに四公六民とすれば五、三二八俵となる。これに対し裏新田（表高に含まれない新田）からの取米が三九七俵あり、これは表高に対

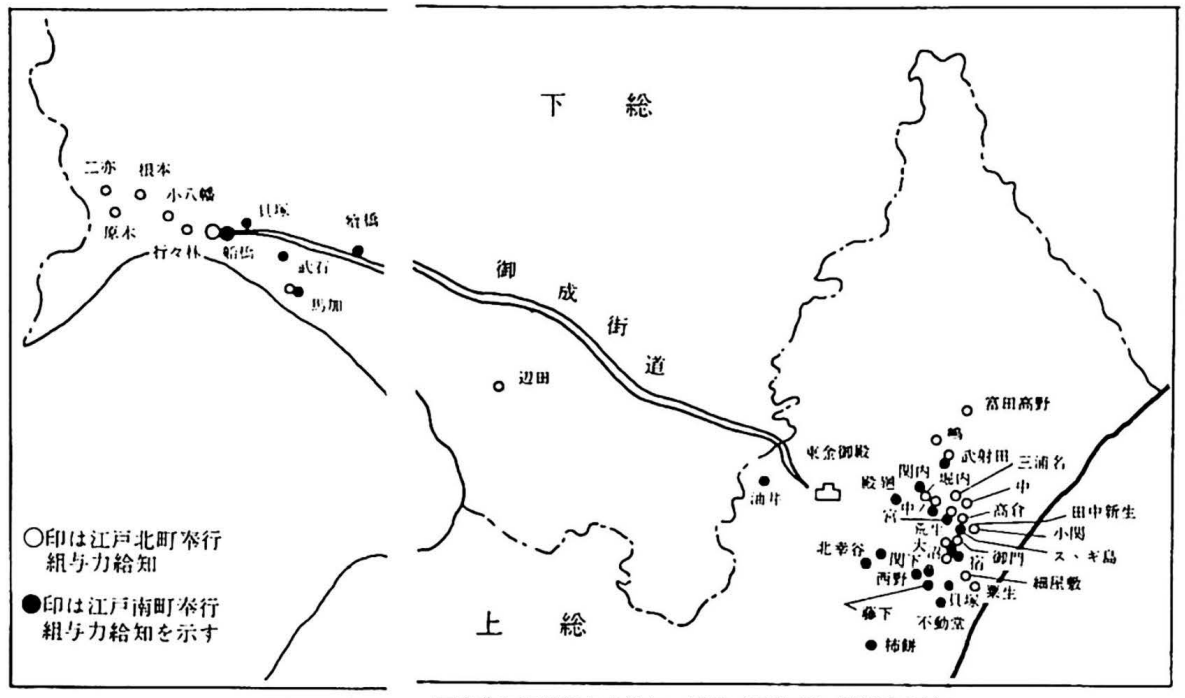

図153　江戸南北町奉行組与力給知　1619（元和5）拝領時の村々

し七、四五パーセントに当っている。

前に述べたように、与力給知は南北それぞれ五千石の大縄地であるから、新知行地のかわりに古知行地の一部が召し上げられていることとなる。その村々の所在は、小倉家の同文書に垣間見ることができる。

「右北組給知元和五年に相渡り候古知行と申すは、

上総村々は、

粟生村、細屋敷村、宿村、幸田村、薄島村、御門村、小関三ヶ村、高倉村、中村、三浦名村、宮村、堀の内村、関内村、武射田村、島村、冨田高野村、

元禄年中下総村々とお引き替え仰せ付けられ候分に下され候村々、

新知行と唱え候村々なり。

松之郷村、片貝村、右上総うちにて二ヶ村下され候。

原方村、吉田村、馬倉村、堀籠村、関村、長田村、武田村、堀内村、西長岡村、

右は新知行と申し候なり。

元和五年下し置かれ候下総村のうちただいま古知行と申すは、

馬加村、舟橋村の二ヶ村なり、

元和年中下し置かれ候下総村々、御公儀へお引き上げに相成り候村は

高二十五石六斗二合　根本村（現市川市）

高二十八石七斗六升二合六夕　小八幡村（〃）

高二百五石九升八合　深□野村（不明）

高二百四十九石二斗五合　新木村（現我孫子市）

高三十六石五升八合　行々林村（現船橋市）

高一石六斗七升一合五夕　原木村（現市川市）

高十八石七斗一合五夕　二赤村（〃）

高三十二石六斗四合　（南）犢橋村（現千葉市）
高二百八十六石四斗五合　（南）武士村（〃）
高四百十七石　（南）貝塚村（現船橋市）
高二十六石づつ　（北南）舟橋村
高四百九石八斗一升五合九夕（北南）馬加村
高三百五十五石　辺田村（現千葉市）
高百二十七石五斗九升　西三門村（不明）

右十三ケ村元和年中より元禄年中まで南北町御奉行組給知のところ、お引き替えに相成り、もっとも右村々のうちいまに給知にこれあり候村方もこれあり候、もっとも高にお構いこれなく、本高南北組給知一万石いっしょにて高五千石宛双方へ分け、もっとも給知本田、野山、谷地、畑野、浜高入りは一万石のよし、当時物成り詰めにてお替え成られ候と一万石はこれなきよしなり。物成は往古の□□申し候と申すには無高は、往古一万石に候えども、お引き替後、高は一万石これなき趣にござ候。

右は元禄年中のお調べにて御代官手控えの写にもこれあり候や。百姓にて取り扱い候留付にはこれなき様に存ぜられ候……（後略）……

これら拝領時のいわゆる古知行村々（引替分については多少南組も入り交るが）を図示すると図153のごとくなる。南町奉行組与力給知の古知行分は資料不足で不明であるが、『九資三』五一ページ所載の資料によって類推すると、上総国山辺郡油井村・柿併村・北幸谷村・西野村・不動堂村・下貝塚村・藤下村・関下村・大沼村・宿村・荒生村・田中新生村・殿廻村・中野村・関内村・宮村・武射田村が挙げられるのでこれも図153

に示した。

これを見ると、御成街道の起点である船橋周辺と、終点である東金御殿下御挙場（おこそば）周辺に集中していることが判る。これは何を意味しているのか。

南北町奉行組与力給知の集中している理由　川名登は『九十九里平野農村の史的構造』という論文のなかで『与力給知および与力給知を含む村が多いことは注目に価することであろう』としてつぎのよう述べている。

「…（前略）…他に比して特に注目すべきことは、与力給知の存在であろう。与力給知の村を関東八か国の中で拾ってみると、…幕末の段階で与力給知の村は、上総・下総の二国にのみしか存在しないことがわかる。そしてそれを郡別にしてみると上総国山辺郡が最も多いことを知ることが出来よう。…山辺郡のみについてみると南北町奉行組与力給知が圧倒的に多かったことが知られる。そしてこの与力給知の村を地図上に落してみると（図153のように）山辺郡中でも東金の南方、九十九里浜との間に開けた平野地帯に集中していることが読みとれよう」

表80　郡別与力数

国名	郡名	村数
武蔵		0
相模		0
野		0
野		0
陸		0
陸		37
上総	山辺	0
上	武射	2
上	長柄	0
上	生実	5
上	隅羽	0
上	埴生	5
下総	千葉	23
下	相馬	8
下	印旛	1
下	香取	5
下	匝瑳	0
下	海上	0
下	結城	2
下	岡田	11
下	豊田	1
	計	111

川名登「九十九里平野農村の史的構造」より

さらに、集中した理由について、

「一五九〇年（天正一八）徳川家康が関東へ入国すると、それまで戦国大名酒井氏の居城であった東金に鷹狩のため御殿が設けられ、附近一帯に御鷹場が設定された。また江戸より東金に向う一直線の東金街道も新設され…しかしこの東金遊猟は名目であり、実は上総九十九里地方の土豪武士層等旧勢力を押えるための軍事的デモンストレーションであったのである。それ故家康は入国と同時に、三州高橋（現愛知県岡崎市高橋町筰者註）にいた七十騎衆という旗本集団をこの鷹場の中の村々に移して居住させ、これを核として東金を中心とする軍事力を編成した。しかし、元和元（一六一五）年以後大坂の陣も終り、安房の旧族大名里見氏も改易（徳川時代刑罰の一つ、大小名士の家禄、家屋敷をとりあげた刑…筰者註）となって、房総における軍事力の必要性が失われると、天和五年七十騎衆は宇都宮領へ改替となり、その跡に与力衆の知行地が置かれたのである。」

としている。

部分的に私見と異なる部分もあるが、三州高橋衆については、小倉伝兵衛家文書「上総国山辺郡長柄郡のうち御鷹場之由来書」に

「天正年中、権現様の（徳川家康）ご入国の節、三州（三河）表高橋に住居成られ候七十騎衆と申す御旗本を東金お場所村々へ引越し住居仰せ付けられ候。その後元和五年に宇都宮領へ所替仰せ付けさせられそのあと与力衆へ相渡り申し候」

表81

	山辺郡
北行奉行	17村
南町奉行	15
大番頭	5
御留守居番	2
御先手弓頭	0
御先鉄砲頭	0

川名登「九十九里平野農村の史的構造」より

と見えているので異論はない。

しかし「徳川家康の東金遊猟は上総九十九里地方の土豪武士層等旧勢力を押えるための軍事的デモンストレーションである。」とする点について私見によれば、前掲小倉伝兵衛家文書「御鷹場之由来書」に

「植現様御入国の節初めて東金表お鷹場に仰せ付けさせられ、御入国最初のお鷹場にてござ候よし、すなわち、その節、酒井左衛門尉家来粟原右衛門と申す仁、召し出ださせられ、御知行三百石下し置かれ、お鷹場お預け遊ばされ候。このほか十五人召し出だされ、鳥見役仰せつけさせられ候」

とあり、旧酒井家臣団に対する宣撫懐柔策は行き届いており、土豪武士層の制圧は必要としなかったのではないか、むしろ、関東を取りまく反徳川の包囲網下、江戸大変の場合、再挙を図る避難所と目した方が妥当である。何故に御成街道を急造し、強行軍をもって東金御殿に至来したのであろうか。明白である。

三上参次はその著『江戸時代史(一)』に「徳川実紀」小田原役の条をあげて

「さて関白は諸将の軍功を論じ勧賞を行わる。駿河亜相軍謀密策、今度関東平均の大勲この右に出づるものなければとて、北条が領せし八州の国々ことごとく君の御領に定めらる云々。

秀吉今度北条を亡ぼし、その所領ことごとく君に進められし事は決活大度の挙動に似たりといえども、その実は当家年頃の御徳に心服せし駿遠三甲信の五国を奪う詐謀なる事疑いなし。そのゆえは、関八州といえども房州に里見、上野に佐野　下野に宇都宮、那須、常陸に佐竹らあれば、八州の内御領となるはわずかに四国なり、かの駿遠三甲信の五ヵ国は年頃人民心服せし御領なれば、これを秀吉の手に入れ甲州はもっとも要地なれば加藤遠江守光泰を置き、後に浅野弾正少弼長政を置く、東海道要枢の渭洲に秀次、吉田に池田、浜松に堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府に中村を置くこれらはみな秀吉腹心のもの共を要地にすえ置きて、関八州の咽喉を押えて、少しも身を動かし手を出さ

じと謀りしのみならず、また関東は久しく北条に帰服せし地なれば新たに主をかえば一揆蜂起すべし、土地不案にて一揆を征せんには必ず敗るべきなり。その敗に乗じてはかる事あるべしとの秀吉が胸中明らかに知るべきなり」

と当時の逼迫した状勢を説明している（図154参照）。

三州高橋衆は家康直衛のボデーガードで、これを一旦緩急に備えて武蔵と下総の国境であり、かつ領成後道の起点である船橋附近と山海の食糧が豊富で精強な兵力を持つ上総の東金附近に配置したのである。

三州高橋七〇騎衆の宇都宮転出について、「徳川実紀」は一六一六年（元和二）五月二一日の条に

「本多上野介正純、上野国佐野一円二万石加へ給ふ。原封下野宇都宮に合せて五万七千余になさる。其上父佐渡守正信に属したる三州高橋士七十騎をも、正純が与力とし、根来組二百人をも歩行同心につけられ、この給料とて別に一万三千石余を給ふ。

と見え、三州高橋衆は、徳川家康の智恵袋といわれ、側近中の側近である本多正信に直属していた。

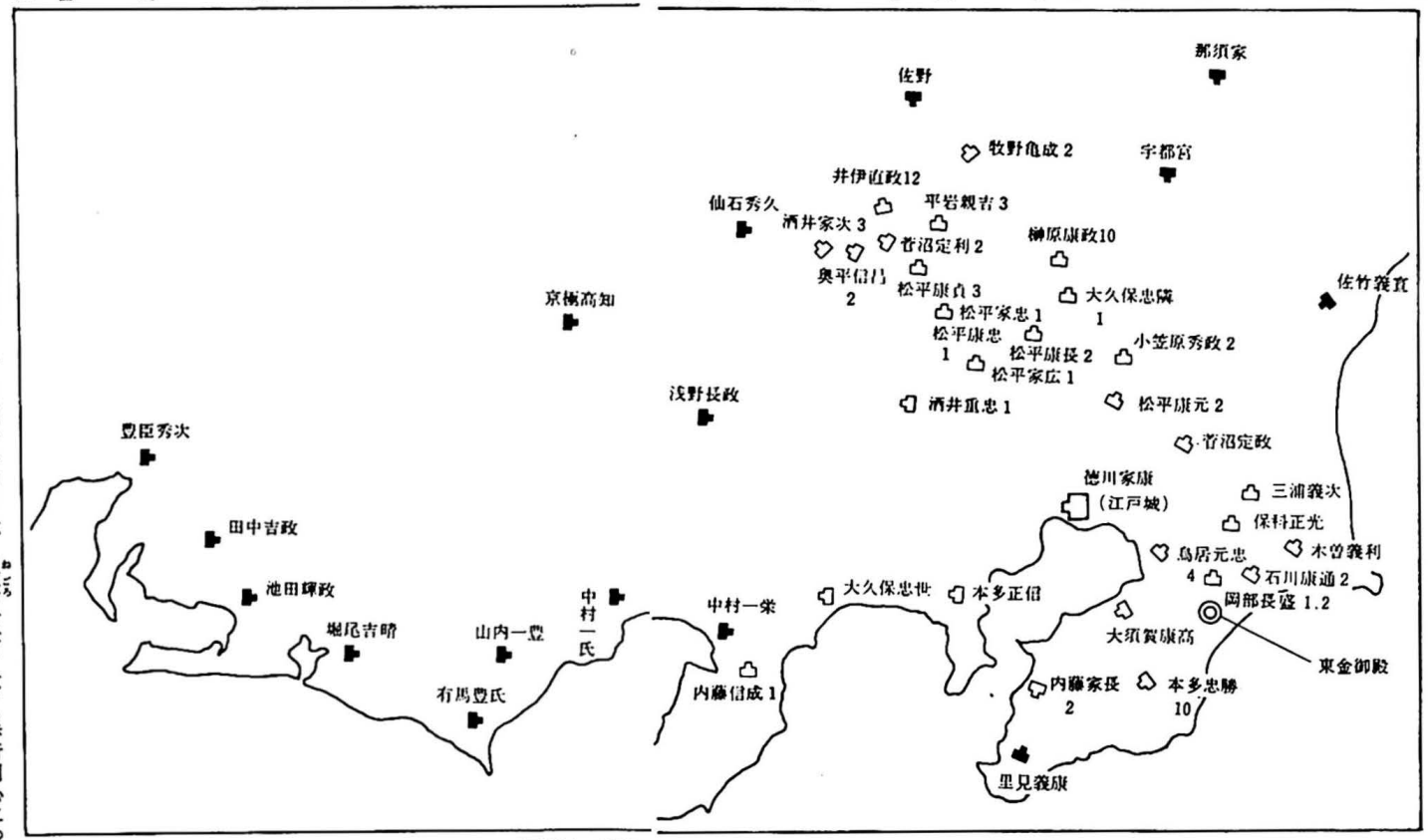

図154　1590（天正18）　8月15日　知行割図

巷間、徳川家康が鷹狩と称し東金御殿を訪れ、本多正信などとともに、大坂方に対する密謀を練ったと伝えられるが、三州高橋衆の配置といい、御成街道、東金御鷹場の策は、本多正信の発想であろう。

三州高橋衆は、本多正信の子正純の与力として宇都宮に赴任したのである。

「徳川実紀」一六二二年（元和八）八月二三日の条には、本多正純失脚の模様が記されている。要約すると、出羽国山形城（最上氏）請取に当った本多正純は、その措置について幕府の糺弾を受け、封地下野国宇都宮城一五万五千石を没収され出羽国に配流されるのである。

おそらく与力であった三州高橋衆も、この時致禄の運命に至ったと思われる。前述一八四一年（天保一二）の再写である小倉伝兵衛家文書「元禄年中の頃御地頭にて……（中略）……当地給知の訳等悉く書き記し」に、その後の高橋衆にふれて、つぎのように記されている。

「右元和五未年より上総古知行村々町奉行組与力給知になり、この以前三州七十騎衆と申す知行のよし、右七十騎衆は元和五未年に下野国宇都宮領へ所替え致し候よし、右七十騎衆のわけある人に承り候。東照宮様（徳川家康）三州に御住居の節の服心の衆に候よし、当時はその子孫いかにと相尋ね候ところ、当時七十騎衆の子孫いろいろに相成り、百姓、町人に成り候お方もこれあり、または小身の武士、お直参に成り候方もこれあり、江戸金助町に加藤金助と申す方これなり。これは出身のお方にはこれあり候えども往古より類焼いたし候ことにて土蔵も御所持につき往古の書物などもことごとくこれあるよし、よっては往古、上総御知行の節の書物などもこれあるべき旨申し語り候方これあり、もっとも右加藤金助様儀七十騎衆のうち、頭分のお方のよしにござ候。右のわけお語りなられ候お方は、浅草三組町鈴木金十郎様と申すお方に候。わざわざ穿鑿見候ところ、お小人目付にお役なられ候お方ゆえ、隠密、お調べに罷り出で申すと相見え、御一人にて一膳飯ぶなり。岩槻町泊屋永井之助にて止宿の節、同宿いたし候節、お噺しにご

ざ、これは相違申すに候、もっとも鈴木金十郎様もたぶん七十騎のわけくわしくお語りなられ候については、七十騎のうちの子孫と相聞え候」

与力給知の変遷について、川名登は前掲論文に

「この与力の知行は、元和年中に上総・下総および武州下谷金杉辺の三か所で高一万石を与えられたが、その後金杉村は御神領となったため、その代地を下総行徳領菅野村・小八幡村・二又村で受けた。また上総の給知の内二千石を下総香取郡の内へ移された。

と述べて、その原典は佐久間長敬「江戸町奉行事蹟問答」としているが、地方資料を見るかぎり、金杉村は見当らず、上総の給知の内二千石を下総香取郡の内へ移されたこともない。

高橋衆の知行地を引き続いだ与力給知であるが、元禄年中、何らかの必要があって、市川・船橋周辺の給知村々を召し上げ、その代替として旧佐倉領の一部を知行されたのである。　（田村　敬）

参考文献

川名　登　九十九里平野農村の史的構　集　第三輯　昭、四八
造　昭、四九
三上参次　江戸時代史(一)　講談社　昭、五二
九十九里町誌編集委員会　九十九里町誌資料